

## 資料2-1-1 袋井市防災会議条例

平成17年4月1日

条例第155号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、袋井市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 袋井市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 年号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

## (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者
  - (5) 教育委員会の教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、22人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることがある。

## (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第22号）

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(袋井市防災会議条例の一部改正に伴い新たに任命される委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行後最初に任命される袋井市防災会議の委員の任期は、袋井市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

## 資料2-1-2 袋井市防災会議運営要領

平成17年4月1日

告示第230号

## (趣旨)

第1条 この告示は、袋井市防災会議条例（平成17年袋井市条例第155号）第5条の規定に基づき、袋井市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、あらかじめ各委員に通知して行う。

## (委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員及び代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

## (会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専決処分)

第5条 防災会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げる事項について専決処分することができるものとする。

## (1) 軽微な変更等に関すること。

## (2) 災害等の発生により、当該災害等に関し早急に決定を要すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

## (書面による決議)

第6条 会長は、会議が次のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 袋井市地域防災計画の軽微な変更等に関する事項を審議するとき。

(2) 災害等の発生により、会議の招集が困難であるとき。

2 前項の規定による書面による会議の議決は、第4条の規定を準用する。

## (部会)

第7条 会長は、必要と認めるときに部会を設けることができる。

## (議事録)

第8条 会議については、議事録を作り会長及び会長の指名する出席委員2人以上が、これに署名しなければならない。

## (庶務)

第9条 会議の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

## 附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則(平成18年3月31日告示第52号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則(平成19年3月30日告示第49号)抄

## (施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則(平成30年3月30日告示第50号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則(令和2年3月31日告示第105号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則(令和3年3月30日告示第37号)

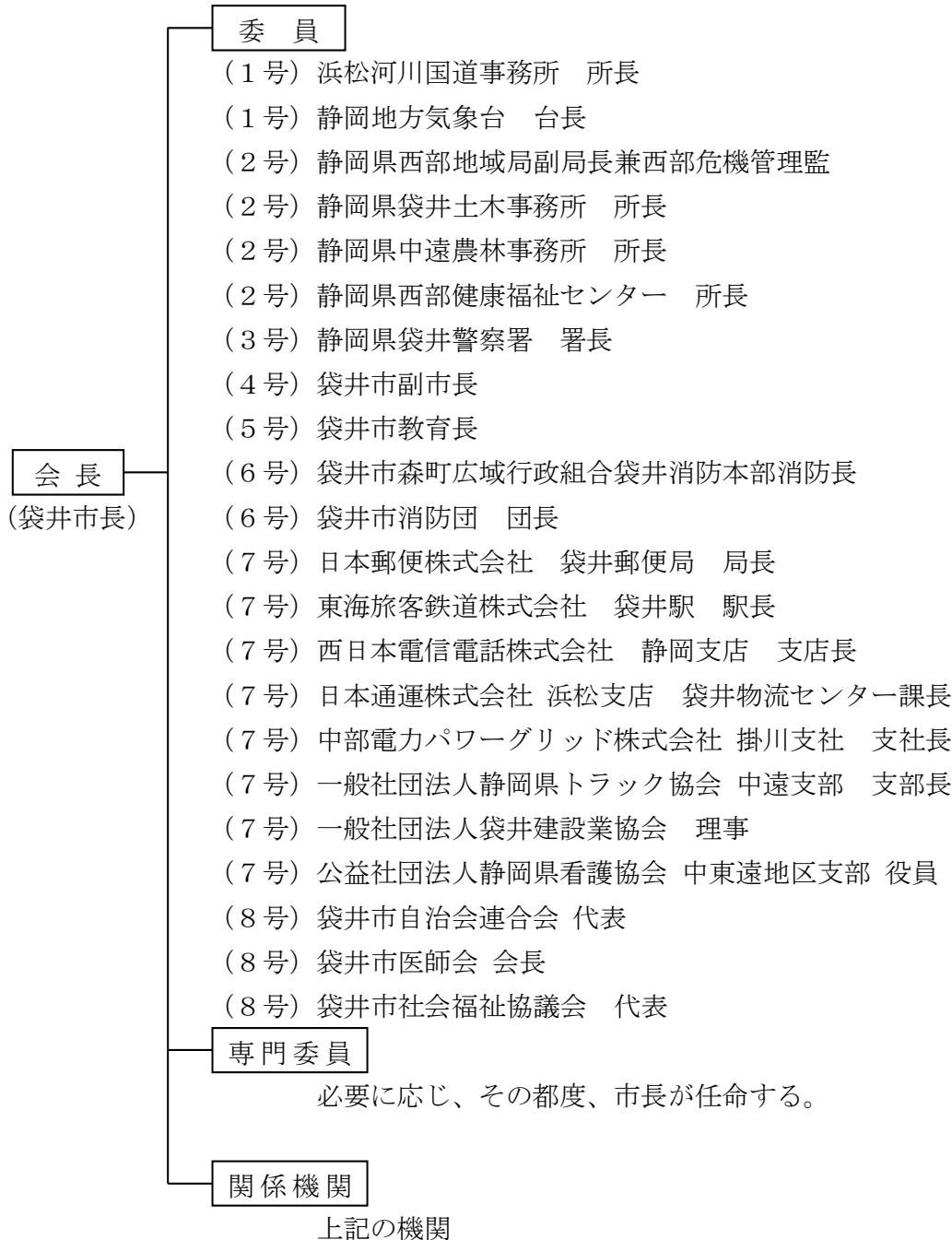
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則(令和4年2月28日告示第21号)

## 資料2-1-3

## 袋井市防災会議構成図

令和6年4月1日現在



## 資料2-2-1 袋井市地震災害警戒本部条例

平成17年4月1日

条例第157号

## (趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、袋井市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 袋井市教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(5) 袋井市森町広域行政組合の消防長又は消防吏員その他の職員のうちから市長が任命する者

(6) 消防団長

(7) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

## (部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (支部)

第4条 警戒本部に支部を置く。

2 支部に属すべき本部職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をもって充てる。

4 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部に属する支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 資料2-2-2 袋井市地震災害警戒本部運営要領

平成17年4月1日

告示第232号

## (目的)

第1条 この告示は、袋井市地震災害警戒本部条例(平成17年袋井市条例第157号)第5条の規定に基づき、袋井市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織及び運営に関する必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

## (組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。ただし、特定の事務を処理するため必要があると認めることは、同表の規定にかかわらず、別に定める班を置くことができる。

## (本部長)

第3条 警戒本部に、袋井市地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)を置き、市長をもって充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

## (副本部長)

第4条 警戒本部に、袋井市地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、又は本部長が欠けたときは、副市長、教育長の順序によりその職務を代理する。

## (正副本部長補佐)

第5条 警戒本部に、袋井市地震災害対策警戒正副本部長補佐(以下「正副本部長補佐」という。)を置き、危機管理部長をもって充てる。

2 正副本部長補佐は、地震防災応急対策等について、本部長及び副本部長(以下「正副本部長」という。)に助言を行う等、正副本部長を補佐し、災害対応全体を調整するとともに、袋井市災害対策本部組織に定める部、支部、警備部及び消防団を指揮監督する。(本部員)

第6条 警戒本部に、袋井市地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)として、部長及び副部長並びに班長及び副班長を置く。

2 本部員の配置は、本部長が別に定める袋井市地震災害警戒本部編成表によるものとする。

3 市職員以外の本部員として、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 袋井警察署長

(2) 東海旅客鉄道株式会社袋井駅長

(3) 西日本電信電話株式会社浜松支店長

(4) 日本通運株式会社浜松支店袋井物流センター長

(5) 中部電力パワーグリッド株式会社掛川営業所長

(6) 袋井ガス株式会社常務取締役

(7) 袋井市医師会会长

(8) 一般社団法人 静岡県トラック協会中遠支部長

(9) 一般社団法人 静岡県LPGガス協会西部支部袋井地区代表

(10) 袋井市消防団長

4 前項に規定する本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部の総合調整に当たるため、自ら警戒本部に出向し、又は代理者を派遣するものとする。

## (本部職員)

第7条 警戒本部に、袋井市地震災害警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)として、係長及び係員並びに支部長、副支部長及び支部員を置く。

2 本部職員の配置は、本部長が別に定める袋井市地震災害警戒本部編成表によるものとする。

## (職務)

第8条 本部員(第6条第3項に規定する本部員を除く。)及び本部職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

(2) 副部長は、部長を補佐する。

(3) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

(4) 副班長は、班長を補佐する。

(5) 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務について所属本部職員を指揮監督し、その処理に当たる。

(6) 支部長は、上司の命を受け、支部の事務を掌理し、所属支部員を指揮監督し、その処理に当たる。

(7) 副支部長は、支部長を補佐するとともに分掌事務について、その処理に当たる。

(8) 係員及び支部員は、上司の命を受け、その事務の処理に当たる。

(警戒本部の設置及び廃止)

第9条 本部長は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第16条の規定により警戒宣言が発せられたときは、直ちに警戒本部を設置するものとする。

2 警戒本部が設置されたときは、本部室を袋井市防災センター(袋井市国本2907番地)3階会議室に置く。

3 本部室には、「袋井市地震災害警戒本部」の標示をする。

4 本部室には、本部員及び本部長があらかじめ指名する本部職員を配置する。

5 本部長は、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事務処理を行った上、法第19条第2項の規定により警戒本部を廃止する。

6 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次に掲げる者に通知する。

(1) 静岡県地震災害警戒本部西部方面本部長

(2) 防災関係機関の長

(災害対策本部への引継ぎ)

第10条 警戒本部は、袋井市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置されたときは、法第19条第1項の規定により廃止する。

2 前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策の必要となる事項を災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第6項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は、行わないものとする。

(支部の拠点等)

第11条 支部は、別表第2に掲げる拠点に設置し、同表に掲げる自治会を管轄する。

(本部員会議)

第12条 本部長は、地震防災応急対策を協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、正副本部長、正副本部長補佐及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

(係長会議)

第13条 本部長は、地震防災応急対策について各係との連絡調整を図るため、必要に応じて係長会議を招集する。

2 係長会議の構成は、協議内容に応じてその都度定める。

(配備態勢)

第14条 本部員及び本部職員は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに本部室、各課執務室又は支部の拠点において、防災業務につくものとする。

2 警戒宣言が発せられた後、本部長、副本部長、本部員及び本部職員が配備につくまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じてそれぞれ組織の上席者が指揮するものとする。

3 勤務時間外又は休日等において交通事情等により配備につけないときは、所属長に連絡し、指示を受けるものとする。

4 本部職員が適正な配備につけない場合は、各部等で調整し、部長が指名した者が補佐する。

(本部員及び本部職員の心構え)

第15条 本部長の指令、部長等の指示、連絡及びそれらの伝達並びに関係機関等からの警戒本部あての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が特に軽易な場合を除き、記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

2 本部員及び本部職員は、警戒本部が行う地震防災応急対策を支援するために参集した関係機関、関係団体及び自主防災活動を実施する市民その他の者に対しては、誠実に対応しなければならない。

3 本部員及び本部職員は、自らの言動によって住民に不安を与える、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。

4 本部員及び本部職員は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、別に定める「袋井市地域防災計画 地震対策編」による。

[略]

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)袋井市地震災害警戒本部組織及び分掌事務

本部長	市長		
副本部長	副市長		教育長
正副本部長補佐	危機管理部長		

部名	班名	係名	分掌事務
危機管理部	統括班	統括係	1 警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 本部員会議及び班長・支部長会議に関すること。 3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること。 4 市の地震防災応急対策の実施の総括に関すること。 5 消防団との連絡調整に関すること。 6 避難状況及び地震防災応急対策実施状況の県への報告に関すること。 7 自衛隊等の派遣要請・受入調整に関すること。 8 地震防災応急対策の実施状況の記録整理に関すること。 9 原子力災害情報の収集に関すること。 10 各班への指示に関すること。
総務部	総務班	連絡調整係	1 各部、各班及び各支部との連絡調整に関すること。 2 防災関係機関、市民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。
		動員係	1 職員の非常招集、配備、集計、解除に関すること。 2 職員の健康管理に関すること。 3 議員との連絡調整に関すること。
	秘書班	涉外係	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 外来者の応接に関すること。
	支援対応班	支援対応係	1 コミュニティセンターの安全対策等に関すること。 2 市民からの要請及び相談に対する受付、案内に関すること。 3 N P O 団体など災害時支援団体等の支援要請及び受け入れに関すること。 4 交通安全対策（警察署との連携）に関すること。 5 民間交通指導員の協力要請に関すること。
地域支援部	地域支援班	地域支援係	1 浅羽支所の車両の配車に関すること。 2 浅羽支所庁舎の地震防災応急対策の実施に関すること。 3 現地災害対策本部の開設・運営に関すること。 4 津波に関する各種情報の収集に関すること。 5 津波監視カメラによる海岸等の監視に関すること。 6 津波避難（住民への情報伝達、避難施設等の確保、避難状況など）に関すること。 7 3 支部（浅羽西、浅羽東及び浅羽南）の津波対応の統括に関すること。
企画部	広報班	広報係	1 同時通報無線の利用調整に関すること。 2 地震情報、気象情報その他の情報の広報活動に関すること。 3 新聞、テレビ等の情報の集約に関すること。 4 記者発表及び報道機関への対応に関すること。 5 地震防災応急対策実施状況の記録に関すること。 6 本部長の市民に対する呼び掛けに関すること。
	物資調達班	物資調達係	1 緊急物資の総合調整に関すること。 2 緊急物資受け入れの準備に関すること。 3 緊急物資配分の準備に関すること。
	外国人支援班	外国人支援係	1 外国人からの要請及び相談に対する受付、案内に関すること。 2 国際交流協会など関係団体との調整に関すること。
	情報班	情報係	1 地域防災無線、防災行政無線及び防災行政用ファクシミリの利用調整に関すること。 2 避難状況及び地震防災応急対策実施状況の収集伝達に関すること。 3 「南海トラフ地震に関する情報」その他の情報の収集伝達に関すること。 4 地震、気象、交通及び道路情報並びに民心の動向等の情報の収集伝達に関すること。

部名	班名	係名	分掌事務
財政部	経理財政班	経理財政係	1 地震防災応急対策の予算措置に関すること。 2 避難所開設状況及び避難状況等の情報収集、集計に関する こと。
		管財係	1 応急車両の借上げに関すること。 2 車両の配車に関すること。 3 各種輸送の連絡調整に関すること。 4 庁舎の地震防災応急対策の実施に関すること。 5 市有財産の地震防災応急対策の実施に関すること。 6 コンピュータに関すること。
	調査班	調査係	1 被害状況調査の準備に関すること。
総合健康部	救護衛生班	救護衛生係	1 救護所の開設準備に関すること。 2 袋井市医師会等との連絡調整に関すること。 3 救急用薬品及び衛生資材の調達又はあつせんに関すること。 4 医療救護の調整に関すること。 5 防疫薬剤及び衛生資材の調達又はあつせんに関すること。 6 防疫活動の準備に関すること。 7 安定ヨウ素剤の調製・配布の準備に関すること。
	地域医療班	地域医療係	1 総合健康センター及び聖隸袋井市民病院庁舎の地震防災応 急対策の実施に関すること。
市民生活部	市民班	市民係	1 住民の安否情報の対応に関すること。 2 遺体の埋火葬処理に関すること。 3 遺体収容所に関すること。
	生活支援班	生活支援係	1 社会福祉施設の地震防災応急対策に関すること。 2 避難所生活の支援に関すること。 3 民生委員との連絡調整に関すること。 4 災害に対する救援物資の準備に関すること。 5 炊き出しの準備に関すること。 6 社会福祉協議会等の団体への協力要請及び連絡調整に関する こと。 7 ボランティアの受入れ準備に関すること。
	要配慮者支援班	要配慮者支援係	1 災害時要援護者施設の地震防災応急対策に関すること。 2 災害時要援護者の要援護者世帯の避難状況の把握に関する こと。
産業部	農政班	農政係	1 病害虫防除対策指示及び飼料の確保対策に関すること。 2 家畜伝染病の予防及び防疫の準備に関すること。 3 主食及び副食の調達、あつせん及び配分に関すること。 4 農業団体との連絡及び協調に関すること。
	商工班	商工係	1 商工会議所等との連絡及び協調に関すること。 2 企業に対する協力要請等に関すること。 3 企業、事業所等に対する支援に関すること。 4 中小企業に対する融資に関すること。 5 物資及び生活必需品の調達及びあつせんに関すること。
環境水道部	環境衛生班	環境衛生係	1 環境衛生施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 清掃業者との連絡調整に関すること。 3 公害防止活動に関すること。 4 仮設便所の設置準備に関すること。 5 災害廃棄物置き場の確保に関すること。
	上水道班	上水道係	1 飲料水の確保対策及びその指導に関すること。 2 飲料水供給の準備に関すること。 3 水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 4 応急復旧活動の態勢の準備に関すること。 5 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。
	下水道班	下水道係	1 下水道施設の地震防災応急対策の実施促進に関すること。 2 凈化センター施設の安全対策に関すること。 3 凈化センター施設の地震防災応急対策の実施に関すること。

部名	班名	係名	分掌事務
都市建設部	建築住宅班	建築住宅係	1 公営住宅の管理に関すること。 2 応急仮設住宅の建設準備に関すること。 3 応急住宅の準備に関すること。 4 建築物の応急補強対策及び屋外安全対策の相談対応に関すること。 5 屋外広告物の落下等の防止対策の促進に関すること。
		建設班	1 緊急輸送路の確保に関すること。 2 工事中土木施設の保安措置に関すること。 3 道路等の交通規制に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 海岸に関すること。 6 都市公園等の地震防災応急対策に関すること。
		資材係	1 応急復旧用土木資材の確保対策に関すること。 2 建設業者の確保対策に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育係	1 教職員等の動員に関すること。 2 児童、生徒及び園児の安全対策に関すること。 3 児童、生徒及び園児の避難状況の把握に関すること。 4 教科書及び学用品の準備及び確保に関すること。 5 休校その他学校管理に関すること。
		育ちの森	1 施設利用者の避難に関すること。 2 施設の被害状況調査及び報告に関すること。 3 施設の地震防災応急対策の復旧に関すること。
		保育所 幼稚園 小学校 中学校	1 児童、生徒及び園児の避難に関すること。 2 施設の安全対策に関すること。 3 施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 4 避難所の準備に関すること。
		教育総務班	1 教育施設等の安全対策に関すること。 2 教材用備品の確保に関すること。 3 教育関係の地震防災応急対策の取りまとめに関すること。 4 避難所・救護所施設の準備に関すること。
		社会教育係	1 社会教育施設、社会体育施設及び文化財の地震防災応急対策の実施促進に関すること。(メロープラザ含む)
		図書館	1 施設利用者の避難に関すること。 2 施設の安全対策に関すること。 3 施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
		学校給食センター	1 施設の安全対策に関すること。 2 施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 3 炊き出しの準備に関すること。
	支 部 (19支部)		1 各支部管内の各種情報の収集伝達に関すること。 2 自主防災組織(自治会)との連絡調整及び共助に関するこ と。 3 応急給水及び炊き出しの準備に関すること。 4 避難所の管理運営に関するこ と。 5 救護所の開設準備に関するこ と。 6 安定ヨウ素剤の調製・配布の準備に関するこ と。
警備部	警備部については、袋井市森町広域行政組合の大規模災害消防計画による。 ただし、連絡員として2人を袋井市災害対策本部に派遣するものとする。		
消防団	団本部	袋井方面隊 浅羽方面隊	1 地震の警戒に関するこ と。 2 災害救助活動の準備に関するこ と。 3 避難誘導に関するこ と。 4 自主防災組織との連絡及び共助に関するこ と。 5 警備部との連絡調整に関するこ と。
防災関係機関			1 それぞれの施設における、地震防災応急対策の実施に関するこ と。

## 部局横断的プロジェクトチーム組織及び分掌事務

災害時要援護者支援チーム (要援護者支援班・生活支援班・統括班)	1 災害時要援護者避難支援計画の実施に関するこ と。
遺体処理対策班 (市民班・生活支援班・統括班)	1 遺体収容所の設置準備に関するこ と。
豪雨被害避難情報発令判断チーム (建設班・農政班・地域支援班・統括班)	1 水害及び土砂災害における避難情報等の避難情報発令の判 断に関するこ と。

## 資料2-2-3 袋井市災害対策本部条例

平成17年4月1日

条例第156号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、袋井市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2-2-4 袋井市災害対策本部運営要領

平成17年4月1日

告示第231号

## (目的)

第1条 この要領は、袋井市災害対策本部条例(平成17年袋井市条例第156号)第4条の規定に基づき、袋井市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

## (組織及び分掌事務)

第2条 本部の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。ただし、特定の事務を処理するため必要があると認めるときは、同表の規定にかかわらず、別に定める班を置くことができる。

## (本部長)

第3条 本部に、袋井市災害対策本部長(以下「本部長」という。)を置き、市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

## (副本部長)

第4条 本部に、袋井市災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副市長、教育長の順序によりその職務を代理する。

## (正副本部長補佐)

第5条 本部に、袋井市災害対策正副本部長補佐(以下「正副本部長補佐」という。)を置き、危機管理部長をもって充てる。

2 正副本部長補佐は、災害時の対応等について、本部長及び副本部長(以下「正副本部長」という。)に助言を行う等、正副本部長を補佐し、災害対応全体を調整するとともに、袋井市災害対策本部組織に定める部、支部、警備部及び消防団を指揮監督する。

## (本部員)

第6条 本部に、袋井市災害対策本部員(以下「本部員」という。)として、部長、副部長、班長、副班長及び特命防災要員を置く。

2 本部員の配置は、本部長が別に定める袋井市災害対策本部編成表によるものとする。

## (本部職員)

第7条 本部に、袋井市災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)として、係長及び係員並びに支部長、副支部長及び支部員を置く。

2 本部職員の配置は、本部長が別に定める袋井市災害対策本部編成表によるものとする。

## (職務)

第8条 本部員及び本部職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

(2) 副部長は、部長を補佐する。

(3) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

(4) 副班長は、班長を補佐する。

(5) 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務について所属本部職員を指揮監督し、その処理に当たる。

(6) 支部長は、上司の命を受け、支部の事務を掌理し、所属支部員を指揮監督し、その処理に当たる。

(7) 副支部長は、支部長を補佐するとともに分掌事務について、その処理に当たる。

(8) 係員及び支部員は、上司の命を受け、その事務の処理に当たる。

(9) 特命防災要員は、突発災害の際、本部の初動態勢の確保に当たる。

## (本部の設置及び廃止)

第9条 本部長は、本部の設置が必要と認めるときは、袋井市地域防災計画の定めるところにより本部を置く。

2 本部が設置されたときは、本部室を袋井市防災センター(袋井市国本2907番地)3階に置く。ただし、災害の状況により本部長が認めたときは、別に置くことができる。

3 本部室には、「袋井市災害対策本部」の標示をする。

4 本部室には、本部員及び本部長があらかじめ指名する本部職員を配置する。

5 本部長は、災害の危険がなくなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

6 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を次に掲げる者のうち、必要と認められる者に通知する。

- (1) 静岡県災害対策本部西部方面本部長
- (2) 防災関係機関の長
- (3) 報道関係機関  
(支部の拠点等)

第10条 支部は、別表第2に掲げる拠点に設置し、同表に掲げる自治会を管轄する。

(本部員会議)

第11条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、正副本部長、正副本部長補佐及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

(係長会議)

第12条 本部長は、災害対策について各係との連絡調整を図るため、必要に応じて係長会議を招集する。

2 係長会議の構成は、協議内容に応じてその都度定める。

(配備態勢)

第13条 配備態勢は、別表第3のとおりとし、配備の種別等は、その都度本部長が決定する。

2 本部員及び本部職員は、勤務時間外又は休日等において、報道機関その他の情報によって災害の発生を知り、本部の設置が推察される場合、又は設置されたことを知ったときは、直ちに本部室、各課執務室又は支部の拠点において、所定の勤務につくものとする。

(本部員及び本部職員の心構え)

第14条 本部長の指令、部長等の指示、連絡及びそれらの伝達並びに関係機関等からの本部あての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が特に軽易な場合を除き、その記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

2 本部員及び本部職員は、本部の行う応急救助、災害応急復旧等の活動に協力するために参考した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者に対しては、誠実に対応しなければならない。

3 本部員及び本部職員は、自らの言動によって住民に不安を与える、若しくは住民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。

4 本部員及び本部職員は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める「袋井市地域防災計画」による。

#### 附 則

[略]

附 則(令和2年9月30日告示第199号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第2条関係)袋井市災害対策本部組織及び分掌事務

本部長	市長	
副本部長	副市長	教育長
正副本部長補佐	危機管理部長	

部名	班名	係名	分掌事務
危機管理部	統括班	統括係	<p>1 本部に関すること。</p> <p>2 本部員会議及び班長・支部長会議に関すること。</p> <p>3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること。</p> <p>4 市の災害応急対策の実施の総括に関すること。</p> <p>5 災害救助法の適用に関すること。</p> <p>6 被災者生活再建支援法の適用に関すること。</p> <p>7 消防団との連絡調整に関すること。</p> <p>8 災害関係情報の県への報告に関すること。</p> <p>9 自衛隊等の派遣要請及び他市町村の応援協力要請・受け入れに関すること。</p> <p>10 災害応急対策の実施状況の記録整理に関すること。</p> <p>11 原子力災害の対応に関すること。</p> <p>12 各班への指示に関すること。</p>
総務部	総務班	連絡調整係	<p>1 各部、各班及び各支部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 防災関係機関、市民等に対する指示、協力要請及び連絡調整に関すること。</p> <p>3 り災証明（火災は除く。）以外の証明書の発行に関すること。</p>
		動員係	<p>1 職員の非常招集、配備、集計、解除に関すること。</p> <p>2 職員の健康管理に関すること。</p> <p>3 職員、その家族及びその住宅の安否の調査及び対策に関すること。</p> <p>4 議員との連絡調整に関すること。</p>
	秘書班	涉外係	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</p> <p>2 災害視察者、見舞者等の応接に関すること。</p>
	支援対応班	支援対応係	<p>1 コミュニティセンターの安全対策や利用者避難等に関すること。</p> <p>2 市民からの要請及び相談に対する受付、案内に関すること。</p> <p>3 NPO団体など災害時支援団体等の支援要請及び受け入れに関すること。</p> <p>4 交通安全対策（警察署との連携）に関すること。</p> <p>5 民間交通指導員の協力要請に関すること。</p>
地域支援部	地域支援班	地域支援係	<p>1 浅羽支所の車両の配車に関すること。</p> <p>2 浅羽支所庁舎の災害措置に関すること。</p> <p>3 現地災害対策本部の開設・運営に関すること。</p> <p>4 津波に関する各種情報の収集に関すること。</p> <p>5 津波監視カメラによる海岸等の監視に関すること。</p> <p>6 津波避難（住民への情報伝達、避難施設等の確保、避難状況など）に関すること。</p> <p>7 3支部（浅羽西、浅羽東及び浅羽南）の津波対応の総括に関すること。</p> <p>8 津波被害による災害応急対応に関すること。</p>
企画部	広報班	広報係	<p>1 同時通報無線の利用調整に関すること。</p> <p>2 地震情報、気象情報その他の情報の広報活動に関すること。</p> <p>3 新聞、テレビ等の情報の集約に関すること。</p> <p>4 記者発表及び報道機関への対応に関すること。</p> <p>5 災害状況の記録に関すること。</p> <p>6 本部長の市民に対する呼び掛けに関すること。</p>
	物資調達班	物資調達係	<p>1 緊急物資の総合調整に関すること。</p> <p>2 緊急物資受け入れに関すること。</p> <p>3 緊急物資配分に関すること。</p>
	外国人支援班	外国人支援係	<p>1 外国人からの要請及び相談に対する受付、案内に関すること。</p> <p>2 国際交流協会など関係団体との調整に関すること。</p>
	情報班	情報係	<p>1 地域防災無線、防災行政無線及び防災行政用ファクシミリの利用調整に関すること。</p> <p>2 災害関係情報の収集伝達に関すること。</p> <p>3 地震、気象、交通及び道路情報並びに民心の動向等の情報の収集伝達に関すること。</p>

部名	班名	係名	分掌事務
財政部	経理財政班	経理財政係	1 被害状況調査等の集計に関すること。 2 避難所開設状況及び避難状況等の情報収集、集計に関する こと。 3 災害対策の予算措置に関すること。 4 災害時における経理に関すること。 5 金融機関との連絡調整に関すること。
		管財係	1 応急車両の借上げに関すること。 2 車両の配車に関すること。 3 各種輸送の連絡調整に関すること。 4 庁舎の災害措置に関すること。 5 市有財産の災害措置に関すること。 6 コンピュータの復旧に関すること。
	調査班	調査係	1 人、家屋等の被害状況調査に関すること。 2 災害による市税の減免に関すること。 3 り災者名簿の作成に関すること。 4 り災証明(火災は除く。)の発行に関すること。
総合健康部	救護衛生班	救護衛生係	1 救護所の開設・調整に関すること。 2 袋井市医師会等との連絡調整に関すること。 3 負傷者の救護体制に関すること。 4 救急用薬品及び衛生資材の調達又はあっせんに関すること。 5 防疫薬剤及び衛生資材の調達又はあっせんに関すること。 6 災害地における予防衛生に関すること。 7 災害の防疫に関すること。 8 安定ヨウ素剤の調製・配布に関すること。
	地域医療班	地域医療係	1 総合健康センター及び聖隸袋井市民病院庁舎の地震防災応急対策の実施に関すること。
市民生活部	市民班	市民係	1 住民の安否情報の対応に関すること。 2 遺体の埋火葬処理に関すること。 3 遺体収容所に関すること。
	生活支援班	生活支援係	1 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策に関するこ と。 2 災害救助法の実施に関すること。 3 被災者生活再建支援法の実施に関すること。 4 災害見舞金に関すること。 5 り災者の救護に関すること。 6 災害義援金の取り扱いに関すること。 7 り災世帯の生活相談に関すること。 8 避難所生活の支援に関すること。 9 応急仮設住宅への入居者及び住宅応急修理の対象者の選考 に関すること。 10 民生委員との連絡調整に関すること。 11 り災者に対する救援物資の受入れ、配分に関すること。 12 炊き出しに関すること。 13 社会福祉協議会等の団体への協力要請及び連絡調整に関する こと。 14 ボランティアの受入れ及び指導に関すること。
	要配慮者支援班	要配慮者支援係	1 災害時要援護者施設の被害状況調査及び災害対策の実施に に関すること。 2 災害時要援護者の要援護世帯に対する援護の実施に関する こと。

部名	班名	係名	分掌事務
産業部	農政班	農政係	<p>1 農作物及び農業関係施設の被害状況調査に関すること。</p> <p>2 農作物及び農業関係施設の被害に対する支援に関すること。</p> <p>3 家畜伝染病の予防及び防疫並びに死亡獣畜処理に関すること。</p> <p>4 主食及び副食の調達、あつせん及び配分に関すること。</p> <p>5 農作物の種苗及び家畜飼料の応急補給に関すること。</p> <p>6 農業団体との連絡及び協調に関すること。</p> <p>7 農地及び農業用公共施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>8 滞水防除に関すること。</p>
	商工班	商工係	<p>1 物資及び生活必需品の調達及びあつせんに関すること。</p> <p>2 企業に対する協力要請等に関すること。</p> <p>3 商工会議所等との連絡及び協調に関すること。</p> <p>4 企業、事業所等に対する支援に関すること。</p> <p>5 中小企業に対する融資に関すること。</p>
環境水道部	環境衛生班	環境衛生係	<p>1 環境衛生施設の被害状況調査に関すること。</p> <p>2 じん芥収集及びし尿汲み取り処理に関すること。</p> <p>3 清掃業者との連絡調整に関すること。</p> <p>4 公害防止活動に関すること。</p> <p>5 仮設便所の設置に関すること。</p> <p>6 浸水家屋等への消毒剤配布に関すること。</p> <p>7 災害廃棄物に関すること。</p> <p>8 被災動物の救護に関すること。</p>
	上水道班	上水道係	<p>1 水道関係の災害時における経理に関すること。</p> <p>2 飲料水の応急給水に関すること。</p> <p>3 水道施設の被害状況調査に関すること。</p> <p>4 給水施設の応急復旧に関すること。</p> <p>5 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。</p>
	下水道班	下水道係	<p>1 下水道施設の被害状況調査に関すること。</p> <p>2 下水道施設の応急復旧に関すること。</p> <p>3 下水道事業排水設備指定工事店との連絡調整に関すること。</p> <p>4 净化センター施設の被害状況調査及び報告に関すること。</p> <p>5 净化センター施設の応急復旧に関すること。</p>
都市建設部	建築住宅班	建築住宅係	<p>1 応急危険度判定に関すること。</p> <p>2 公営住宅の被害状況調査に関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>4 応急住宅の準備に関すること。</p> <p>5 建築物の災害復旧の技術指導に関すること。</p> <p>6 建築許可に関すること。</p>
	建設班	復旧係	<p>1 緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>2 土木施設（施工中を含む。）の被害状況調査、応急措置及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 道路等の交通規制に関すること。</p> <p>4 水防活動に関すること。</p> <p>5 海岸に関すること。</p> <p>6 都市公園等の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>7 道路の復興、改築に関すること。</p> <p>8 河川の復興、改築に関すること。</p> <p>9 土砂災害警戒区域に関すること。</p> <p>10 水防情報に関すること。</p> <p>11 災害復興に伴う、用地に関すること。</p>
		資材係	<p>1 応急復旧用土木資材の確保及び配分に関すること。</p> <p>2 建設業者との連絡調整に関すること。</p>

部名	班名	係名	分掌事務
教育部	学校教育班	学校教育係	1 教職員等の動員に関する事。 2 応急の教育に関する事。 3 児童、生徒及び園児の避難に関する事。 4 教科書及び学用品の調達及びあつせんに関する事。 5 休校その他学校管理に関する事。
		育ちの森	1 施設利用者の避難に関する事。 2 施設の被害状況調査及び報告に関する事。 3 施設の応急復旧に関する事。
		保育所 幼稚園 小学校 中学校	1 児童、生徒及び園児の避難に関する事。 2 施設の被害状況調査及び報告に関する事。 3 避難所の管理運営に関する事。
		総務係	1 教育施設等の被害状況調査に関する事。 2 教育施設等の保全及び応急復旧に関する事。 3 避難所・救護所施設の管理に関する事。
		社会教育係	1 社会教育施設、社会体育施設及び文化財の利用者避難・被害状況調査に関する事。(メロープラザ含む) 2 社会教育団体への協力要請に関する事。
		図書館	1 施設利用者の避難に関する事。 2 施設の被害状況調査及び報告に関する事。 3 施設の応急復旧に関する事。
		学校給食センター	1 施設の被害状況調査及び報告に関する事。 2 施設の応急復旧に関する事。 3 炊き出しに関する事。
			1 各支部管内の各種情報の収集伝達に関する事。 2 人、家屋等の被害状況調査及び報告に関する事。 3 自主防災組織(自治会)との連絡調整及び共助に関する事。 4 応急給水及び炊き出しに関する事。 5 避難所の管理運営に関する事。 6 救護所の開設・運営に関する事。 7 安定ヨウ素剤の調製・配布に関する事。
	支部(19支部)		
	特命防災要員		1 初動体制の確保に関する事。
警備部	警備部については、袋井市森町広域行政組合の大規模災害消防計画による。 ただし、連絡員として2人を袋井市災害対策本部に派遣するものとする。		
消防団	団本部	袋井方面隊 浅羽方面隊	1 災害の防ぎよ及び被害状況調査に関する事。 2 人命救助及び行方不明者の捜索に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 自主防災組織との連絡及び共助に関する事。 5 警備部との連絡調整に関する事。 6 応急補修の実施に関する事。

## 部局横断的プロジェクトチーム組織及び分掌事務

災害時要援護者支援チーム (要配慮者支援班・生活支援班・統括班)	1 災害時要援護者避難支援計画の実施に関する事。
遺体処理対策班 (市民班・生活支援班・統括班)	1 遺体収容所の管理・運営に関する事。
豪雨被害避難情報発令判断チーム (建設班・農政班・地域支援班・統括班)	1 水害及び土砂災害における避難指示等の避難情報発令の判断に関する事。

## 別表第2(第9条関係)支部の拠点及び管轄する自治会

支部名	拠点名	管轄する自治会
駅前支部	袋井図書館	西通 東通 栄町 瞳町
高尾支部	袋井南小学校	掛之上 下地 三門町 田端 大門一丁目 大門二丁目 大門三丁目 大門五丁目
高南支部	高南小学校	柳原 南町 小川町 砂本町 清水町 青木町第1 青木町第2 高尾台
豊沢・愛野支部	袋井南中学校	神長南 神長中 神長北 宝野 大通 菩提 法多 上石野 祢宜弥 下石野 山田川 寺前 小野田
袋井支部	袋井中学校	新町 本町 永楽町 方丈東 方丈中 方丈南 方丈西 方丈北
川井支部	袋井西小学校	川井東 川井中 川井西第1 川井西第2 木原 土橋 西田
袋井北支部	袋井北小学校	鷺巣上 鷺巣下 可睡 上久能 中久能 下久能 天神町 堀越上 堀越中 堀越一丁目 堀越二丁目 堀越三丁目 堀越五丁目 山科上 山科下 北町 田町 泉町 葵町 旭町
袋井東支部	袋井東小学校	上貫名 下貫名 新屋 久津部西 久津部東 名栗北原川 不入斗 菅ヶ谷 久津部北 村松下 村松上 村松西
今井支部	今井小学校	深見北 深見南 深見東 太田 太田東 太田西 延久 横井 徳光 小山
田原支部	田原幼稚園	上新池 下新池 松袋井 彦島
三川支部	三川コミュニティセンター	見取 大谷 友永 萱間 川会 山田
笠原支部	笠原小学校	五十岡 西区 上区 東区 下区 南区 三沢 三輪 柏木
上山梨支部	山名コミュニティセンター	上町 中町 下町 月見町 入古 金屋敷 沖山梨
下山梨支部	周南中学校	下山梨上 下山梨下 平宇
宇刈支部	山名小学校	春岡 可睡の杜南 可睡の杜北 一色 宇刈三沢 馬ヶ谷 中村 大日
浅羽北支部	浅羽北コミュニティセンター	諸井第1 諸井第2 諸井第3 諸井第4 諸井第5 浅羽第1 浅羽第2 浅羽第3 浅羽第4 浅羽山の手第1 浅羽山の手第2 浅羽南第1 浅羽南第2 浅名第1 浅名第2 浅名第3 浅名第4 豊住第1 豊住第2
浅羽西支部	浅羽西コミュニティセンター	長溝第1 長溝第2 長溝第3 浅岡上 浅岡下 中 風の街 浅羽一色 富里上 富里中 富里下 西ヶ崎
浅羽東支部	浅羽東コミュニティセンター	新堀 梅山第1 梅山第2 松原第1 松原第2 初越
浅羽南支部	浅羽南小学校	中新田 大野第1 大野第2 東同笠 西同笠 太郎助 湊東第1 湊東第2 湊中 湊西

別表第3(第12条関係)袋井市災害対策本部配備態勢

## 災害対策本部事前配備態勢

配備の種別	配備の基準	動員の範囲	分掌事務
事前配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・市内で震度3の地震が観測されたとき。</li> <li>・時間雨量が概ね30ミリメートルを超えたとき又は降り始めから概ね100ミリメートルを超えたとき。</li> <li>・その他の状況により危機管理部長の指示があつたとき。</li> </ul>	<p>災害対策本部の本部職員のうち、班長以下の職員で編成する班で対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部（秘書班を除く。）の職員</li> <li>・企画部の職員</li> <li>・財政部の職員</li> <li>・市民生活部の職員</li> <li>・産業部（農政班及び排水機場担当職員を除く。）の職員</li> <li>・環境水道部（上下水道班を除く。）の職員</li> <li>・都市建設部建築住宅班の職員</li> <li>・教育部の職員 (再任用の職員は除く。) (4月1日現在の育児休業中等職員を除く。)</li> <li>・総合健康部の職員は除く。)</li> </ul> <p>※【建設班】【農政班】は左記基準とは別の基準で態勢を執る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集に関すること。</li> <li>・県及び防災関係機関との連絡等に関すること。</li> <li>・準備態勢への移行に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

## 災害対策本部準備態勢

配備の種別	配備の基準	動員の範囲	分掌事務
準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれがあり、危機管理部長の指示があつたとき。</li> <li>・その他の状況により危機管理部長の指示がとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理部長</li> <li>・危機管理課</li> <li>・維持管理課</li> <li>・浅羽支所市民サービス課</li> <li>・農政課</li> </ul> <p>・必要に応じて上記の課長が招集する職員</p> <p>・必要に応じて危機管理課長が招集する河川水位観測者</p> <p>・危機管理部長が招集する職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置準備に関すること。</li> <li>・配備態勢への移行に関すること。</li> <li>・情報の収集に関すること。</li> <li>・県及び防災関係機関との連絡等に関すること。</li> <li>・市道の交通規制等の準備に関すること。</li> <li>・湛水防除の準備に関すること。</li> <li>・現地災害対策本部の設置準備に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「津波注意報」が発表されたとき。</li> <li>・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</li> <li>・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</li> </ul>	<p>◎本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課</li> </ul> <p>◎現地災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援部長、副部長</li> <li>・地域支援班（メロープラザを除く。）</li> <li>・警備部は、連絡員として職員を現地災害対策本部へ派遣する。</li> </ul> <p>◎支部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浅羽南支部の全支部員、浅羽西支部、浅羽東支部の2支部及び支部長、副支部長及び各支部長が必要に応じて招集する支部職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地災害対策本部の設置に関すること。</li> <li>・自治会及び自主防災組織との連絡調整及び指示に関すること。</li> <li>・市本部及び消防（水防）団との連絡等に関すること。</li> </ul>

## 災害対策本部配備態勢

配備の種別	配備の基準	動員の範囲	分掌事務
第一次配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、相当の災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。</li> <li>・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</li> <li>・「津波警報」が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎本部           <ul style="list-style-type: none"> <li>・正副本部長補佐</li> <li>・全部長、全副部長</li> <li>・統括班</li> <li>・総務班の班長及び動員係長</li> <li>・情報班の班長及び係長</li> <li>・支援対応班の班長</li> <li>・地域支援班の班長及び係長</li> <li>・秘書班の班長</li> <li>・広報班</li> <li>・経理財政班の班長</li> <li>・農政班の班長</li> <li>・建築住宅班の班長</li> <li>・建設班</li> <li>・総務班長が必要に応じて招集する河川水位観測者</li> <li>・警備部は、連絡員として職員を本部へ派遣する。</li> </ul> </li> <li>◎現地災害対策本部           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援部長、副部長</li> <li>・地域支援班の班長</li> </ul> </li> <li>・いずれの班においても班長が、必要に応じて招集した所属本部職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集に関すること。</li> <li>・各部との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害時における職員の配置及び服務に関すること。</li> <li>・車両の確保及び資機材の調達に関すること。</li> <li>・県及び防災関係機関との連絡、要請等に関すること。</li> <li>・本部の設置に関すること。</li> <li>・市道の交通規制等に関すること。</li> <li>・住民に対する情報の伝達に関すること。</li> <li>・交通安全対策に関すること。</li> <li>・応急車両の借上げ及び運行に関すること。</li> <li>・資材の供給等に関すること。</li> <li>・湛水防除に関すること。</li> <li>・市民の避難伝達に関すること。</li> <li>・消防団に関すること。</li> <li>・その他必要な事項。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎支部           <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部長、副支部長及び支部長が必要に応じて招集した支部員</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会及び自主防災組織との連絡調整及び指示に関すること。</li> <li>・市本部及び消防(水防)団との連絡等に関すること。</li> <li>・被害状況の把握及び報告に関すること。</li> </ul>

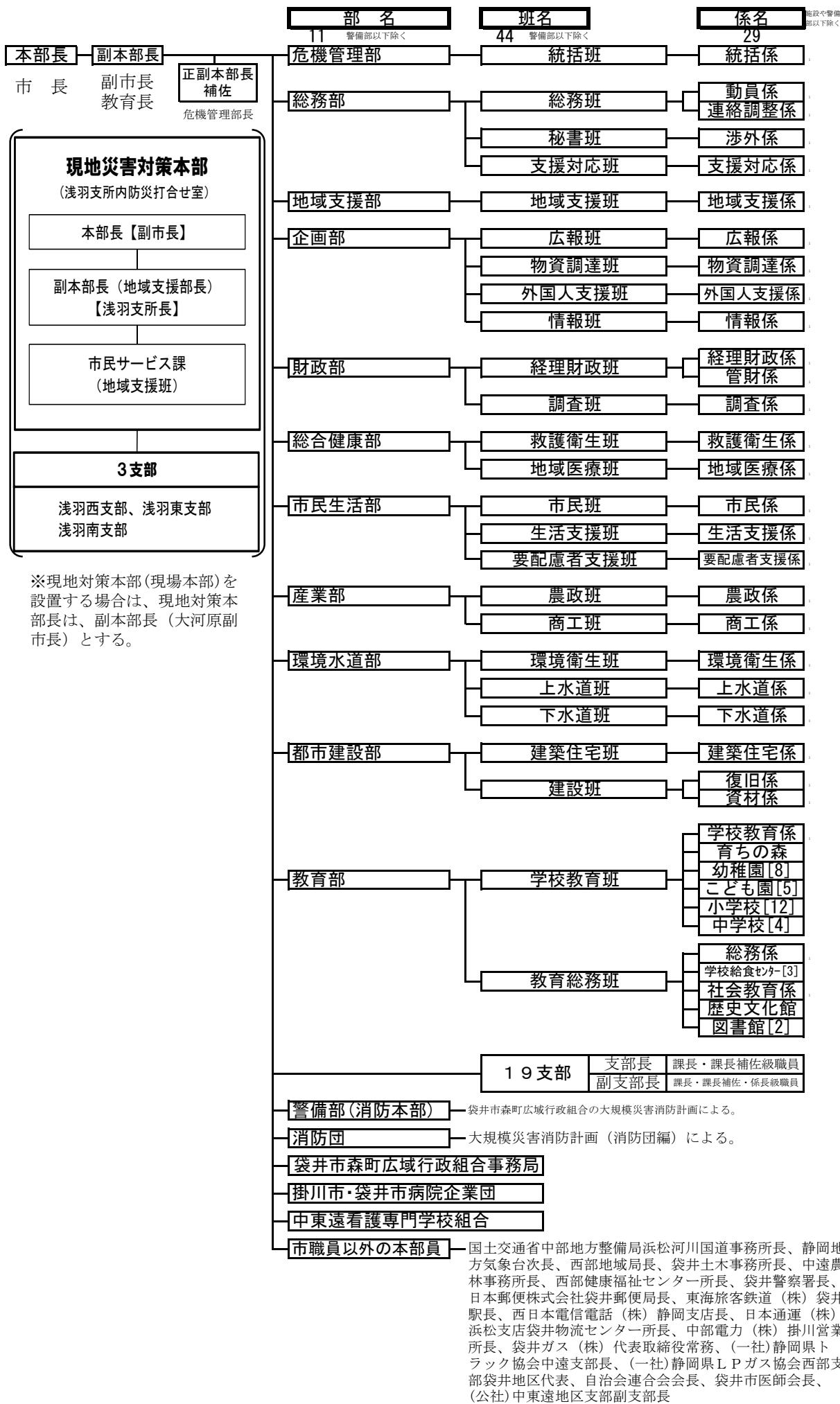
## 災害対策本部配備態勢

配備の種別	配備の基準	動員の範囲	分掌事務
第二次配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次配備態勢では対応できない災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模火災・爆発及び多数の死傷者等を伴う事故等が発生して、本部長の指示があったとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎本部           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全副本部長</li> <li>・正副本部長補佐</li> <li>・全部長及び全副部長</li> <li>・全班長及び全副班長（再任用の班長は除く）</li> <li>・全係長</li> <li>・第一次配備の係員</li> </ul> </li> <li>◎現地災害対策本部           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援班の係長</li> </ul> </li> <li>・各班長が必要に応じて招集する所属本部職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部員会議に関すること。</li> <li>・災害の広報に関すること。</li> <li>・災害状況の把握及び記録に関すること。</li> <li>・各種輸送及び連絡に関すること。</li> <li>・応急物資の調達に関すること。</li> <li>・被害状況の調査に関すること。</li> <li>・り災者の救出救護に関すること。</li> <li>・救護所の設置等に関すること。</li> <li>・保育所、幼稚園等の幼児の避難に関すること。</li> <li>・児童生徒の避難に関すること。</li> <li>・市民の避難（命令）に関すること。</li> <li>・避難者の受け入れに関すること。</li> <li>・自衛隊及び他市町村の応援協定に基づく協力要請に関すること。</li> <li>・災害救助法の適用に関すること。</li> <li>・炊き出し及び災者に対する応急物資の配分に関すること。</li> <li>・飲料水の確保及び供給に関すること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎支部           <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部長、副支部長、支部員</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会及び自主防災組織との連絡調整及び指示に関すること。</li> <li>・市本部及び消防(水防)団との連絡等に関すること。</li> <li>・被害状況の把握及び報告に関すること。</li> </ul>

## 災害対策本部配備態勢

配備の種別	配備の基準	動員の範囲	分掌事務
第三次配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域にわたって大きな災害が発生し、若しくは発生のおそれのあるとき又は全域でなくとも被害が特に甚大と予測され、その対策が必要と本部長の指示があったとき。</li> <li>・大規模な災害により市全域に被害があり、各部の総力をあげて活動する必要があると本部長の指示があったとき。</li> <li>・本庁又は支所のいずれかが震度4以上の地震を観測したとき。</li> <li>・「大津波警報」が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表 袋井市地震災害警戒（災害対策）本部組織及び分掌事務に掲げる分掌事務</li> </ul>

## 資料2-2-5 袋井市地震災害警戒本部、袋井市災害対策本部編成表

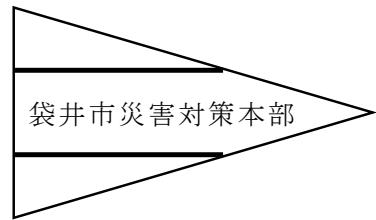


## 資料2-2-6 袋井市地震災害警戒本部、袋井市災害対策本部標識

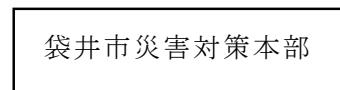
1 本部の表示板  
(地色 白色)  
(文字 黒色)



2 標旗(車両用)  
(布地 白色)  
(文字 黒色)  
(線 赤色)

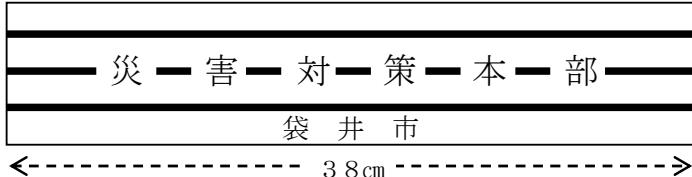


3 標章(車両用)  
(地色 白色)  
(文字 黒色)



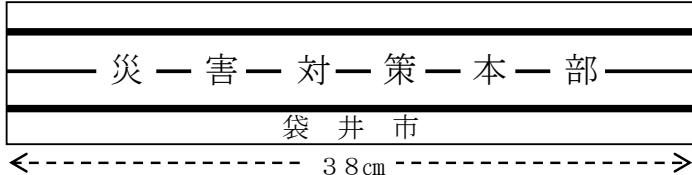
4 腕章(地色 白色、文字 黒色、線 赤色)

(1) 本部長用



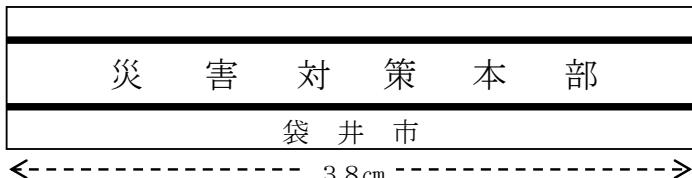
1. 5 cm  
1. 5 cm  
1. 5 cm  
1. 0 cm

(2) 副本部長用



1. 5 cm  
0. 5 cm  
1. 5 cm  
1. 0 cm

(3) 部長、副部長用



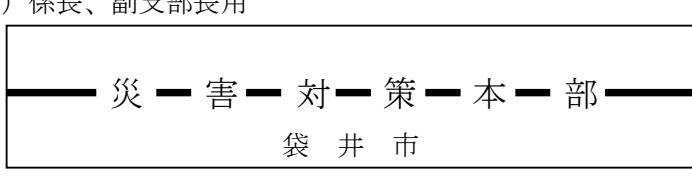
1. 5 cm  
1. 5 cm  
1. 0 cm

(4) 班長、副班長、支部長用



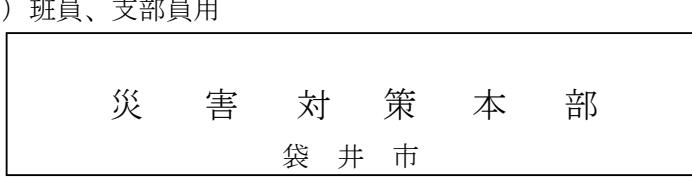
0. 5 cm  
1. 5 cm  
1. 0 cm

(5) 係長、副支部長用



1. 5 cm  
1. 0 cm

(6) 班員、支部員用



1. 0 cm

※ 警戒宣言発令から地震発生時までの袋井市地震災害警戒本部設置時は、上記1～4の「災害対策」を「地震災害警戒」と入れ替えた、表示看板、標旗、標章及び腕章(腕章の下地は黄色)を使用する。

## 資料2-3-1 袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル (抜粋)

## 1 水害

## (1) 水害の種類

## ア 外水氾濫

堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高速流で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象

## イ 内水氾濫

河川の水位上昇によりこれに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象

## (2) 外水氾濫

## ア 避難指示等の対象となる避難すべき区域

## (ア) 「避難すべき区域」の設定基準

- 想定し得る最大規模の降雨（24時間総雨量629.5mm）において、想定浸水深が50cm（床上浸水）を超える区域
- 氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊等の恐れのある区域
- 浸水が3日以上継続する恐れのある区域
- 上記3項目等を基本に、総合的に判断し設定

## (イ) 避難指示等の対象となる「避難すべき区域」一覧

※**■**は優先的に開設する指定緊急避難場所、**太字**は災害対策本部の支部

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
太田川	①三川地区	三川小学校、 <b>三川コミュニティセンター</b>
	②今井地区	<b>今井小学校</b> 、今井コミュニティセンター、クラウンメロン支所
	③宇刈地区	<b>山名小学校</b> 、山梨こども園
	④上山梨地区	月見の里学遊館、 <b>山名コミュニティセンター</b>
	⑤下山梨地区	<b>周南中学校</b>

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
太田川	⑥袋井北地区、⑦袋井北四町地区	<b>袋井北小学校</b> 、若草こども園、 袋井北コミュニティセンター、 袋井商業高校、 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）
	⑧川井地区、⑨袋井西地区、⑩田原地区	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>
	⑪笠原地区	<b>笠原小学校</b> 、中遠クリーンセンター、 笠原こども園、風見の丘、旧笠原保育所、 岡崎会館、笠原コミュニティセンター、 プラザホール
	⑫浅羽北地区、⑬浅羽東地区	<b>浅羽北コミュニティセンター</b> 、メロープラザ、 浅羽東こども園、浅羽東小学校、 浅羽北幼稚園、浅羽北小学校、浅羽中学校
	⑭浅羽西地区	<b>浅羽西コミュニティセンター</b>
	⑮浅羽南地区	<b>浅羽南小学校</b>
敷地川	①三川地区	三川小学校、 <b>三川コミュニティセンター</b>
	②今井地区	<b>今井小学校</b> 、今井コミュニティセンター、 クラウンメロン支所
一宮川	①三川地区	三川小学校、 <b>三川コミュニティセンター</b>
小藪川	①三川地区	三川小学校、 <b>三川コミュニティセンター</b>
	②今井地区	<b>今井小学校</b> 、今井コミュニティセンター、 クラウンメロン支所
原野谷川	①袋井北地区、②袋井北四町地区	<b>袋井北小学校</b> 、若草こども園、 袋井北コミュニティセンター、 袋井商業高校、 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
原野谷川	③袋井東一地区、④袋井東二地区	<b>袋井東小学校</b> 、 <b>袋井東コミュニティセンター</b>
	⑤方丈地区、⑥袋井地区、⑦川井地区、⑧袋井西地区、⑨田原地区	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>
	⑩愛野地区	<b>袋井南中学校</b> 、袋井高校、静岡理工科大学、小笠山総合運動公園
	⑪駅前地区、⑫高尾地区	<b>袋井南小学校</b> 、袋井南コミュニティセンター
	⑬高南地区	<b>高南小学校</b> 、 <b>高南コミュニティセンター</b> 、袋井体育センター、サンライフ袋井、袋井特別支援学校
	⑭笠原地区	<b>笠原小学校</b> 、中遠クリーンセンター、笠原こども園、風見の丘、旧笠原保育所、岡崎会館、笠原コミュニティセンター、プラザホール
	⑮浅羽北地区、⑯浅羽東地区	<b>浅羽北コミュニティセンター</b> 、メロープラザ、浅羽東こども園、浅羽東小学校、浅羽北幼稚園、浅羽北小学校、浅羽中学校
	⑰浅羽西地区	<b>浅羽西コミュニティセンター</b>
	⑱浅羽南地区	<b>浅羽南小学校</b>
逆川	①愛野地区	<b>袋井南中学校</b> 、袋井高校、静岡理工科大学、小笠山総合運動公園
宇刈川	①宇刈地区	<b>山名小学校</b> 、山梨こども園
	②袋井北地区、③袋井北四町地区	<b>袋井北小学校</b> 、若草こども園、 <b>袋井北コミュニティセンター</b> 、袋井商業高校、袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）
	④袋井東一地区、⑤袋井東二地区	<b>袋井東小学校</b> 、 <b>袋井東コミュニティセンター</b>

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
宇刈川	⑥方丈地区、⑦袋井地区、⑧川井地区、⑨袋井西地区、⑩田原地区  ⑪浅羽北地区	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>  <b>浅羽北コミュニティセンター</b> 、メロープラザ、 浅羽東こども園、浅羽東小学校、 浅羽北幼稚園、浅羽北小学校、浅羽中学校
蟹田川	①田原地区	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>
小笠沢川	①高南地区  ②高尾地区	<b>高南小学校</b> 、 <b>高南コミュニティセンター</b> 、 袋井体育センター、サンライフ袋井、 袋井特別支援学校  <b>袋井南小学校</b> 、袋井南コミュニティセンター

#### (ウ) 留意事項

- a 破堤時の氾濫水は、家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。
- b 破堤時は、浸水深、浸水区域も一気に増加するため、低地で氾濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。
- c 内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となる場合や、急流河川は、浸水が深くなくても氾濫水の流速が早く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。

- (a) 浸水深が50cmを上回る場所での避難行動は危険
- (b) 流速が早い場合、浸水深が20cm程度でも歩行不可能
- (c) 用水路等への転落の恐れがある場所は、道路冠水が10cm程度でも危険
- (d) 歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難することが効果的

- d 「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- e 「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

#### イ 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（浸水）・洪水警報、解析雨量・降水短時間予報等）や河川の水位や漏水の巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

##### (ア) 洪水予報河川

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
太田川	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.3m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①氾濫危険情報が発表された場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.6m（氾濫危険水位）を観測した場合	①磐田市新貝観測所の水位が4.6m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
原野谷川	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②袋井市山名観測所の水位が6.5m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①氾濫危険情報が発表された場合 ②袋井市山名観測所の水位が7.0m（氾濫危険水位）を観測した場合	①袋井市山名観測所の水位が7.0m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合

## (イ) 水位周知河川

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
敷地川	①磐田市笠梅橋観測所の水位が5.4m（避難判断水位）を観測した場合	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表された場合 ②磐田市笠梅橋観測所の水位が5.84m（氾濫危険水位）を観測した場合	①磐田市笠梅橋観測所の水位が5.84m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
逆川	①掛川市細田観測所の水位が5.2m（避難判断水位）を観測した場合	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表された場合 ②掛川市細田観測所の水位が6.1m（氾濫危険水位）を観測した場合	①掛川市細田観測所の水位が6.1m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
宇刈川	①久能・横手橋観測所の水位が2.8m（避難判断水位）を観測した場合	①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表された場合 ②久能・横手橋観測所の水位が3.2m（氾濫危険水位）を観測した場合	①久能・横手橋観測所の水位が3.2m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合

氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報は、県管理河川のうち、太田川、原野谷川について、静岡県（袋井土木事務所）から発表される情報

## (ウ) 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川

河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
小藪川	①深見・六才橋観測所の水位が3.3m（避難判断水位：堤防高×0.65）を観測した場合	①深見・六才橋観測所の水位が3.9m（氾濫危険水位：堤防高×0.75）を観測した場合	①深見・六才橋観測所の水位が3.9m（氾濫危険水位：堤防高×0.75）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
蟹田川	①彦島・彦島大橋観測所の水位が3.6m（避難判断水位：堤防高×0.65）を観測した場合	①彦島・彦島大橋観測所の水位が4.2m（氾濫危険水位：堤防高×0.75）を観測した場合	①彦島・彦島大橋観測所の水位が4.2m（氾濫危険水位：堤防高×0.75）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合
小笠沢川	①上田町・上田橋観測所の水位が1.9m（避難判断水位：堤防高×0.65）を観測した場合	①上田町・上田橋観測所の水位が2.2m（氾濫危険水位：堤防高×0.75）を観測した場合	①上田町・上田橋観測所の水位が2.2m（氾濫危険水位：堤防高×0.75）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれ、明らかに堤防天端高に達するおそれがある場合 ②避難指示の発令の後、水位の上昇がさらに見込まれ、堤防天端高に達するおそれがある場合 ③堤防の決壊等が発生している場合、又はその危険性が極めて高くなった場合

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

### (3) 内水氾濫

ア 避難指示等の対象となる避難すべき区域

(ア) 「避難すべき区域」の設定基準

- a 過去の浸水実績（七夕豪雨、平成10年豪雨、平成16年豪雨、平成24年豪雨）  
で宅地浸水が発生した区域
- b 下流に排水機場があり、水門操作や運転状況により浸水の拡大が想定される区域
- c 上記2項目等を基本に、総合的に判断し設定する。

(イ) 内水氾濫に係る「避難すべき区域」一覧

※**囲い**は優先的に開設する指定緊急避難場所、**太字**は災害対策本部の支部

※対象地区は、各自治会内的一部内水氾濫常襲区域のみ。

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
蟹田川 松橋川	①今井地区（横井） ②袋井西地区（木原、西田） ③川井地区（川井西第二、川井西第一）、 ④田原地区（上新池、下新池、松袋井、彦島）	<b>今井小学校</b> 、今井コミュニティセンター、 クラウンメロン支所  <b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>
沖之川 鷺巣川 村松西排水路 大谷川排水路 国本排水路	①袋井地区（新町、本町、永楽町） ②袋井北四町地区（旭町、葵町） ③袋井北地区（鷺巣上、鷺巣下） ④袋井東一地区（久津部西、新屋） ⑤袋井東二地区（村松西、村松下）	<b>袋井中学校</b> 、 <b>袋井西小学校</b>  <b>袋井北小学校</b> 、若草こども園、 <b>袋井北コミュニティセンター</b> 、 袋井商業高校、 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）  <b>袋井東小学校</b> 、 <b>袋井東コミュニティセンター</b>
秋田川	①高南地区（柳原、南町、小川町、 清水町） ②高尾地区（田端、下地、大門二丁目、 大門三丁目）	<b>高南小学校</b> 、 <b>高南コミュニティセンター</b> 、 袋井体育センター、サンライフ袋井、 袋井特別支援学校  <b>袋井南小学校</b> 、袋井南コミュニティセンター

河川名	対象地区	指定緊急避難場所
東部川 (諸井)	①浅羽北地区（諸井）	浅羽北コミュニティセンター、 浅羽東小学校、浅羽東こども園、 浅羽北小学校、浅羽中学校、メロープラザ
弁財天川 東部川 (浅羽)	①浅羽北地区（浅羽、浅名）	浅羽北コミュニティセンター、 浅羽東小学校、浅羽東こども園、 浅羽北小学校、浅羽中学校、メロープラザ
鳥羽野排水路	①浅羽西地区（風の街、富里上）	浅羽西コミュニティセンター

## (ウ) 留意事項

- a 外水氾濫よりも浸水深は浅いが地下施設等では生命に係る災害となる。
- b 小河川の氾濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。
- c 「外水氾濫に係る区域」と「内水氾濫に係る区域」に共通している区域については、内水氾濫が起った後に、外水氾濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水氾濫に対する避難所が外水氾濫時に孤立してしまうことも考えられる。
- d 特に内水氾濫に係る区域では、アンダーパス（ガード下）や地下歩道等が水没することに注意する。

## イ 避難情報の発令基準

各河川が規定の水位に達したら、危機管理課は浸水想定区域等の自治会長（小川町、川井西第一、久津部西、諸井等）へ電話連絡するなど、対象住民へ避難行動を促す。

- ・第1警報：危険な場所に住んでいる高齢者等は避難、車の移動等開始
- ・第2警報：危険な場所に住んでいる人は全員避難
- ・安全確保：立ち退き避難ができない。浸水が発生している可能性有り。2階以上への避難など命を守る行動をとる

河川名	第1警報	第2警報	安全確保
蟹田川 松橋川	①浸水センサー(川井観測所)の水位が10cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(新池観測所)の水位が、3.3mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	①浸水センサー(川井観測所)の水位が30cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(新池観測所)の水位が、3.5mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①浸水センサー(川井観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(新池観測所)の水位が、3.7mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき
沖之川 鷺巣川 村松西排水路 大谷川排水路 国本排水路	①浸水センサー(村松観測所)の水位が10cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(村松観測所)の水位が、2.4mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	①浸水センサー(村松観測所)の水位が20cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(村松観測所)の水位が、2.5mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき	①浸水センサー(村松観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ②水位計(村松観測所)の水位が、2.8mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき

河川名	第1警報	第2警報	安全確保
秋田川	<p>①浸水センサー(小川町観測所)の水位が0cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②水位計(小川町観測所)の水位が、1.9mを観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>①浸水センサー(小川町観測所)の水位が15cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②水位計(小川町観測所)の水位が、2.1mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき</p>	<p>①浸水センサー(小川町観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</p> <p>②水位計(小川町観測所)の水位が、2.3mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれるとき</p>
東部川 (諸井)	①浸水センサー(諸井観測所)の水位が10cm(車両通行可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	①浸水センサー(諸井観測所)の水位が30cm(徒歩移動可)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	①浸水センサー(諸井観測所)の水位が50cm(床上浸水)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
弁財天川 東部川 (浅羽)	<p>①一部道路の冠水が始まると予想される場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合</p>	<p>①一部道路の冠水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合</p>	<p>② 宅地内浸水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が4時間以上続いた場合</p>
鳥羽野排水路	<p>①一部道路の冠水が始まると予想される場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が2時間以上続いた場合</p>	<p>①一部道路の冠水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が3時間以上続いた場合</p>	<p>② 宅地内浸水が始まった場合</p> <p>②浅羽支所の雨量観測において、50mm/h以上が4時間以上続いた場合</p>

#### (4) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 「高齢者等避難」	<p><b>【災害のおそれあり】</b></p> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p><b>【危険な場所から高齢者等は避難】</b></p> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</p> <p>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</p>
警戒レベル4 「避難指示」	<p><b>【災害のおそれ高い】</b></p> <p>①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p><b>【危険な場所から全員避難】</b></p> <p>①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</p> <p>②1階部分が浸水する避難所等への避難については、移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難場所も考慮する必要がある。</p>
警戒レベル5 「緊急安全確保」	<p><b>【災害発生又は切迫】</b></p> <p>①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>③人的被害の発生した状況</p>	<p><b>【命の危険、直ちに安全確保】</b></p> <p>①避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <p>②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる</p>

##### ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難指示等を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

## (5) 水位・雨量情報の入手方法

### ア 水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
袋井土木事務所からの情報 (洪水予報等)	---	(FAX受信・電話)
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
袋井市河川水位観測者からの 情報	---	デジタル地域防災無線(移動局)

### イ 雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>

### ウ 留意事項

運用に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 避難判断水位等の水位情報や気象警報などの重要な情報については、発信者である袋井土木事務所や静岡地方気象台等に、上流域の降雨や水系全体の水位変化の状況、他市町での被害状況、降雨状況の見通しなど、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。

- (イ) 西部地域局、警察など関係機関と、被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、水防団、自主防災隊とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報を把握するほか、県のふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) で近隣市町の被害情報等について把握するとともに、県の土木総合防災情報システム (サイボスレーダー) で雨量水位情報を把握すること。
- (エ) 同一の災害で同一のタイミングで発令される避難指示等であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。
- (オ) 自然現象のため不測の事態等も想定され、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の二階等に避難することが適切である場合もあることを想定しておくこと。

## (6) 避難情報の伝達方法

### ア 避難情報の伝達先・伝達方法

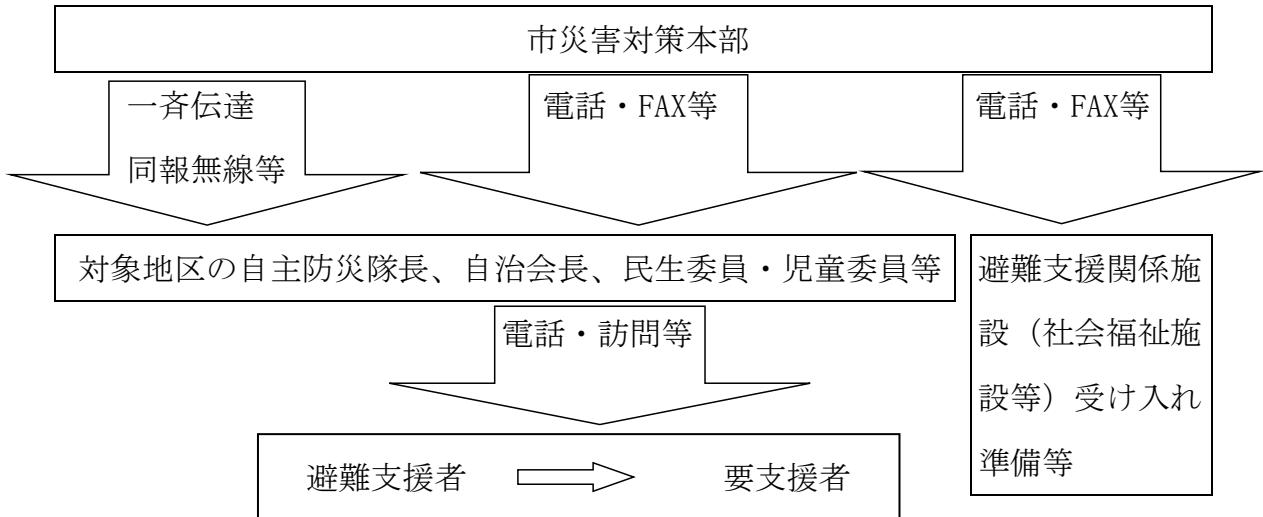
避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 市ホームページ Lアラート (テレビ・ラジオ等) メローねっと 市広報車 消防車 緊急速報メール	広報班、統括班 広報班 統括班、広報班 広報班、統括班 建設班 消防団 統括班
	自治会連合会長・自治会長	電話・FAX	統括班
	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県西部地域局 静岡県袋井土木事務所	デジタル地域防災無線 電話・FAX FUJISANシステム	情報班 情報班 統括班
	新聞社・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ	電話・FAX	広報班
	災害時における応援協定を結ぶ民間社会福祉施設 (福) 明和会袋井学園等 他施設	電話・FAX	要配慮者支援班
	区域内の(避難所)公共施設 市職員	デジタル地域防災無線 電話 職員メール	情報班 統括班

※ 住民等への連絡において、地域防災無線、電話等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等が伝令を行ったり、広報車による呼びかけを行う。

## イ 避難行動要支援者への伝達方法

浸水被害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。



なお、要支援者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を発令する時期は、要支援者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

### （ア）避難行動要支援者計画（個別計画）の策定

要支援者の避難支援体制の整備を目的に「袋井市避難行動要支援者計画」を策定、毎年、この全体計画に基づき、要支援者一人ひとりの避難方法等を記載した「個別計画」の策定及び更新を行う。

### （イ）共助による避難行動の体制構築及び訓練の実施

策定された個別計画が生かされるように、平常時から避難支援者と要支援者、地域の役員との避難行動の体制の構築と訓練を実施する。

### （ウ）要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災隊長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

### （エ）情報手段の確保

要支援者個人ごとに情報伝達手段の確保のため、携帯電話を利用した情報配信（メローねっと・緊急速報メール）等の個別の連絡手段の普及、整備に努める。

また、情報伝達体制の確認、検証を行うため地域における要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。

## (7) 避難情報の伝達文（例）

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### ■警戒レベル3「高齢者等避難」の伝達文

こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に大雨、洪水警報が発表されています。
- ・○○川の水位が上昇し、今後、○○川があふれる恐れがあります。
- ・○○川の水位が、避難判断水位に到達しました。

このため、○時○分に○○地区に対して、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

- ・○○地区の洪水浸水想定区域（又は、○○地区）にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

### ■警戒レベル4「避難指示」の伝達文

（緊急放送！緊急放送！）こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に大雨、洪水警報が発表されています。
- ・○○川の水位が更に上昇し、大変危険な状況です。
- ・○○川の水位がはん濫危険水位を超えて、堤防から水があふれる危険があります。

このため、○時○分に○○地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

- ・○○地区の洪水浸水想定区域（又は、○○地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。

**■警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文**

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・○○川の水位が○○地区付近で堤防を超え、氾濫が発生しました。
- ・○○川の水位がすでに堤防を超え、氾濫しているおそれがあります。

このため、○時○分に○○地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

- ・○○地区の洪水浸水想定区域（又は、○○地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ・避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

## 2 土砂災害

### (1) 土砂災害の種類

ア がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩落する現象

イ 土石流

山腹や谷底にある土砂が集中豪雨などによって、一気に下流へ押し流される現象

ウ 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面方向に移動する現象

### (2) 警戒すべき危険箇所

地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、警戒すべき危険箇所を次のとおりとする。

ア がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される土砂災害警戒区域（270箇所（令和6年4月1日現在））

イ 土石流

土石流の発生の恐れのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が概ね2度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土砂災害警戒区域（49箇所（令和6年4月1日現在））

ウ 地すべり

本市においては、現在のところ地すべりの土砂災害警戒区域の指定はない。

### (3) 避難指示等の対象となる避難すべき区域

ア がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）及び土石流の保全対象を含む箇所を避難すべき区域とする。

イ 地形や降雨の特性を考慮し、避難すべき区域を図-1に示すとおり3つのブロック（三川、袋井北・東・宇刈、小笠山山麓）に分ける。ブロック別に関係する自治会は、表-1のとおりである。

ウ 避難指示等の対象となる避難すべき区域（がけ崩れ270箇所・土石流49箇所）の自治会別一覧は、表-2のとおりである。

エ 市指定緊急避難場所は、表-3のとおりである。なお、指定緊急避難場所への避難にこだわらず、安全な場所への避難をする。

### 図-1 ブロック区域図

(メッシュの番号は、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）におけるメッシュ番号である。)

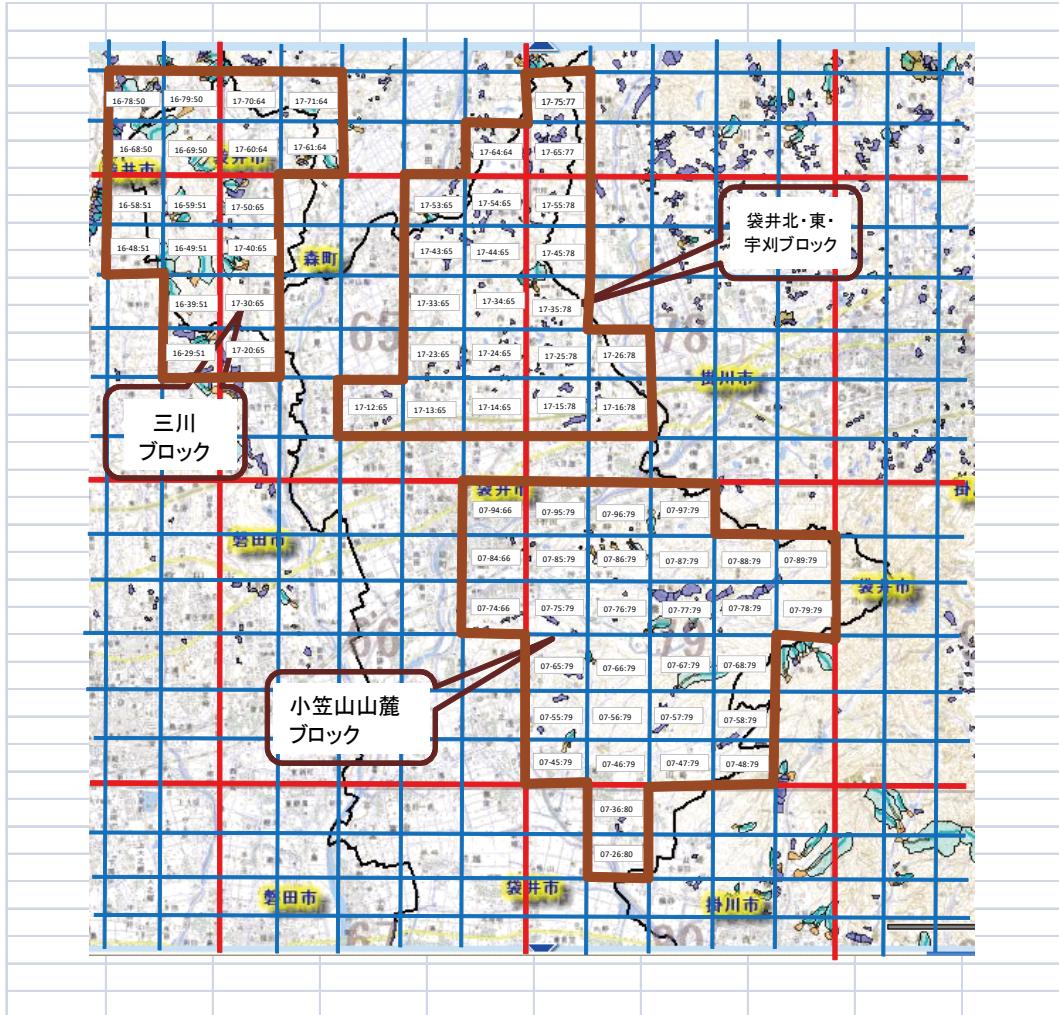


表-1 ブロック別自治会

	ブロック名	連合会名	自治会名
①	三川ブロック	三川	見取・大谷・友永・萱間・川会・山田
②	袋井北・東・宇刈ブロック	袋井北 袋井東一 袋井東二 宇刈	鷺巣上・可睡・上久能・山科上 久津部西・菅ヶ谷 村松下・村松上・村松西 春岡・一色・宇刈三沢・馬ヶ谷・中村・大日
③	小笠山山麓ブロック	高尾 高南 豊沢 愛野 笠原 浅羽北	掛之上・大門 柳原・高尾台 神長南・宝野・大通・菩提・法多 上石野・下石野・山田川・小野田 五十岡・上区・南区・三沢・三輪 諸井・浅名・山の手

#### (4) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 「高齢者等避難」	<p>【災害のおそれあり】</p> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所への避難を開始（避難支援者は支援行動を開始）</p> <p>②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</p>
警戒レベル4 「避難指示」	<p>【災害のおそれ高い】</p> <p>①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始</p>
警戒レベル5 「緊急安全確保」	<p>【災害発生又は切迫】</p> <p>①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>②人的被害が発生した状況</p>	<p>【命の危険、直ちに安全確保】</p> <p>①避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <p>②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる</p>

##### ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難指示等を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達方法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

##### イ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報（土砂災害）の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断し発令する。

## (5) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（土砂災害）警報、解析雨量・降水短時間予報等）や現地状況等を含めて総合的に判断する。

種別	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
がけ崩れ	①当該ブロックで前兆現象（わき水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合	①当該ブロックで前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合	①当該ブロックで土砂災害が発生している場合
土石流	②大雨警報（土砂災害）が発表された場合	②「土砂災害警戒情報」が発表された場合	②大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
地すべり	③「土砂災害警戒情報」を補足する情報における予測雨量が3時間以内に「土砂災害発生の目安となる線(CL)」に到達すると予想される場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける黄色表示】 ④気象庁危険度分布（キキクル（土砂災害））が[警戒（赤）]となった場合	③「土砂災害警戒情報」を補足する情報における予測雨量が2時間以内に「土砂災害発生の目安となる線(CL)」に到達すると予想される場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける橙色表示】 ④気象庁危険度分布（キキクル（土砂災害））が[危険（紫）]となった場合	③「土砂災害警戒情報」を補足する情報における予測雨量が1時間以内に「土砂災害発生の目安となる線(CL)」に到達すると予想される場合及び現在基準に達している場合 【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける赤色及び紫色表示】 ④気象庁危険度分布（キキクル（土砂災害））が[災害切迫（黒）]となった場合

ア 避難情報を発令する区域は、図1に掲げた3つのブロック（三川、袋井北・東・宇刈、小笠山山麓）の自治会単位とし、例えば静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）において、ブロック内のメッシュが1箇所でも危険となつた場合、該当ブロック全体の関係する自治会へ発令する。

イ 「高齢者等避難」は、直近において、降雨などが続いたり、土砂災害が発生している場合や、台風情報等、土砂災害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

## (6) 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法

## ア 雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
サイボスレーダー <sup>1)</sup> (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp</a>
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>

## イ 土砂災害に係る情報

方法	住民入手	アクセス方法
土砂災害情報	—	①県危機管理局（防災行政無線FAX） ②県砂防課（メール、電話）
気象庁危険度分布（キキクル） (1kmメッシュで表示)	○	キキクルホームページ <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/risk/">https://www.jma.go.jp/bosai/risk/</a>
静岡県土砂災害警戒情報 (県砂防課) (1kmメッシュで表示)	○	静岡県GIS <a href="http://www.gis.pref.shizuoka.jp/">http://www.gis.pref.shizuoka.jp/</a> 土砂災害情報マップ（土砂災害警戒情報）

## ウ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 土砂災害警戒情報や気象注警報などの重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡気象台等に、降雨状況の見通しや他市町での被害状況など、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (イ) 西部地域局、警察などの関係機関と、被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどの様な状況になっているか、災害や前兆現象が発生しているいか等、県の総合防災情報システム（FUJISANシステム）を活用するとともに、消防団、自主防災隊とも連携して広域的な状況把握に努めること。

(ウ) 自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

## エ 参考

避難情報の発令基準として活用する「土砂災害警戒情報」は、県砂防課と静岡地方気象台が共同で発表するもので、内容については次のとおりである。

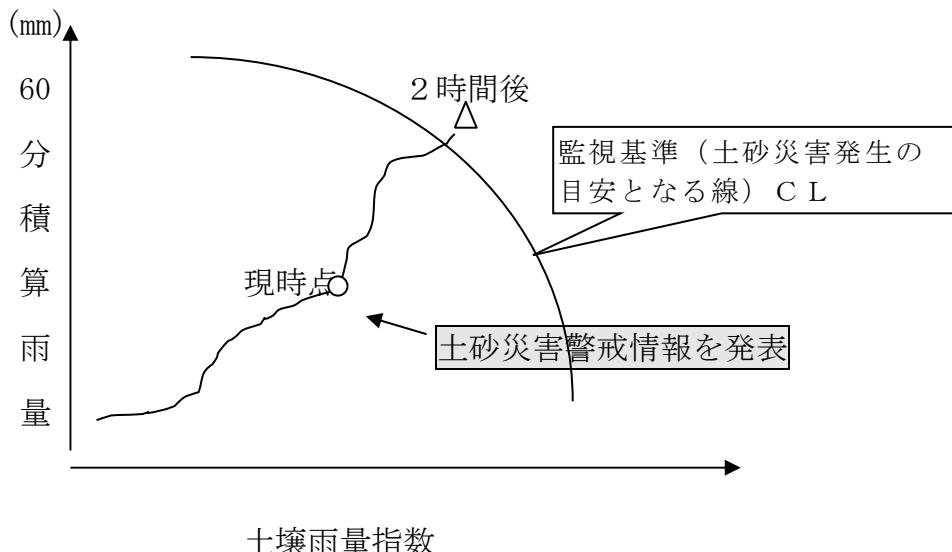
(ア) 土砂災害警戒情報は、降雨の2時間先の予測値が、過去の降雨と土砂災害から決定した「土砂災害発生危険基準線（C L）」を超えた場合に発表される。

なお、監視基準は、地域の地質や過去の災害状況を踏まえ1km四方（メッシュ）ごとに設定されている。

※1：解析雨量とは、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、1km四方（メッシュ）の細かさで解析した雨量分布で、雨量計の観測網にかられない局所的な強雨が把握できる。

※2：土壤雨量指数とは、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数で、指数が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

監視基準イメージ図（スネークグラフ）



## (7) 避難情報の伝達方法

### ア 避難情報の伝達先・伝達方法

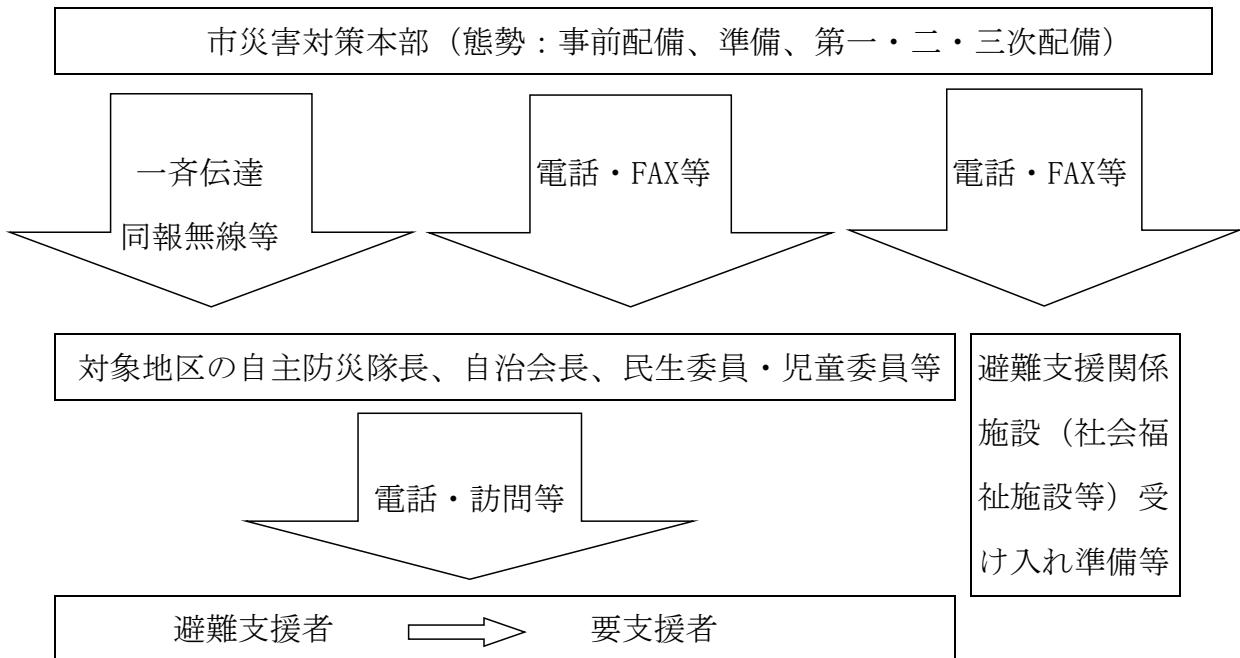
避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 市ホームページ Ｌアラート (テレビ・ラジオ等) メローねっと 市広報車 消防車 緊急速報メール	広報班、統括班 広報班 統括班、広報班  広報班、統括班 建設班 消防団 統括班
	自治会連合会長・自治会長	電話・FAX	統括班
土砂災害の恐 れのある要配 慮者関連施設	①明和苑 ②山名小学校 ③やまなっ子ラッキークラブ ④やまなっ子クローバークラブ ⑤めいわ可睡保育園 ⑥めいわ可睡子育て支援センター ⑦袋井市立可睡寮 ⑧萬松の里 ⑨県立袋井特別支援学校 ⑩旧袋井南幼稚園 ⑪袋井南中学校 ⑫県立袋井高等学校 ⑬愛野こども園 ⑭笠原小学校 ⑮紫雲の園	電話・FAX	要配慮者支援班 学校教育班
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県西部地域局 静岡県袋井土木事務所	デジタル地域防災無線 電話・FAX FUJISANシステム	情報班 情報班 統括班
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ・ケー ブルテレビ	電話・FAX	広報班
医療・福祉関 係機関 (災害時にお ける応援協定 を結ぶ民間社 会福祉施設)	①袋井学園 ②あきは寮 ③明和苑 ④ケハウス紅紫萩 ⑤萩の花 ⑥デンマーク牧場福祉会デイアコニア ⑦萬松の里 ⑧紫雲の園 ⑨なごみかぜ工房 ⑩ラクラス可睡の杜 ⑪袋井ゆうあいの里	電話・FAX	要配慮者支援班
市関係機関	区域内の(避難所)公共施設 市職員	デジタル地域防災無線 電話 職員メール	情報班 統括班

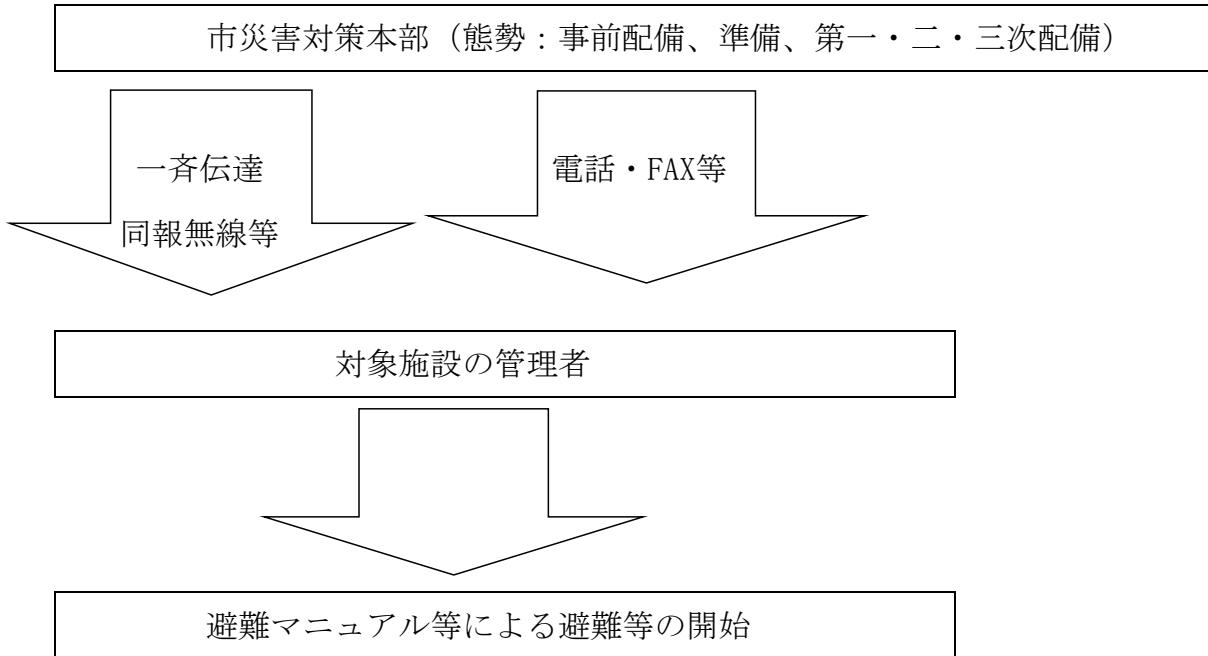
※住民等への連絡において、地域防災無線、電話等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等が伝令を行ったり、広報車による呼びかけを行う。

#### イ 避難行動要支援者への伝達方法

土砂災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する伝達方法は、次のとおりとする。



#### ウ 土砂災害の恐れのある要配慮者関連施設への伝達方法



## (8) 避難情報の伝達文（例）

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

### ■警戒レベル3 「高齢者等避難」 の伝達文

こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に大雨警報（土砂災害）が発表されています。
- ・これまでの雨や、今後の予想から、土砂災害の発生が予想されます。
- ・近隣のがけから、わき水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。

このため、○時○分、○○地区に対して警戒レベル3 「高齢者等避難」 を発令しました。

- ・○○地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

### ■警戒レベル4 「避難指示」 の伝達文

（緊急放送！緊急放送！） こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に土砂災害警戒情報が発表されています。
- ・すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状況です。
- ・○○裏で落石があり、すぐにもがけ崩れが発生する非常に危険な状況です。
- ・近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

このため、○時○分、○○地区に対して警戒レベル4 「避難指示」 を発令しました。

- ・○○地区の土砂災害警戒区域にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。

ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

**■警戒レベル5 「緊急安全確保」の伝達文**

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・〇〇地区付近で、土砂災害が発生しました。
- ・〇〇地区付近で、土砂災害が発生しているおそれがあります。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。

- ・避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・命の危険が迫っているため、がけ（または渓流）からできるだけ離れて、近くの安全な建物に避難するなど、直ちに身の安全を確保してください。

### 3 高潮災害

高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのこととで、原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、海岸への海水の吹き寄せである。

これらの現象は、湾のように遠浅の海が陸地に入り込んでいる地形で最も顕著に現れ、大潮など時期的に潮位が高いときには、さらに被害が大きくなる。

#### (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

過去の高潮災害実績及び背後地の地盤高等を踏まえ、警戒すべき区間・箇所を次のとおりとする。

##### ア 浅羽海岸：浅羽南地区

浅羽海岸はT.P.+12mの防潮堤が整備されており、高潮災害に対しては十分な施設として評価できる。しかし、堤防高が比較的低い福田港周辺からの浸水が想定される。

※T.P.：東京湾平均海面

##### イ 太田川・弁財天川：浅羽南地区

太田川及び弁財天川は、南向きの河口を持ち、高潮が浸入しやすい地形である。河口に近く地盤高が低い浅羽南地区において警戒を要する。

#### (2) 避難指示等の対象となる避難すべき区域

袋井市では、高潮による浸水想定区域図が作成されていないため、過去の潮位記録、地盤高、静岡県第4次地震被害想定及び南海トラフの巨大地震による浸水域（内閣府公表）等を参考に、避難対象区域を設定する。

海岸・河川名	避難対象地区	対象避難所
浅羽海岸・太田川	浅羽南地区（湊西、湊中）	浅羽南小学校
弁財天川	浅羽南地区（中新田）	浅羽南小学校

### (3) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 「高齢者等避難」	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が（避難行動要支援者）避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4 「避難指示」	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
警戒レベル5 「緊急安全確保」	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

### ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、同報無線等の情報伝達手段の整備状況や避難所の位置などから、必要な時間を確保する。

### イ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、高潮警報の解除を目安に、避難した住民が安全に帰宅できることを総合的に判断して発令する。

## (4) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、次の基準を参考に、今後の気象予測（台風の進路、発達した低気圧の状況、高潮に関する情報等）や海岸巡視、監視カメラ等からの情報を含めて総合的に判断する。

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が前もって入手できる場合は、下記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕をもって避難情報の発令を行う。

### ア 高潮に関する基準

区分	発令基準
警戒レベル3 「高齢者等避難」	①袋井市に高潮警報が発表され、継続して水位上昇が見込まれる場合
警戒レベル4 「避難指示」	①浅羽海岸、太田川及び弁財天川からの越波、護岸や堤防からの溢水が発生するおそれがある場合 ②浅羽海岸、太田川及び弁財天川の堤防、護岸、水門等の防災施設が損壊するおそれがある場合 ③太田川（磐田市豊浜観測所）の水位が3.2mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
警戒レベル5 「緊急安全確保」	①高潮による被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合 ②浅羽海岸、太田川及び弁財天川からの越波、護岸や堤防からの溢水が発生した場合 ③浅羽海岸、太田川及び弁財天川の堤防、護岸、水門等の防災施設が損壊した場合

## (5) 波高・潮位・雨量・水位情報の入手方法

### ア 波高・潮位情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp/">http://sipos.pref.shizuoka.jp/</a>

袋井土木事務所からの情報		(FAX受信)
袋井市ホームページ (海岸監視カメラ映像)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a>

### イ 雨量・水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp">http://sipos.pref.shizuoka.jp/</a>
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/index.html">http://www.jma.go.jp/index.html</a>

### ウ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 静岡地方気象台、袋井土木事務所、西部地域局等に、他市町の被害状況、気象状況の見通しなどを確認するとともに、水防団、自主防災隊等とも連携し、総合的に判断すること。
- (イ) 自然現象のため不測の事態等も想定され、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の二階等に避難することが適切な場合もあることを想定しておくこと。

## (6) 避難情報の伝達方法

### ア 避難情報の伝達先・伝達方法

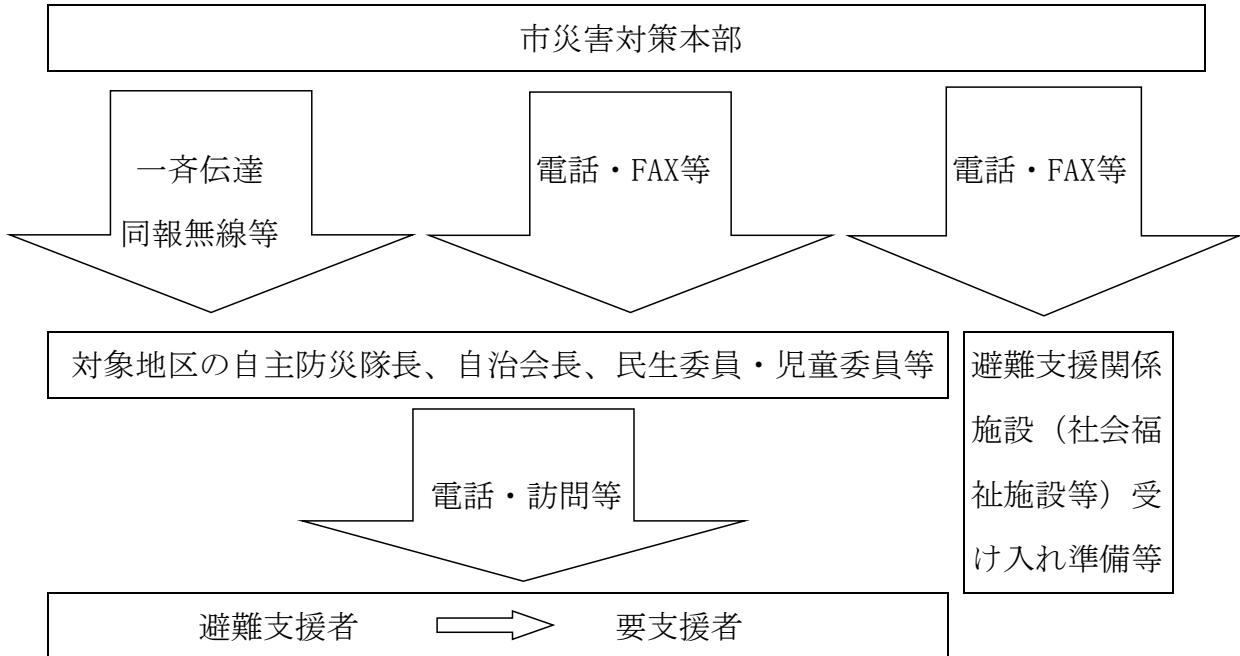
避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 市ホームページ Lアラート (テレビ・ラジオ等) メローねつと 市広報車 消防車 緊急速報メール	広報班、統括班 広報班 統括班、広報班 広報班、統括班 建設班 消防団 統括班
	自治会連合会長・自治会長	電話・FAX	統括班
	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県西部危機管理局 静岡県袋井土木事務所	デジタル地域防災無線 電話・FAX FUJISANシステム	情報班 情報班 統括班
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ	電話・FAX	広報班
医療・福祉関係機関	災害時における応援協定を結ぶ民間社会福祉施設 袋井学園等 他施設	電話・FAX	要配慮者支援班
市関係機関	区域内の(避難所) 公共施設	デジタル地域防災無線 電話 職員メール	情報班
	市職員		統括班

※住民等への連絡において、地域防災無線、電話等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等が伝令を行ったり、広報車による呼びかけを行う。

## イ 避難行動要支援者への伝達方法

高潮災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。



なお、要支援者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を発令する時期は、要支援者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

### (ア) 避難行動要支援者計画（個別計画）の策定

要支援者の避難支援体制の整備を目的に「袋井市避難行動要支援者計画」を策定し、毎年、要支援者一人ひとりの避難方法等を記載した個別計画の策定及び更新を進めていく。

### (イ) 要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災隊長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

### (ウ) 情報手段の確保

要支援者個人ごとに情報伝達手段の確保のため、携帯電話を利用した情報配信（メローねっと）等の個別の連絡手段の普及、整備に努める。また、情報伝達体制の確認、検証を行うため地域における要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。

## (7) 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発令する場合は、「各情報の発令に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」、「避難所について、具体的に伝達すること」、「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### ■警戒レベル3 「高齢者等避難」の伝達文

こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に、高潮警報が発表されています。
- ・台風により、浅羽海岸の波が非常に高くなり、危険な状況です。
- ・○○周辺では、高潮により、浸水が始まるおそれがあります。

このため○時○分に○○地区に対し、警戒レベル3 「高齢者等避難」を発令しました。

- ・○○地区の高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

### ■警戒レベル4 「避難指示」の伝達文

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・台風により、浅羽海岸の波が非常に高くなり、(○○川) 堤防を越えています。
- ・○○周辺では、高潮により、浸水の恐れがあります。

このため、○時○分に、○○地区に対し、警戒レベル4 「避難指示」を発令しました。

- ・○○地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- ・今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

**■警戒レベル5 「緊急安全確保」の伝達文**

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・台風により、浅羽海岸（又は〇〇川）の堤防が決壊しました。
- ・〇〇周辺では、高潮による浸水が発生し非常に危険な状況です。 など

このため〇時〇分に〇〇地区に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。

- ・避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・命の危険が迫っているため、近くの安全な建物に避難するなど、直ちに身の安全を確保してください。

表-2 避難情報の発令の対象となる避難すべき区域(がけ崩れ・土石流・地すべり)

番号	箇所番号	自治会連合会名	自治会名	急傾斜地崩壊危険箇所名	市指定避難所	避難行動要支援者に係る施設名	がけ崩れ 土石流 の別
1	109-I-2978	愛野	山田川	山田川(1)	袋井南中学校		がけ(自然)
2	109-I-3834	愛野	小野田	小野田(B)	袋井南中学校	旧袋井南幼稚園	がけ(人工)
3	109-II-3336	愛野	上石野	上石野(A)	袋井南中学校		がけ(自然)
4	109-II-3337	愛野	上石野	上石野(B)			がけ(人工)
5	109-II-3338	愛野	上石野	上石野(C)	袋井南中学校		がけ(自然)
6	109-II-3339	愛野	上石野	上石野(D)	袋井南中学校		がけ(自然)
7	109-II-3340	愛野	上石野	上石野(E)	袋井南中学校	愛野こども園	がけ(自然)
8	109-II-3341	愛野	下石野	下石野(A)	袋井南中学校		がけ(自然)
9	109-II-3342	愛野	下石野	下石野(B)	袋井南中学校		がけ(自然)
10	109-II-3343	愛野	山田川	山田川(A)			がけ(人工)
11	109-II-3344	愛野	山田川	山田川(B)	袋井南中学校		がけ(自然)
12	109-II-3345	愛野	山田川	山田川(C)			がけ(自然)
13	109-II-3346	愛野	山田川	山田川(D)			がけ(人工)
14	109-II-3347	愛野	山田川	山田川(E)	袋井南中学校		がけ(自然)
15	109-II-3348	愛野	山田川	山田川(F)	袋井南中学校		がけ(自然)
16	109-II-3349	愛野	小野田	小野田(A)			がけ(人工)
17	109-II-3350	愛野	小野田	小野田(C)			がけ(自然)
18	109-S-0083	愛野	上石野	愛野A			がけ(自然)
19	109-S-0086	愛野	下石野	愛野D			がけ(自然)
20	109-S-0088	愛野	下石野	愛野F			がけ(自然)
21	109-S-0093	愛野	山田川	愛野K		県立袋井高等学校	がけ(自然)
22	109-S-0095	愛野	小野田	愛野M		袋井南中学校	がけ(自然)
23	109-S-0096	愛野	小野田	愛野N			がけ(自然)
24	109-S-0102	愛野	小野田	豊沢a		袋井南中学校	がけ(自然)
25	216-I-002	愛野	山田川	山田川沢5	袋井南中学校		土石流
26	216-II-002	愛野	下石野	愛野沢	袋井南中学校		土石流
27	216-II-003	愛野	山田川	山田川沢1	袋井南中学校		土石流
28	216-II-004	愛野	山田川	山田川沢2	袋井南中学校		土石流
29	216-II-005	愛野	山田川	山田川沢3	袋井南中学校		土石流
30	216-II-006	愛野	山田川	山田川沢4	袋井南中学校		土石流
31	109-I-3876	浅羽北	浅名	五ヶ山(B)			がけ(自然)
32	109-I-3877	浅羽北	浅名	向イ山(B)	浅羽北コミュニティセンター	特別養護老人ホーム紫雲の園	がけ(自然)
33	109-II-4438	浅羽北	浅名	五ヶ山(C)			がけ(人工)
34	109-II-4439	浅羽北	浅名	五ヶ山(A)			がけ(自然)
35	109-III-0886	浅羽北	浅名	五ヶ山(a)			がけ(人工)
36	109-S-0167	浅羽北	浅羽山の手	浅羽B			がけ(自然)
37	216-S-054	浅羽北	浅名	浅名沢			土石流
38	109-I-1922	宇刈	大日	大日道白ヶ谷	山名小学校		がけ(自然)
39	109-I-1923	宇刈	大日	大日所ヶ谷			がけ(自然)
40	109-I-1924	宇刈	大日	大日堤ヶ谷	山名小学校		がけ(自然)
41	109-I-1925	宇刈	大日	大日桃ノ木	山名小学校		がけ(自然)
42	109-I-1926	宇刈	中村	中村清田ヶ谷	山名小学校		がけ(自然)
43	109-I-1927	宇刈	中村	中村前通	山名小学校		がけ(自然)
44	109-I-1928	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷門田東	山名小学校		がけ(自然)
45	109-I-1929	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷門田西	山名小学校		がけ(自然)
46	109-I-1930	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷堀闘	山名小学校		がけ(自然)
47	109-I-1931	宇刈	宇刈三沢	三沢三沢ヶ谷	山名小学校		がけ(自然)
48	109-I-1932	宇刈	宇刈三沢	三沢西ノ谷	山名小学校		がけ(自然)
49	109-I-2977	宇刈	中村	中村(4)	山名小学校		がけ(自然)
50	109-I-3837	宇刈	一色	一色(C)			がけ(人工)
51	109-I-3838	宇刈	春岡	春岡(B)			がけ(人工)
52	109-I-3839	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(C)	山名小学校		がけ(自然)

番号	箇所番号	自治会連合会名	自治会名	急傾斜地崩壊危険箇所名	市指定避難所	避難行動要支援者に係る施設名	がけ崩れ土石流の別
53	109-I-3840	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(A)	山名小学校	特別養護老人ホーム明和苑	がけ(自然)
54	109-II-3374	宇刈	一色	一色(A)	山名小学校		がけ(自然)
55	109-II-3375	宇刈	一色	一色(B)			がけ(人工)
56	109-II-3402	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(J)	山名小学校		がけ(自然)
57	109-II-3403	宇刈	中村	馬ヶ谷(K)・中村	山名小学校		がけ(自然)
58	109-II-3404	宇刈	中村	馬ヶ谷(L)・中村	山名小学校		がけ(自然)
59	109-II-3405	宇刈	中村	中村(D)	山名小学校		がけ(自然)
60	109-II-3406	宇刈	中村	中村(E)	山名小学校		がけ(自然)
61	109-II-3407	宇刈	春岡	春岡(A)	山名小学校		がけ(自然)
62	109-II-3408	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(G)	山名小学校		がけ(自然)
63	109-II-3409	宇刈	春岡	春岡(C)			がけ(人工)
64	109-II-3410	宇刈	春岡	春岡(D)	山名小学校		がけ(自然)
65	109-II-3411	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(B)	山名小学校		がけ(自然)
66	109-II-3412	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(D)	山名小学校		がけ(自然)
67	109-II-3413	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(E)	山名小学校		がけ(自然)
68	109-II-3414	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢(F)	山名小学校		がけ(自然)
69	109-II-3415	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(A)	山名小学校		がけ(自然)
70	109-II-3416	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(B)	山名小学校		がけ(自然)
71	109-II-3417	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(C)	山名小学校		がけ(自然)
72	109-II-3418	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(D)	山名小学校		がけ(自然)
73	109-II-3419	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(E)			がけ(人工)
74	109-II-3420	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(F)	山名小学校		がけ(自然)
75	109-II-3421	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(G)	山名小学校		がけ(自然)
76	109-II-3422	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(H)	山名小学校		がけ(自然)
77	109-II-3423	宇刈	馬ヶ谷	馬ヶ谷(I)	山名小学校		がけ(自然)
78	109-II-3424	宇刈	中村	中村(A)	山名小学校		がけ(自然)
79	109-II-3425	宇刈	中村	中村(B)	山名小学校		がけ(自然)
80	109-II-3426	宇刈	大日	中村(C)	山名小学校		がけ(自然)
81	109-II-3427	宇刈	大日	大日(A)	山名小学校		がけ(自然)
82	109-II-3429	宇刈	大日	大日(C)	山名小学校		がけ(自然)
83	109-II-3431	宇刈	大日	大日(E)	山名小学校		がけ(自然)
84	109-II-3432	宇刈	大日	大日(F)	山名小学校		がけ(自然)
85	109-II-3433	宇刈	大日	大日(G)	山名小学校		がけ(自然)
86	109-II-3434	宇刈	大日	大日(H)	山名小学校		がけ(自然)
87	109-II-3435	宇刈	大日	大日(I)	山名小学校		がけ(自然)
88	109-II-3436	宇刈	大日	大日(J)	山名小学校		がけ(自然)
89	109-II-3437	宇刈	大日	大日(K)	山名小学校		がけ(自然)
90	109-II-3438	宇刈	大日	大日(L)	山名小学校		がけ(自然)
91	109-III-0742	宇刈	宇刈三沢(春岡)	春岡(a)	山名小学校		がけ(自然)
92	109-III-0744	宇刈	宇刈三沢	宇刈三沢	山名小学校	特別養護老人ホーム明和苑	がけ(自然)
93	109-III-0745	宇刈	大日	大日	山名小学校		がけ(自然)
94	109-S-0009	宇刈	大日	宇刈I			がけ(自然)
95	109-S-0011	宇刈	大日	宇刈K			がけ(自然)
96	109-S-0013	宇刈	大日	宇刈M			がけ(自然)
97	109-S-0015	宇刈	大日	宇刈O			がけ(自然)
98	109-S-0016	宇刈	大日	宇刈P			がけ(自然)
99	109-S-0018	宇刈	中村	宇刈R			がけ(自然)
100	109-S-0019	宇刈	中村	宇刈S			がけ(自然)
101	109-S-0020	宇刈	中村	宇刈T			がけ(自然)
102	109-S-0021	宇刈	中村	宇刈U			がけ(自然)
103	109-S-0022	宇刈	中村	宇刈V			がけ(自然)
104	109-S-0023	宇刈	中村	宇刈W			がけ(自然)
105	109-S-0025	宇刈	馬ヶ谷	宇刈Y			がけ(自然)

番号	箇所番号	自治会連合会名	自治会名	急傾斜地崩壊危険箇所名	市指定避難所	避難行動要支援者に係る施設名	がけ崩れ土石流の別
106	109-S-0027	宇刈	馬ヶ谷	宇刈a			がけ(自然)
107	109-S-0031	宇刈	馬ヶ谷	宇刈e			がけ(自然)
108	109-S-0034	宇刈	宇刈三沢	宇刈h			がけ(自然)
109	109-S-0035	宇刈	宇刈三沢	宇刈i			がけ(自然)
110	109-S-0039	宇刈	一色	宇刈m			がけ(自然)
111	109-S-0041	宇刈	春岡	春岡2			がけ(自然)
112	109-S-0042	宇刈	春岡	春岡3			がけ(自然)
113	109-S-0043	宇刈	春岡	春岡4			がけ(自然)
114	109-S-0044	宇刈	春岡	春岡5	山名小学校		がけ(自然)
115	216-S-001	宇刈	大日	宇刈東沢			土石流
116	216-S-003	宇刈	宇刈三沢	宇刈南沢			土石流
117	216-S-004	宇刈	宇刈三沢	宇刈西沢			土石流
118	109-I-0076	笠原	南区(三輪)	南区宮野	笠原こども園		がけ(人工)
119	109-I-0077	笠原	三輪	三輪平左工門	笠原小学校		がけ(人工)
120	109-II-3315	笠原	三沢	三沢(A)	笠原小学校		がけ(自然)
121	109-II-3316	笠原	三沢	三沢(B)	笠原小学校		がけ(自然)
122	109-II-3317	笠原	三沢	三沢(C)	笠原小学校		がけ(自然)
123	109-II-3318	笠原	五十岡	五十岡	笠原小学校		がけ(自然)
124	109-II-3326	笠原	上区	三沢(D)	笠原小学校		がけ(自然)
125	109-III-0739	笠原	上区	三沢(a)	笠原小学校		がけ(自然)
126	109-III-0740	笠原	三沢	三沢(b)	笠原小学校		がけ(自然)
127	109-III-0741	笠原	三沢	三沢(c)	笠原小学校		がけ(自然)
128	109-S-0127	笠原	三沢	山崎F			がけ(自然)
129	109-S-0132	笠原	柏木	山崎K			がけ(自然)
130	109-S-0149	笠原	上区	岡崎I			がけ(自然)
131	109-S-0158	笠原	五十岡	岡崎R			がけ(自然)
132	216-II-001	笠原	上区	近江ヶ谷沢	笠原小学校		土石流
133	216-II-022	笠原	五十岡	五十岡沢	笠原小学校		土石流
134	216-S-041	笠原	上区	山崎沢			土石流
135	216-S-042	笠原	上区	山崎北沢			土石流
136	216-S-044	笠原	三沢	山崎東沢			土石流
137	216-S-050	笠原	柏木	山崎沢3			土石流
138	216-S-055	笠原	五十岡	岡崎南沢			土石流
139	109-I-0075	高尾	大門	大門櫻本			がけ(人工)
140	109-S-0100	高尾	大門	高尾b			がけ(自然)
141	109-S-0101	高尾	大門	高尾c			がけ(自然)
142	109-I-3835	高南	青木町第一	高尾(B)	高南小学校		がけ(自然)
143	109-II-3353	高南	柳原	南町			がけ(人工)
144	109-III-0733	高南	高尾台	高尾(A)	高南小学校	県立袋井特別支援学校	がけ(自然)
145	109-I-1940	豊沢	法多	豊沢西中通	袋井南中学校		がけ(自然)
146	109-I-2979	豊沢	神長南	神長(1)	袋井南中学校		がけ(自然)
147	109-I-3831	豊沢	法多	法多(A)			がけ(自然)
148	109-II-3319	豊沢	菩提	菩提(A)	袋井南中学校		がけ(自然)
149	109-II-3320	豊沢	菩提	菩提(B)	袋井南中学校		がけ(自然)
150	109-II-3321	豊沢	菩提	菩提(C)			がけ(自然)
151	109-II-3323	豊沢	菩提	菩提(F)	袋井南中学校		がけ(自然)
152	109-II-3324	豊沢	菩提	菩提(G)	袋井南中学校		がけ(自然)
153	109-II-3325	豊沢	菩提	菩提(H)	袋井南中学校		がけ(自然)
154	109-II-3327	豊沢	菩提	菩提(I)	袋井南中学校		がけ(自然)
155	109-II-3328	豊沢	菩提	菩提(J)	袋井南中学校		がけ(自然)
156	109-II-3329	豊沢	菩提	菩提(K)	袋井南中学校		がけ(自然)
157	109-II-3330	豊沢	菩提	北方(A)	袋井南中学校		がけ(自然)
158	109-II-3331	豊沢	菩提	北方(B)	袋井南中学校		がけ(自然)
159	109-II-3332	豊沢	大通	大通(A)	袋井南中学校		がけ(自然)

番号	箇所番号	自治会連合会名	自治会名	急傾斜地崩壊危険箇所名	市指定避難所	避難行動要支援者に係る施設名	がけ崩れ土石流の別
160	109-II-3335	豊沢	菩提	菩提(D)	袋井南中学校		がけ(自然)
161	109-II-3352	豊沢	神長南	豊沢(A)			がけ(人工)
162	109-III-0731	豊沢	菩提	菩提(c)	袋井南中学校		がけ(自然)
163	109-III-0732	豊沢	神長南	雲座	袋井南中学校		がけ(自然)
164	109-III-0735	豊沢	法多	法多(b)	袋井南中学校		がけ(自然)
165	109-III-0736	豊沢	法多	法多(c)			がけ(自然)
166	109-III-0738	豊沢	菩提	菩提(b)	袋井南中学校		がけ(自然)
167	109-S-0107	豊沢	法多	豊沢f			がけ(自然)
168	109-S-0108	豊沢	法多	豊沢g			がけ(自然)
169	109-S-0110	豊沢	法多	豊沢i			がけ(自然)
170	216-II-007	豊沢	菩提	菩提沢	袋井南中学校		土石流
171	216-II-008	豊沢	菩提	お犬小屋沢	袋井南中学校		土石流
172	216-S-013	豊沢	法多	豊沢上沢			土石流
173	216-S-015	豊沢	法多	豊沢下沢			土石流
174	109-I-1933	袋井北	山科上	山科池ヶ谷	袋井北小学校		がけ(自然)
175	109-I-1934	袋井北	北町	久能道ヶ谷	袋井北小学校		がけ(自然)
176	109-I-1935	袋井北	可睡	可睡張ヶ谷	袋井北小学校		がけ(自然)
177	109-I-3836	袋井北	可睡	可睡(A)	袋井北小学校	めいわ可睡保育園、市立可睡寮	がけ(人工)
178	109-II-3354	袋井北	鷺巣上	鷺巣上(C)	袋井北小学校		がけ(自然)
179	109-II-3359	袋井北	鷺巣上	鷺巣上(A)	袋井北小学校		がけ(自然)
180	109-II-3360	袋井北	鷺巣上	鷺巣上(B)	袋井北小学校		がけ(自然)
181	109-II-3368	袋井北	鷺巣上	鷺巣上(D)	袋井北小学校		がけ(自然)
182	109-II-3369	袋井北	上久能	上久能(A)	袋井北小学校		がけ(自然)
183	109-II-3371	袋井北	可睡	可睡(C)		萬松の里	がけ(自然)
184	109-II-3372	袋井北	可睡	可睡(D)			がけ(自然)
185	109-II-3376	袋井北	上久能	上久能(B)	袋井北小学校		がけ(自然)
186	109-II-3378	袋井北	山科上	鶴松(C)	袋井北小学校		がけ(自然)
187	109-II-3379	袋井北	山科上	鶴松(B)	袋井北小学校		がけ(自然)
188	109-II-3461	袋井北	鷺巣上	鷺巣上(E)	袋井北小学校		がけ(自然)
189	109-II-3470	袋井北	鷺巣上	鷺巣上(F)	袋井北小学校		がけ(自然)
190	109-S-0066	袋井北	鷺巣上	鷺巣A			がけ(自然)
191	109-S-0068	袋井北	鷺巣上	鷺巣C			がけ(自然)
192	109-S-0070	袋井北	鷺巣上	鷺巣E			がけ(自然)
193	109-S-0071	袋井北	鷺巣下	鷺巣F			がけ(自然)
194	109-S-0072	袋井北	鷺巣下	鷺巣G			がけ(自然)
195	109-S-0074	袋井北	可睡	久能A			がけ(自然)
196	109-S-0079	袋井北	堀越上	堀越C			がけ(自然)
197	109-S-0082	袋井北	堀越上	堀越F			がけ(自然)
198	109-I-1938	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷西ノ谷	袋井東小学校		がけ(自然)
199	109-II-3357	袋井東一	久津部西	久津部北			がけ(人工)
200	109-II-3358	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷(G)	袋井東小学校		がけ(自然)
201	109-II-3363	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷(A)	袋井東小学校		がけ(自然)
202	109-II-3364	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷(B)	袋井東小学校		がけ(自然)
203	109-II-3365	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷(C)	袋井東小学校		がけ(自然)
204	109-II-3366	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷(D)	袋井東小学校		がけ(自然)
205	109-II-3367	袋井東一	菅ヶ谷	菅ヶ谷(E)	袋井東小学校		がけ(自然)
206	109-S-0058	袋井東一	菅ヶ谷	国本A			がけ(自然)
207	109-S-0059	袋井東一	名栗北原川	国本B			がけ(自然)
208	109-I-1936	袋井東二	村松下	村松村松下	袋井東小学校		がけ(自然)
209	109-I-1937	袋井東二	村松下	村松大谷	袋井東小学校		がけ(自然)
210	109-II-3355	袋井東二	村松下	村松下(F)	袋井東小学校		がけ(自然)
211	109-II-3356	袋井東二	村松下	村松下(G)	袋井東小学校		がけ(自然)
212	109-II-3361	袋井東二	村松西	村松西(I)			がけ(人工)

番号	箇所番号	自治会連合会名	自治会名	急傾斜地崩壊危険箇所名	市指定避難所	避難行動要支援者に係る施設名	がけ崩れ土石流の別
213	109-II-3362	袋井東二	村松下	村松下(E)	袋井東小学校		がけ(自然)
214	109-II-3380	袋井東二	村松上	村松上(F)	袋井東小学校		がけ(自然)
215	109-II-3381	袋井東二	村松上	村松上(G)	袋井東小学校		がけ(自然)
216	109-II-3382	袋井東二	村松上	村松上(O)	袋井東小学校		がけ(自然)
217	109-II-3383	袋井東二	村松上	村松上(H)	袋井東小学校		がけ(自然)
218	109-II-3384	袋井東二	村松上	村松上(I)	袋井東小学校		がけ(自然)
219	109-II-3385	袋井東二	村松上	村松上(J)	袋井東小学校		がけ(自然)
220	109-II-3386	袋井東二	村松上	村松上(K)	袋井東小学校		がけ(自然)
221	109-II-3387	袋井東二	村松上	村松上(L)	袋井東小学校		がけ(自然)
222	109-II-3388	袋井東二	村松上	村松上(M)	袋井東小学校		がけ(自然)
223	109-II-3389	袋井東二	村松上	村松上(N)	袋井東小学校		がけ(自然)
224	109-II-3390	袋井東二	村松上	村松上(P)	袋井東小学校		がけ(自然)
225	109-II-3391	袋井東二	村松上	村松上(Q)	袋井東小学校		がけ(自然)
226	109-II-3392	袋井東二	村松上	村松上(R)	袋井東小学校		がけ(自然)
227	109-II-3393	袋井東二	村松西	村松下(A)	袋井東小学校		がけ(自然)
228	109-II-3394	袋井東二	村松下	村松下(B)	袋井東小学校		がけ(自然)
229	109-II-3395	袋井東二	村松下	村松下(C)	袋井東小学校		がけ(自然)
230	109-II-3396	袋井東二	村松下	村松下(D)	袋井東小学校		がけ(自然)
231	109-II-3397	袋井東二	村松上	村松上(A)	袋井東小学校		がけ(自然)
232	109-II-3398	袋井東二	村松上	村松上(B)	袋井東小学校		がけ(自然)
233	109-II-3399	袋井東二	村松上	村松上(C)	袋井東小学校		がけ(自然)
234	109-II-3400	袋井東二	村松上	村松上(D)	袋井東小学校		がけ(自然)
235	109-II-3401	袋井東二	村松上	村松上(E)	袋井東小学校		がけ(自然)
236	109-II-3462	袋井東二	村松西	村松西(H)	袋井東小学校		がけ(自然)
237	109-II-3463	袋井東二	村松西	村松西(A)	袋井東小学校		がけ(自然)
238	109-II-3464	袋井東二	村松西	村松西(B)	袋井東小学校		がけ(自然)
239	109-II-3465	袋井東二	村松西	村松西(C)	袋井東小学校		がけ(自然)
240	109-II-3466	袋井東二	村松西	村松西(D)	袋井東小学校		がけ(自然)
241	109-II-3467	袋井東二	村松西	村松西(E)	袋井東小学校		がけ(自然)
242	109-II-3468	袋井東二	村松西	村松西(F)			がけ(人工)
243	109-II-3469	袋井東二	村松西	村松西(G)			がけ(人工)
244	109-S-0046	袋井東二	村松上	村松A			がけ(自然)
245	109-S-0048	袋井東二	村松上	村松C			がけ(自然)
246	109-S-0049	袋井東二	村松上	村松D			がけ(自然)
247	109-S-0050	袋井東二	村松上	村松E			がけ(自然)
248	109-S-0051	袋井東二	村松西	村松F			がけ(自然)
249	109-S-0052	袋井東二	村松上	村松G			がけ(自然)
250	109-S-0053	袋井東二	村松上	村松H			がけ(自然)
251	109-S-0054	袋井東二	村松下	村松I			がけ(自然)
252	109-S-0055	袋井東二	村松下	村松J			がけ(自然)
253	109-S-0056	袋井東二	村松下	村松K			がけ(自然)
254	109-S-0061	袋井東二	村松上	村松N			がけ(自然)
255	109-S-0063	袋井東二	村松西	村松P			がけ(自然)
256	109-S-0064	袋井東二	村松西	村松Q			がけ(自然)
257	109-S-0065	袋井東二	村松西	村松R			がけ(自然)
258	216-I-003	袋井東二	村松上	油山川	袋井東小学校		土石流
259	216-I-004	袋井東二	村松上	村松上沢	袋井東小学校		土石流
260	216-S-008	袋井東二	村松上	村松西沢			土石流
261	216-S-009	袋井東二	村松上	村松南沢			土石流
262	109-I-1918	三川	川会	川会中屋敷	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
263	109-I-1919	三川	友永	友永堀ノ内	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
264	109-I-1921	三川	大谷	大谷殿ヶ谷	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
265	109-I-2975	三川	萱間	萱間(5)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
266	109-I-2976	三川	萱間	萱間谷田の谷	三川コミュニティセンター		がけ(人口)

番号	箇所番号	自治会連合会名	自治会名	急傾斜地崩壊危険箇所名	市指定避難所	避難行動要支援者に係る施設名	がけ崩れ土石流の別
267	109-I-2980	三川	山田	山田	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
268	109-II-3314	三川	大谷	大谷水神	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
269	109-II-3439	三川	大谷	大谷幕ヶ谷(H)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
270	109-II-3440	三川	大谷	大谷幕ヶ谷(I)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
271	109-II-3441	三川	友永	友永(B)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
272	109-II-3442	三川	山田	山田(A)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
273	109-II-3443	三川	山田	山田(B)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
274	109-II-3444	三川	川会	川会(A)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
275	109-II-3445	三川	川会	川会(B)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
276	109-II-3446	三川	萱間	萱間(B)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
277	109-II-3447	三川	萱間	萱間(C)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
278	109-II-3448	三川	萱間	萱間(D)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
279	109-II-3449	三川	萱間	萱間(E)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
280	109-II-3451	三川	見取	見取(A)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
281	109-II-3452	三川	友永	友永(D)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
282	109-II-3453	三川	見取	見取(C)			がけ(人工)
283	109-II-3454	三川	見取	見取幕ヶ谷(A)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
284	109-II-3455	三川	見取	見取(B)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
285	109-II-3456	三川	大谷	大谷(A)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
286	109-II-3457	三川	大谷	大谷(B)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
287	109-II-3458	三川	大谷	大谷幕ヶ谷(J)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
288	109-II-3459	三川	大谷	大谷(C)	三川コミュニティセンター		がけ(自然)
289	109-II-3460	三川	友永	友永(C)			がけ(人工)
290	109-S-0175	三川	萱間	萱間b			がけ(自然)
291	109-S-0176	三川	川会	川会a			がけ(自然)
292	109-S-0180	三川	山田	山田a			がけ(自然)
293	109-S-0186	三川	見取	見取a			がけ(自然)
294	109-S-0191	三川	見取・藤上原	見取f			がけ(自然)
295	109-S-0192	三川	見取・藤上原	見取g			がけ(自然)
296	216-I-005	三川	友永	北ノ谷沢	三川コミュニティセンター		土石流
297	216-I-006	三川	山田	南ノ谷沢	三川コミュニティセンター		土石流
298	216-I-007	三川	山田	境ヶ谷沢	三川コミュニティセンター		土石流
299	216-II-009	三川	山田	山田沢2	三川コミュニティセンター		土石流
300	216-II-010	三川	川会	上川会沢	三川コミュニティセンター		土石流
301	216-II-011	三川	萱間	小長谷川	三川コミュニティセンター		土石流
302	216-II-012	三川	川会	川会沢	三川コミュニティセンター		土石流
303	216-II-013	三川	見取	見取沢1	三川コミュニティセンター		土石流
304	216-II-014	三川	見取	見取沢2	三川コミュニティセンター		土石流
305	216-II-015	三川	見取	見取沢3	三川コミュニティセンター		土石流
306	216-II-016	三川	大谷	大谷幕ヶ谷沢2	三川コミュニティセンター		土石流
307	216-II-017	三川	大谷(見取)	見取幕ヶ谷沢1	三川コミュニティセンター		土石流
308	216-II-018	三川	見取	見取幕ヶ谷沢2	三川コミュニティセンター		土石流
309	216-II-019	三川	見取	見取幕ヶ谷沢3	三川コミュニティセンター		土石流
310	216-II-020	三川	見取	見取幕ヶ谷沢4	三川コミュニティセンター		土石流
311	216-II-021	三川	見取	樋口沢			土石流
312	216-II-023	三川	山田	山田沢1	三川コミュニティセンター		土石流
313	216-II-024	三川	大谷	大谷幕ヶ谷沢1	三川コミュニティセンター		土石流
314	216-S-056	三川	川会	川会北沢			土石流
315	216-S-057	三川	山田	山田沢			土石流
316	216-S-059	三川	川会	川会東沢			土石流
317	216-S-062	三川	友永	友永沢			土石流
318	216-S-064	三川	大谷	大谷沢			土石流
319	216-S-065	三川	大谷	大谷東沢			土石流

## 資料2-4-1 袋井市災害対策本部 袋井市遺体措置計画(抜粋)

### 1 遺体措置計画作成の趣旨・目的

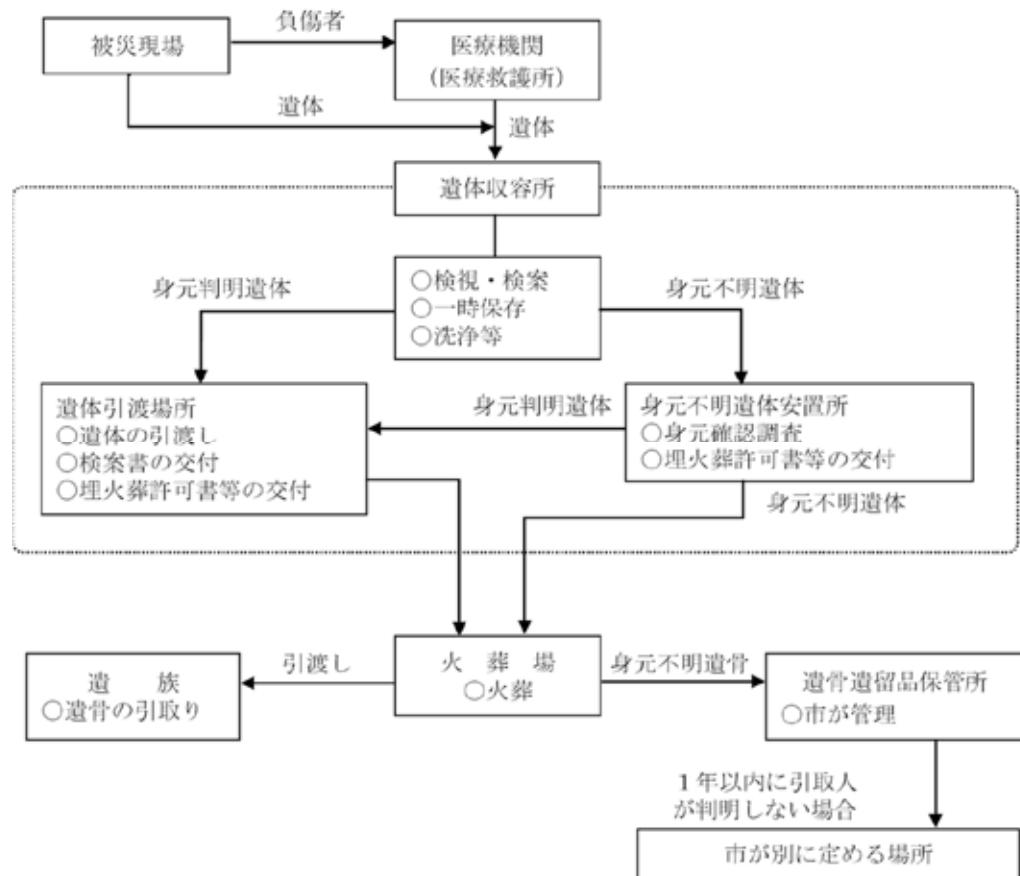
この計画は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に多数の死者が発生することを想定し、本市が災害救助法及び災害対策基本法に基づいて行う遺体措置に関し、必要な事項を予め定めるものである。

大規模災害時に備え、関係機関と調整の上、遺体の措置を行う組織を予め編成し、遺体収容所(以下、仮設等を含む)の指定、検視等・検案、遺体措置(洗浄、縫合、消毒等)、身元確認、引渡し、必要な資機材(棺、ドライアイス等)の調達等、死亡届及び死体検案書の受理、埋火葬許可書の発行等の埋葬業務を支障なく実施することを目的とする。

### 2 遺体措置計画の対象範囲

この計画は、袋井市地域防災計画[一般対策編]第3章第17節遺体の搜索及び措置埋葬計画に規定する災害救助法に基づく実施事項の内、遺体措置及び埋葬業務を実施するために必要な事項について、県が作成した遺体措置計画策定の手引きに基づき、実施事項の詳細を定めたものである。

### 3 遺体の取扱いの流れ



### 4 遺体収容所

遺体収容所については次の場所とする。

東海アクシス看護専門学校（体育館・敷地の一部）

袋井市上田町267番地の30

電話 0538-43-8111

FAX 0538-43-8122

防災行政無線 211

### 5 遺体処理の期間

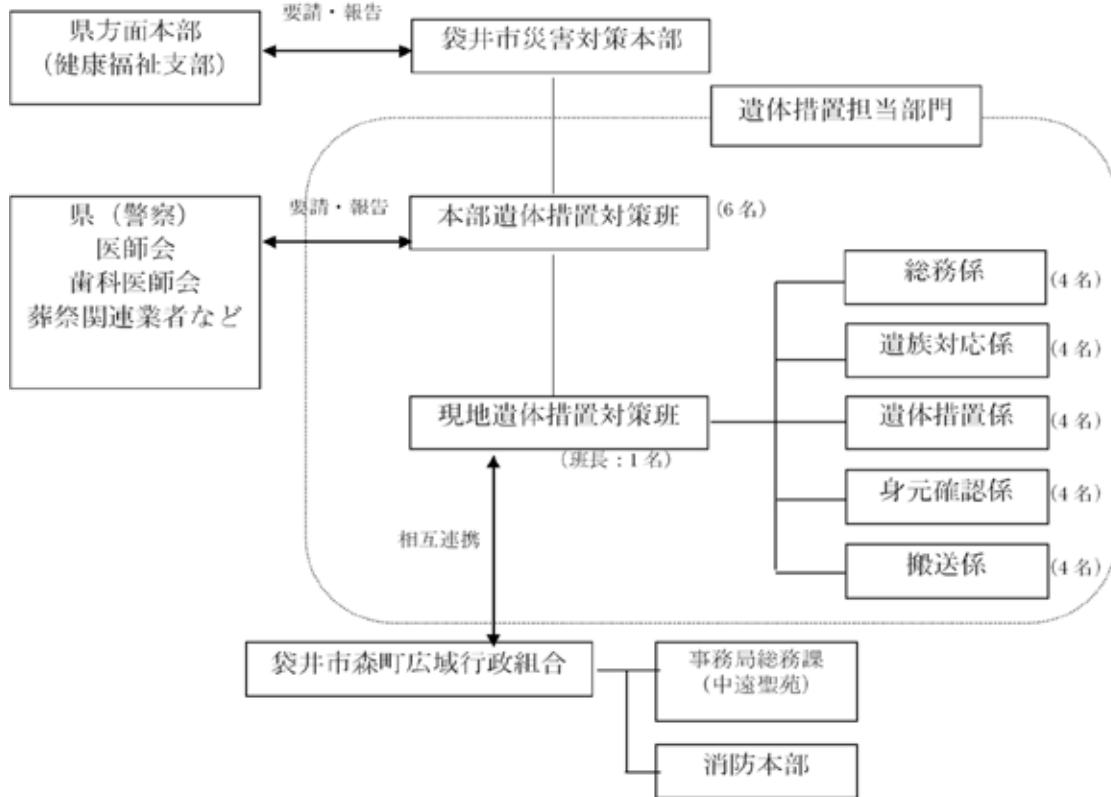
原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、11日目以降も遺体処理の必要がある場合には、期間の延長を静岡県知事に申請する。

申請するにあたり、次の項目を記載し、申請する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間の延長をする理由（具体的に）
- (4) その他（期間の延長をすることによって、処理される遺体の数など）

## 6 遺体措置に係る組織体制と関係機関

### (1) 遺体措置体制図



### (2) 災害対策本部遺体措置対策班

(設置場所) 袋井市防災センター 3階 (袋井市国本2907番地)

袋井市災害対策本部内

電話 0538-86-3323 内線 374 FAX 0538-86-3785

防災行政無線 122(市民班固定電話) 518(無線) 613(無線)

災害対策本部遺体措置対策班		6名
所属・職氏名	人員数	事務分掌
本部遺体措置対策班 長 (市民課長)	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体措置対策の総括</li> <li>・県等関係団体との調整</li> <li>・遺体収容所の管理者との連絡調整</li> </ul>
市民班 (1) 救護衛生班 (1) 統括班 (1)	3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地遺体措置対策班と災害対策本部との連絡調整</li> <li>・検案医師・身元確認をする歯科医師の確保</li> <li>・警察への要請及び連絡調整</li> <li>・遺体発見時に警察へ連絡</li> <li>・葬祭業者への要請及び連絡調整</li> <li>・遺体収容所との調整、要員の確保</li> <li>・遺体措置に必要な資機材の調達</li> <li>・遺体収容所の確保及び機能の保全</li> <li>・広域行政組合(火葬場)との連絡調整</li> <li>・広域火葬</li> <li>・広報(情報提供)</li> <li>・その他、遺体措置に関する事務的事項全般</li> </ul>
市民班 (市役所市民課内に 配置)	2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍システム・住民登録システム等の運用</li> <li>・戸籍書類の管理</li> <li>・死亡届及び埋火葬許可証全般</li> <li>・戸籍等の申請</li> <li>・戸籍等の証明</li> <li>・その他市民課戸籍住民係の必要最小限の業務</li> </ul>

## (3) 現地遺体処理対策班

(設置場所) 東海アクシス看護専門学校体育館 袋井市上田町263番地の30

電話 0538-43-8111 FAX 0538-43-8122

防災行政無線 211(アクシス) 518(無線) 613(無線)

現地遺体処理対策班	21名	
所属・職氏名	人員数	事務分掌
現地遺体措置対策班長 (市民班副班長)	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体収容所の総括</li> <li>・現地遺体措置対策班の総括</li> <li>・本部遺体措置対策班との調整</li> </ul>
総務係 (市民班: 2名) (その他: 2名)	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体収容所の運営</li> <li>・遺体・遺品の受付</li> <li>・遺品の管理</li> <li>・本部遺体措置対策班との連絡調整</li> <li>・遺体・遺品の引渡し (身元確認係と共同)</li> <li>・資器材の管理・調整</li> </ul>
遺族対応係 (生活支援班、その他: 4名)	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族などからの相談、安否確認 (死亡者リスト) 対応</li> <li>・その他、遺体措置などに関する相談対応</li> </ul>
遺体措置係 (生活支援班、その他: 4名)	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検視・検案の補助</li> <li>・遺体の洗浄・縫合・消毒補助</li> <li>・遺体の一時保存 (安置) 措置</li> </ul>
身元確認係 (生活支援班、その他: 4名)	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元不明遺体の確認作業補助</li> <li>・身元特定作業に関する関係機関との連絡調整</li> <li>・遺体・遺品の引渡し (総務係と共同)</li> </ul>
搬送係 (生活支援班、その他: 4名)	4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の収容</li> <li>・遺体収容所内での遺体の搬送</li> </ul>

(注) 所属・職氏名欄で「生活支援班」又は「その他」と記載のある人員は、市災害対策本部にて別途指定する。

## 7 市災害対策本部における本部遺体処理対策班の業務内容

- (1) 市災害対策本部内に本部遺体処理対策班を設置する。
- (2) 被災状況を確認し、遺体が多数発生した場合は遺体収容所を開設し、静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）に報告するとともに、警察、及び救護衛生班を通じて磐周医師会、袋井市医師会、磐周歯科医師会（袋井市支部）など関係機関に対応を要請する。
- (3) 遺体収容所を設置した場合は、関係機関、住民などに対し、設置した旨を広報する。
- (4) 協定に基づき、靈柩車協会と連携して遺体収容所と火葬場間で遺体搬送する要員及び車両を確保する。
- (5) 葬儀関連業者へ連絡し、遺体処理のための必要資機材、不足資機材を調達する。業者で対応できないときは、市災害対策本部を通じて、県西部方面本部に要請する。
- (6) 救護衛生班に、検案の医師（磐周医師会と袋井市医師会）、及び歯牙鑑定による身元確認のための歯科医師を（磐周歯科医師会（袋井市支部））に要請する。
- (7) 袋井市森町広域行政組合と連携を密にし、中遠聖苑の火葬能力の増強などの要請や森町との火葬予約の調整、また火葬の応援が必要な場合は、災害対策本部として県西部方面本部に次の事項を明らかにして応援を要請する。
  - ア 応援に必要な職員数
  - イ 遺体の搬送に必要な車輌の台数

## 8 現地遺体処理対策班業務内容

### (1) 遺体収容所の開設及び運営（全係）

- ア 施設を開場し、施設の設備の被災状況を確認（建物自体、電気、水道、トイレ、通信手段の確保など）後、遺体収容所を開設する。開設に際し、二次災害を考慮し安全性の確保に努める。
- イ 被災などにより、施設使用が不可能な場合には、必要に応じて代替施設を本部遺体処理対策班に要請する。
- ウ 必要箇所に施錠をして、部外者の侵入防止措置を講ずる。
- エ 開設に際し、資材を防災倉庫から運搬するとともに、必要資機材・不足資機材などを、本部遺体処理対策班に報告する。
- オ 開設後、速やかに本部遺体処理対策班に状況を報告する。
- カ 施設床面の保護のため、シートを敷く。
- キ 仕切りを設けて、各係毎に必要資材を配置する。

### (2) 遺体の搬送・収容（搬送係）

- ア 遺体の収容と遺体収容所内の搬送を行う。
- イ 各係の業務の補助をし、遺体とともに物品・書類の引き渡しを行う。
- ウ 遺体に関する各係間の情報伝達を行う。

### (3) 受付、総務（総務係）

- ア 遺体収容所内に受付及び職員待機スペースを設置する。
- イ 警察と協力し、収容される遺体について、遺体発見場所、遺体の氏名、住所などを確認し「遺体安置状況票」（様式1）に記載するとともに、「遺体個票兼遺体収容票」（様式2-1）、「遺体及び所持金品引取り書」（様式4）を作成し、遺体処理係に送付する。  
※様式1については、状況に応じ、警察が使用する受付票の写しを以て充てる。
- ウ 貴重品などの管理を徹底する。
- エ 遺体処理に必要な資機材について管理、調整を行う。必要な資機材が不足する場合は、本部遺体処理対策班へ連絡し調達する。
- オ 本部遺体処理対策班と現地遺体処理対策班との間で、必要とされる事項について検討し調整を実施する。
- カ 遺体処理の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。また、パソコン・プリンタなどの文書作成機器の体制を整える。
- キ 遺体の受付状況等を遺族対応係に伝達するとともに、遺族からの問い合わせに対しては遺族対応係に誘導する。

### (4) 遺族対応、相談（遺族対応係）

- ア 遺体収容所内に遺族対策及び相談窓口を設置し、遺体安置、死亡届、埋火葬許可申請、火葬、遺体搬送などの相談を受付ける。
- イ 相談を受けた際には、「相談受付名簿」（様式5）及び「相談記録票」（様式6）に記載し、明確かつ確実に対応する。
- ウ 職員は遺族感情を十分配慮した相談業務を実施する。
- エ 遺族に対し、検視・検案の必要性及び埋火葬の手続きなどを説明する。

### (5) 遺体の検視（遺体処理係）

- ア 検視にあたる警察と協議し、検視するスペースを確保する。
- イ 検視を行う警察署職員を補助する。

### (6) 遺体の検案等（遺体処理係、総務係）

- ア 検案を行う医師、並びに歯科医師を補助する。
- イ 医師、歯科医師が不足する場合は、総務係から本部遺体処理対策班に検案医師及び歯科医師の追加派遣を要請する。

## (7) 遺体の処置(遺体処理係、身元確認係)

- ア 遺体処理係は遺体処理スペースを確保する。
- イ 遺体処理スペースにおいて、遺体の洗浄などの処置を必要に応じて補助する。
- ウ 遺体処理に必要な用具を確認する。
- エ 身元不明の遺体については、特徴を細かく記載し、写真を撮影しておく。
- オ 納体袋の準備や配置などを行う。

## (8) 遺体の一時保存(遺体処理係、総務係)

- ア 遺体処理係は、一時保管場所を確保し、遺体処理スペースから一時保管場所に遺体を移動させる。
- イ 「遺体処理台帳」(災害救助法による救助の実施について(昭和40年厚生省社会局長通知)様式20)に記載し、「埋葬台帳」(同様式19)を作成(総務係の者が作成しても可)し、遺体を納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を納体袋に添付する。
- ウ 遺体保存に必要な資機材を確認し、必要に応じて補充するとともに、不足する場合は、総務係から本部遺体処理対策班に調達するよう要請する。

## (9) 身元確認(身元確認係)

- ア 身元不明死体について身体特徴など(写真)などを掲示板に掲示する。
- イ 関係機関と連携して、身元不明遺体の確認作業を実施する。
- ウ 身元が確認された遺体の情報を総務係及び遺族対応係に連絡する。

## (10) 遺体の問い合わせ(遺族対応係)

- ア 被災者・遺体などについての問い合わせに対応する。
- イ 遺体収容所の見やすい場所に掲示板を設置する。
- ウ 処置済み遺体などの情報を掲示板へ掲示する。
- エ その他、連絡事項を掲示板に掲示する。

## (11) 遺体の引渡(身元確認係)

- ア 遺族の氏名、続柄、住所、連絡先を確認する。
- イ 遺体・遺品を遺族とともに確認し、本人と認められる場合には、「遺体及び所持金品引取り書」(様式4)に引き取り者の氏名等を記入してもらい、遺族に引き渡す。
- ウ 被災がひどく、また、遺体を引き取れない遺族については、埋火葬の手続きが終了し、埋火葬に搬送されるまでは、防疫上遺体収容所に安置する。  
また、遺族が遺体を引き取れる状況下においても、火葬場が被災した場合は、火葬まで相当の時間を要する可能性もあり、その場合、遺族宅での遺体の長期保管は衛生上の問題があることから、引き続き遺体収容所に安置する。
- エ 祭壇などを準備する。

## (12) 死亡届・埋火葬許可手続き(総務係)

- ア 遺族に、死亡届と埋火葬許可の手続を説明する。

## 9 注意事項

遺体の処理にあたっては、遺体への尊厳、遺族感情、環境汚染及び衛生などに細心の注意を払い、次の点に留意する。

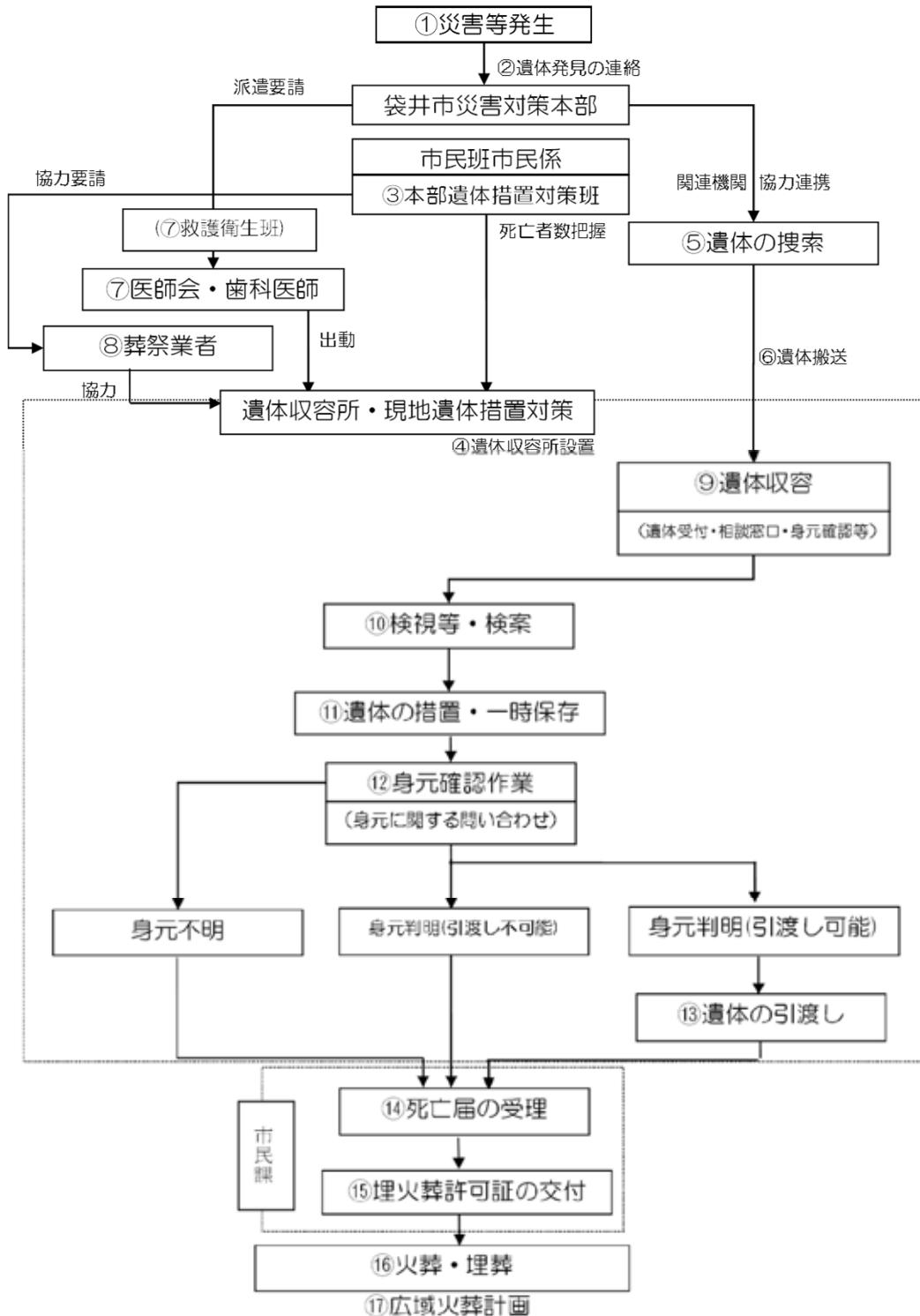
### (1) 遺体への尊厳、遺族感情など

- ア 遺体を取り扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊厳の対象である遺体として、常に礼が失われることがないよう細心の注意を払うとともに、遺族などの心境に十分配慮すること。
- イ 火葬前の遺体は遺族・親族にとって特別のものであることを理解し、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとはいえない状態であることに注意する。
- ウ 遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて、現地遺体処理対策班は、専門家（ケースワーカー及び警察など）に対応を依頼する必要がある。
- エ すべてにおいて公平な取扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱いを通じて知り得た故人、家族などの情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。
- オ 関係機関と協力体制を保持すること。

### (2) 環境汚染、衛生など

- ア 必ず浸透性のないビニールエプロンなどを着用すること。
- イ 使い捨てマスクと使い捨てのゴム手袋を必ず着用すること。
- ウ 怪我などで傷口がある場合は露出しないように防護すること。
- エ 遺体取扱後は必ずうがいをし、手などをよく洗い、消毒用アルコールなどで消毒すること。
- オ 遺体を搬送する際には、納体袋などを使用し、胸などを圧迫しないように注意深く包んで運ぶよう注意すること。
- カ 感染症の病原体に汚染された可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

## 10 遺体措置の業務フロー



## 11 遺体処理に必要な資機材

### 【必要資機材】

遺体収容所設営及び運営にあたっては、運用用資機材については、別表1を参考にして準備する。

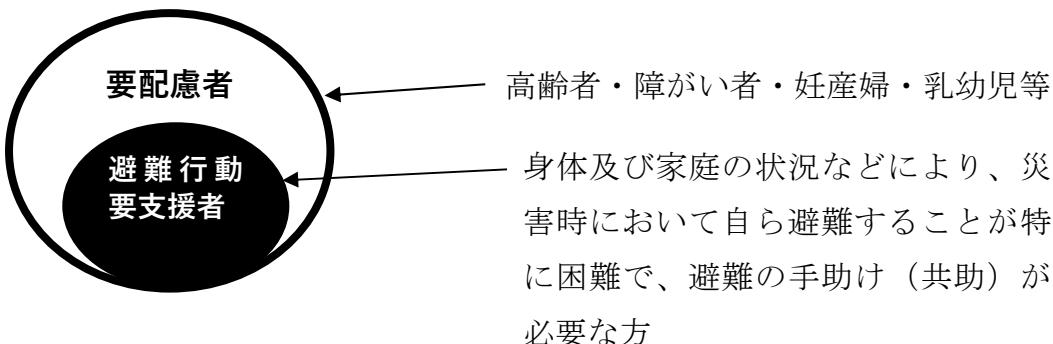
(別表1 省略)

## 資料2-5-1 袋井市避難行動要支援者計画（抜粋）

**第1章 基本的な考え方****1 趣旨**

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者への避難支援は必要である。

袋井市は、平常時から災害に備え、要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「袋井市避難行動要支援者計画」（以下「支援計画」という。）を作成する。

**※ 用語の説明**

<b>要配慮者</b>	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等をいう。
<b>避難行動要支援者 （「要支援者」という。）</b>	<p>要配慮者のうち、施設の入所者を除く在宅の者で、自ら避難することが困難であって、避難の確保を図るため、特に支援を要する次の者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳1～2級のうち視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の者</li> <li>② 療育手帳A判定を受けている者</li> <li>③ 要介護認定3～5の認定を受けている者</li> <li>④ 前各号に準じる状態にある者</li> </ul>
<b>避難行動要支援者名簿 （「要支援者名簿」という。）</b>	要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿
<b>避難支援等関係者</b>	民生委員・児童委員、自治会、自主防災隊、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防機関（消防署・消防団）、警察等

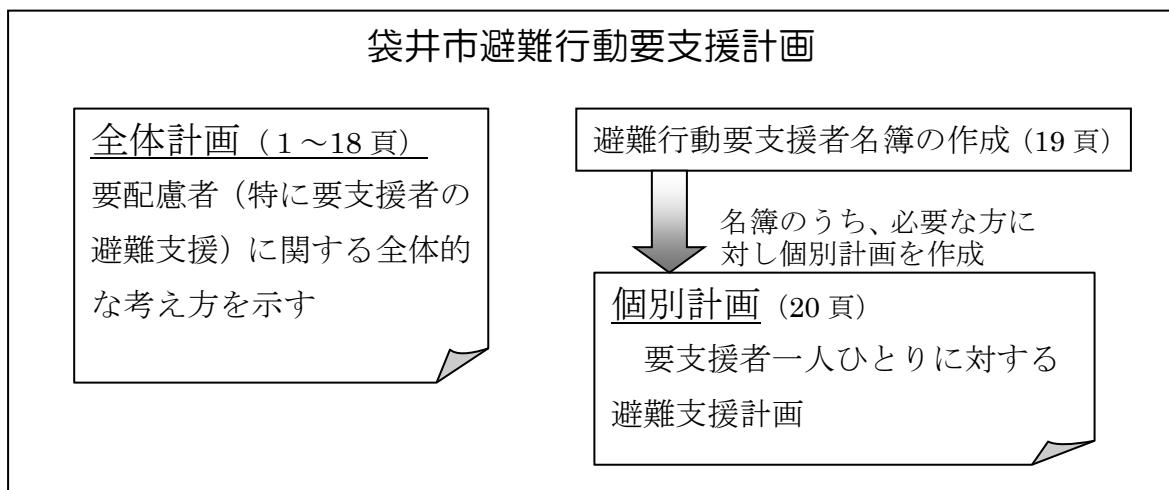
避難支援者	要支援者の安否確認及び避難支援を行う者、団体
災害時要配慮者支援チーム(「支援チーム」という。)	府内の防災部局(危機管理課)及び福祉部局(しあわせ推進課・健康長寿課・保険課)で構成する横断的なプロジェクトチーム。平常時において支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、要支援者の避難や避難後の支援などの業務を行う。
高齢者等避難	高齢者等避難は、人的被害の発生の可能性が高まったと判断された時点で、避難指示の前段階で発表される避難情報をいう。避難に時間を要する要支援者などに避難準備を求めるもので、「袋井市避難情報の判断・伝達マニュアル」に水害・土砂災害・高潮災害における避難判断の基準が示されている。

## 2 位置づけ

支援計画は、要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものである。

## 3 構成

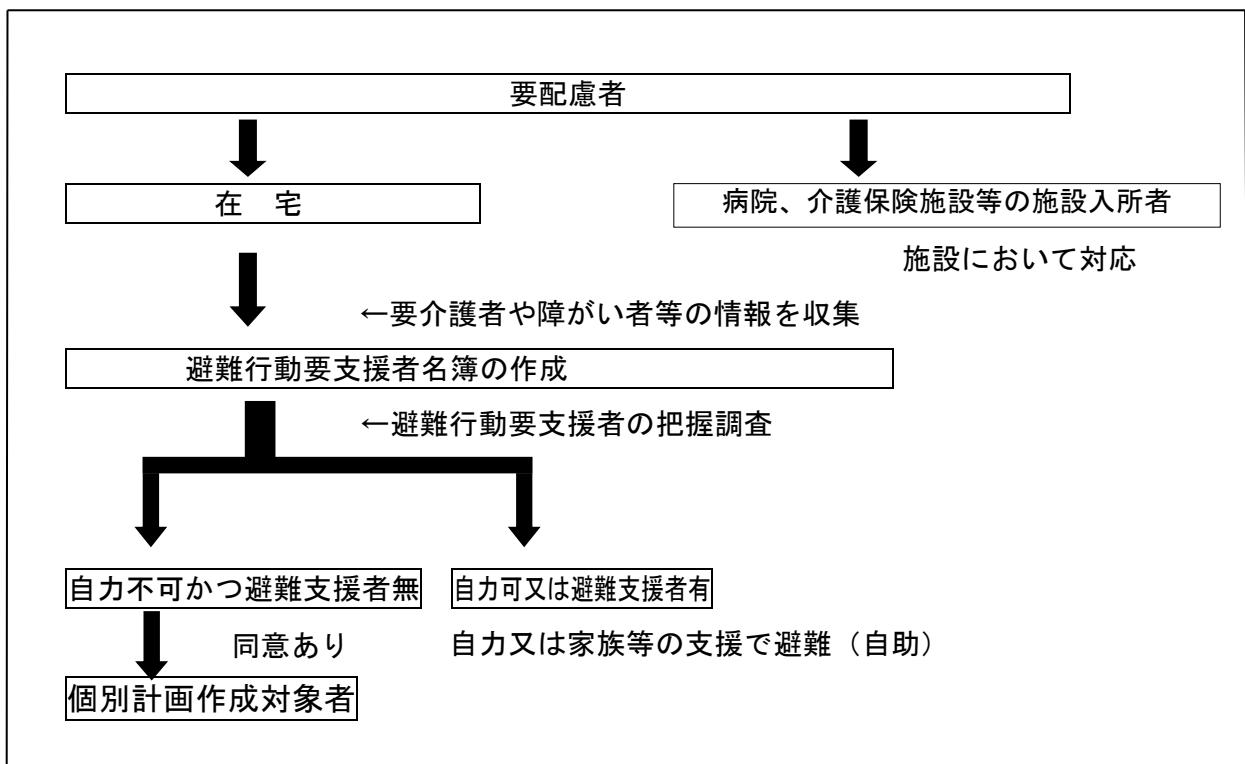
支援計画は要配慮者、特に要支援者の避難支援に関する全体的な考え方を示した「全体計画」と、要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成する。個別計画については、要支援者の個々の状況を把握した上で作成する。支援計画では個別計画の様式を定めるものとする。



#### 4 避難支援体制の整備方針

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、要支援者が避難を円滑に行うことができるよう避難支援体制の整備に努め、家族等による必要な避難支援が受けられない要支援者への対応を重点的・優先的に進める。

##### ※ 対象者



#### 5 推進体制

市は要支援者の避難支援を的確に実施するため、防災部局（危機管理課）、福祉部局（しあわせ推進課・健康長寿課・保険課）で構成する災害時要配慮者支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

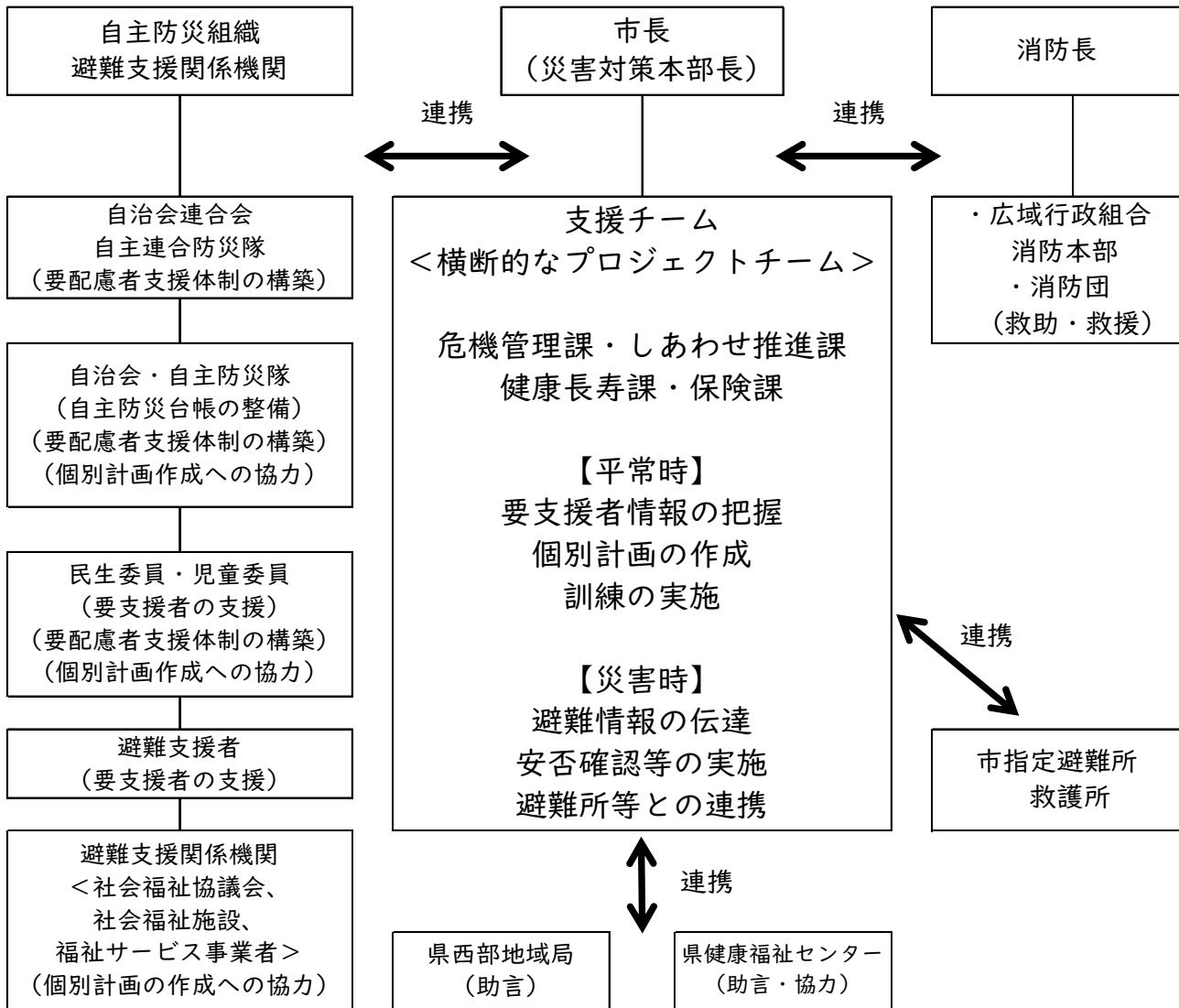
支援チームは、自治会、自主防災隊、地域包括支援センター等、関係機関と連携し、要支援者の避難支援対策を推進する。

##### 【業務】

平常時は、要支援者情報の共有化、個別計画の作成、要支援者の避難支援、訓練の計画・実施、広報等を行う。

災害時は、要支援者の避難支援、また受入れが困難な場合における広域調整等を行う。

## &lt;推進体制&gt;



## 6 関係機関等の役割

### （1）市の役割

#### <平常時>

- ア 危機管理課が主体となり横断的プロジェクトチーム「支援チーム」の設置
- イ 高齢者や障害のある人等、各種情報に基づき作成する要支援者名簿の作成及び民生委員・児童委員等に情報提供を行う。
- ウ 要支援者の把握と個別計画の作成（民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長と連携して実施）
- エ 要支援者に対する個別計画作成のための同意の働きかけ
- オ 個別計画作成についての広報等
- カ 要支援者のための避難施設の確保、運営体制の確認
- キ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発、及び避難支援訓練の実施
- ク 要支援者本人、家族などに対する災害時への備えの普及啓発
- ケ 避難情報等の情報伝達体制の整備

#### <災害時>

- ア 福祉部局が主体となり、市災害対策本部生活支援班内に「支援チーム」を設置
- イ 要支援者の安否確認・避難状況の把握
- ウ 要支援者受入に関する協定施設への支援要請
- エ 市指定避難所等と連携した支援
- オ 避難準備情報等の発令・伝達
- カ 避難支援等関係者に要支援者名簿を提供

### （2）自治会連合会、自主連合防災隊の役割

#### <平常時>

- ア 市が実施する支援計画の地域住民への周知啓発
- イ 地域共助としての要配慮者支援体制の構築

#### <災害時>

- ア 要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 要支援者の避難支援と安否確認への協力、とりまとめ

### （3）自治会、自主防災隊の役割

#### <平常時>

- ア 自主防災台帳の整備、更新
- イ 市が実施する支援計画の地域住民への周知啓発

- ウ 市が実施する個別計画作成への協力
- エ 市が実施する個別計画の変更・修正に関する情報提供
- オ 地域共助としての要配慮者支援体制の構築

<災害時>

- ア 要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達
- イ 要支援者への避難支援と安否確認への協力
- ウ 要支援者の安否状況、避難状況の市への報告
- エ 各自主防災隊が定める避難場所における要支援者の支援

(4) 民生委員・児童委員の役割

<平常時>

- ア 要支援者名簿の情報共有
- イ 市が実施する個別計画作成のための同意について、要支援者への働きかけの協力
- ウ 要支援者の把握調査への協力
- エ 市が実施する支援計画の地域住民への周知啓発
- オ 市が実施する個別計画作成への協力
- カ 市が実施する個別計画の変更・修正に関する情報提供

<災害時>

- ア 要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 要支援者の安否確認への協力

(5) 避難支援者の役割

<平常時>

- ア 市が実施する個別計画作成への協力
- イ 市が実施する個別計画の変更・修正に関する情報提供

<災害時>

- ア 要支援者の安否確認と各自主防災隊が定める避難場所への避難誘導
- イ 要支援者の安否状況及び避難状況に関する自主防災隊への報告

(6) 袋井市社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 地域福祉活動を通じた、地域における要配慮者支援の環境づくりの推進
- イ 市が実施する支援計画の地域住民への周知啓発
- ウ 避難支援者の選定に関する関係機関の連絡調整への協力（関係機関からの避難支援者の選定が必要となった場合）

## &lt;災害時&gt;

- ア 要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 要支援者の安否確認への協力
- ウ 市災害ボランティア本部の運営、災害ボランティア等の受入・派遣調整

## (7) 地域包括支援センター、市内福祉サービス事業者の役割

## &lt;平常時&gt;

- ア 在宅の要支援者へ市が実施する支援計画の周知啓発
- イ 要支援者に対する個別計画作成の周知啓発

## &lt;災害時&gt;

- ア 要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 要支援者の安否確認への協力

## (8) 市内社会福祉施設（通所施設）の役割

## &lt;平常時&gt;

- ア 在宅の要支援者へ市が実施する支援計画の周知啓発
- イ 要支援者に対する個別計画作成の周知啓発
- ウ 在宅の要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- エ 要支援者のための避難所としての避難体制への協力

## &lt;災害時&gt;

- ア 要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 要支援者の安否確認への協力
- ウ 要支援者の受入

## (9) 市内社会福祉施設（入所施設）の役割

## &lt;平常時&gt;

- ア 在宅の要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- イ 要支援者のための避難所としての避難体制への協力

## &lt;災害時&gt;

要支援者の受入

## (10) 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部及び消防団の役割

## &lt;平常時&gt;

要支援者の避難支援体制整備への協力

## &lt;災害時&gt;

被災者の安否確認、救援・救助

## (11) 市指定避難所管理者の役割

## &lt;平常時&gt;

ア 避難所の施設管理者として、要支援者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の確認

イ 避難所の要支援者支援に関する訓練・研修への協力

## &lt;災害時&gt;

要支援者の受入及び避難所管理上の調整

## (12) 静岡県西部健康福祉センターの役割

## &lt;平常時&gt;

個別計画作成への助言、情報提供

## &lt;災害時&gt;

避難後の要配慮者支援に関する連絡調整

## (13) 静岡県西部地域局の役割

## &lt;平常時&gt;

ア 情報伝達体制の整備に関する助言

イ 個別計画作成への助言

ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

## &lt;災害時&gt;

静岡県災害対策本部 西部方面本部各班の対策に関する調整

## 第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

しあわせ推進課及び保険課が把握している高齢者や障害のある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき、要支援者名簿（様式1）を作成する。

#### （1）避難行動要支援者名簿の目的

要支援者名簿は、要支援者の避難の支援、安否の確認及び、要支援者の生命又は身体を災害から保護に資するため作成を行う。

#### （2）避難行動要支援者名簿の対象者

要支援者名簿は、在宅で次のアからエに該当する要配慮者の情報を基に作成する。

	対象者	情報管理者
ア	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者のうち、視覚障害、聴覚障害、呼吸障害、下肢機能障害、体幹機能障害、四肢機能障害、上下肢機能障害の者	しあわせ 推進課
イ	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者	しあわせ 推進課
ウ	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者（ただし、施設等の入所者を除く）	保険課
エ	前各号に準じる状態にあると認められる者	

#### （3）情報収集方法

要支援者名簿の作成は、福祉担当部局が保有する以下の台帳から対象者を把握する。

- ア 身体障害登録者台帳
- イ 療育手帳登録者台帳
- ウ 介護保険受給者台帳
- エ その他台帳

#### （4）収集する内容

要支援者名簿は、上記台帳から以下の情報を収集する。

- ア 所属自治会
- イ 氏名
- ウ 性別
- エ 生年月日

**オ 住所**

**カ 電話番号その他連絡先**

**キ 避難支援を必要とする理由**

## 2 避難行動要支援者名簿の共有、管理

### (1) 避難行動要支援者名簿の共有

平常時における要支援者名簿の情報提供について、市は、要支援者本人の同意の有無を確認し、次のとおり作成し整理する。

	要支援者名簿 全体を提供できる者 このうち、情報提供の同意がある者を抽出した名簿を提供できる者	活用方法
平常時の取扱い	民生委員・児童委員に提供 自治会長、自主防災隊長、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防機関（消防署・消防団）、警察に提供	避難訓練の拡充 個別計画作成支援 同意の依頼

災害時の取扱い	上記の者に要支援者名簿 全体を提供※	災害時における避難誘導、安否確認等
---------	--------------------	-------------------

#### ※ 市が要支援者名簿（全体）を提供する災害の目安

区分	避難支援が必要となる状況
地震	東海地震予知情報（警戒宣言発令） 市内で震度4以上の地震（避難支援を必要とする場合）
風水害等	高齢者等避難又は避難指示の発令

### (2) 避難行動要支援者名簿の適正管理及び更新

**ア 要支援者名簿を保管する支援チーム及び避難支援等関係者は、守秘義務を厳守するとともに、個人情報が流出しないよう十分注意するなど、情報の適正管理を徹底する。**

**イ 要支援者名簿の原本は、福祉担当部局が保管する。毎年、要支援者名簿を更新し、不要となったリストは確実かつ速やかに廃棄し、または消去する。**

**ウ 要支援者名簿は紙媒体と電子媒体で管理し、電子媒体はパスワード等の設定を行うなどの管理を行う。なお、要支援者名簿の提供は、紙媒体のみとする。**

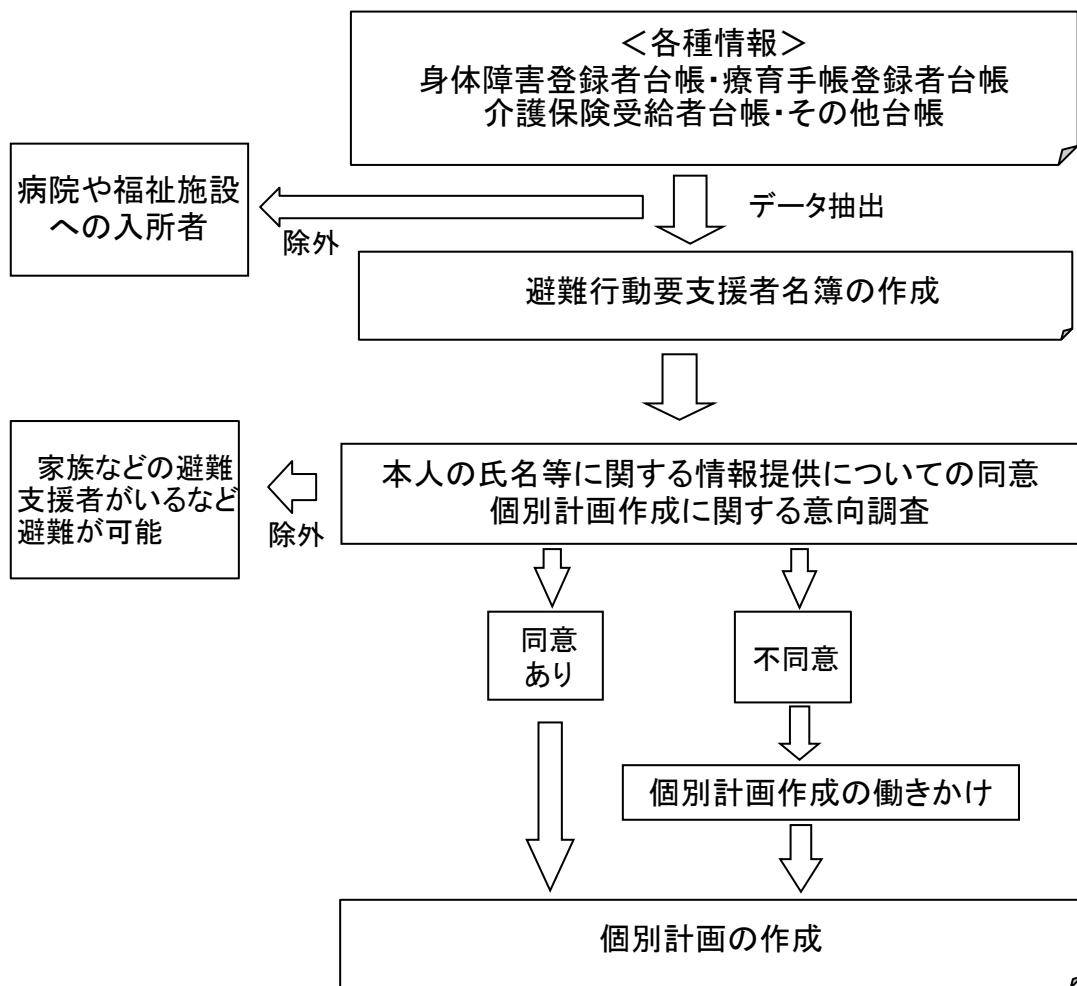
### 第3章 避難行動要支援者の個別計画の作成

#### 1 個別計画の作成

##### (1) 個別計画の作成方法

福祉担当部局は、要支援者名簿をもとに、民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長の協力を得て、個別計画を作成する。

＜個別計画作成までの流れ＞



## (2) 個別計画の内容

個別計画には、以下の内容を記載するものとし、様式は、様式2のとおりとする。

### ア 避難支援者

避難支援者は、本人の意思を考慮しながら、自治会の班等のできるだけ身近な者から複数選定する。また、長期にわたり支援者を引き受けられる者を選定する。

選定された避難支援者は、要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

また、個別の避難支援者を選定することが困難な場合でも、地域で一定の支援者を確保して、地域共助としての支援体制を構築することに努めるものとする。

### イ 避難時に携行する医薬品等

本人の了承が得られた場合は、避難時に携行する必要がある医薬品等について記載する。

### ウ 避難誘導時や避難先での留意事項

聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難誘導時や避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

### エ 家の間取りや寝室の位置等

本人の了承が得られた場合は、家の間取りや寝室の位置等を確認する。

## 2 個別計画の共有及び閲覧

### (1) 個別計画の共有

個別計画は要支援者本人、支援チーム及び民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長、地域包括支援センター、避難支援者が共有する。

### (2) 個別計画の閲覧

個別計画を保有している者は、災害発生時や災害発生の恐れがある場合は、必要な範囲において要支援者が居住する自治会及び自主防災隊の住民に個別計画を閲覧させることができる。

## 3 個別計画の適正管理

個別計画を保有する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画を保有する者は、保管にあたり、要支援者本人が同意した者以外が閲

覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。併せて、避難情報発令時の使用に支障を来さないように留意する。

#### 4 個別計画の確認

要支援者及び避難支援者は、災害時に迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、情報の更新を定期的に行っていくため、福祉担当部局は、民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長の協力を得て、少なくとも毎年1回、個別計画の内容について本人に確認する。

また、要支援者、避難支援者等から、個別計画の内容について変更、加除等の申請があった場合等、個別計画の内容に変更が生じた場合、福祉担当部局は、保有する個別計画を更新するとともに、他の保有者に更新情報を提供する。

## 第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

### 1 避難支援の実施体制

#### (1) 市における避難支援体制

危機管理課は、要支援者の避難支援のため、災害時における市の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時には、市災害対策本部要配慮者支援班に設置する支援チームを中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難情報等が発令されるなど避難が必要な段階においては、要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

#### (2) 地域における避難支援体制

地域における避難支援については、要支援者の避難支援を基本とし、避難支援者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、自主防災隊へ連絡するものとする。また、自主防災隊においても支援が実施できないときは、市災害対策本部の支部、または支援チームへ連絡することとする。なお、要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者は、自主防災隊や市災害対策本部の支部、または支援チームへ連絡し、救出救助を求めるものとする。

#### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

市内の社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要支援者の受け入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

#### (4) 災害ボランティア等との連携

しあわせ推進課（生活支援班）及び市社会福祉協議会は、避難支援における災害ボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のある災害ボランティア等との連携に配慮する。

## 2 情報伝達体制の整備

### (1) 避難行動要支援者への情報伝達

袋井市は、防災行政無線や広報車のほか、市ホームページ、メローねっと、臨時災害放送局、その他テレビ・ラジオ等の放送事業者を活用した様々な手段を確保し、要支援者へ避難情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進する。

#### ＜情報伝達手段＞

- ア 防災行政無線の活用（戸別受信機等）
- イ 広報車・消防団等による広報
- ウ 市ホームページ、メローねっとによる広報
- エ 臨時災害放送局による広報
- オ テレビ・ラジオ等の放送事業者の活用

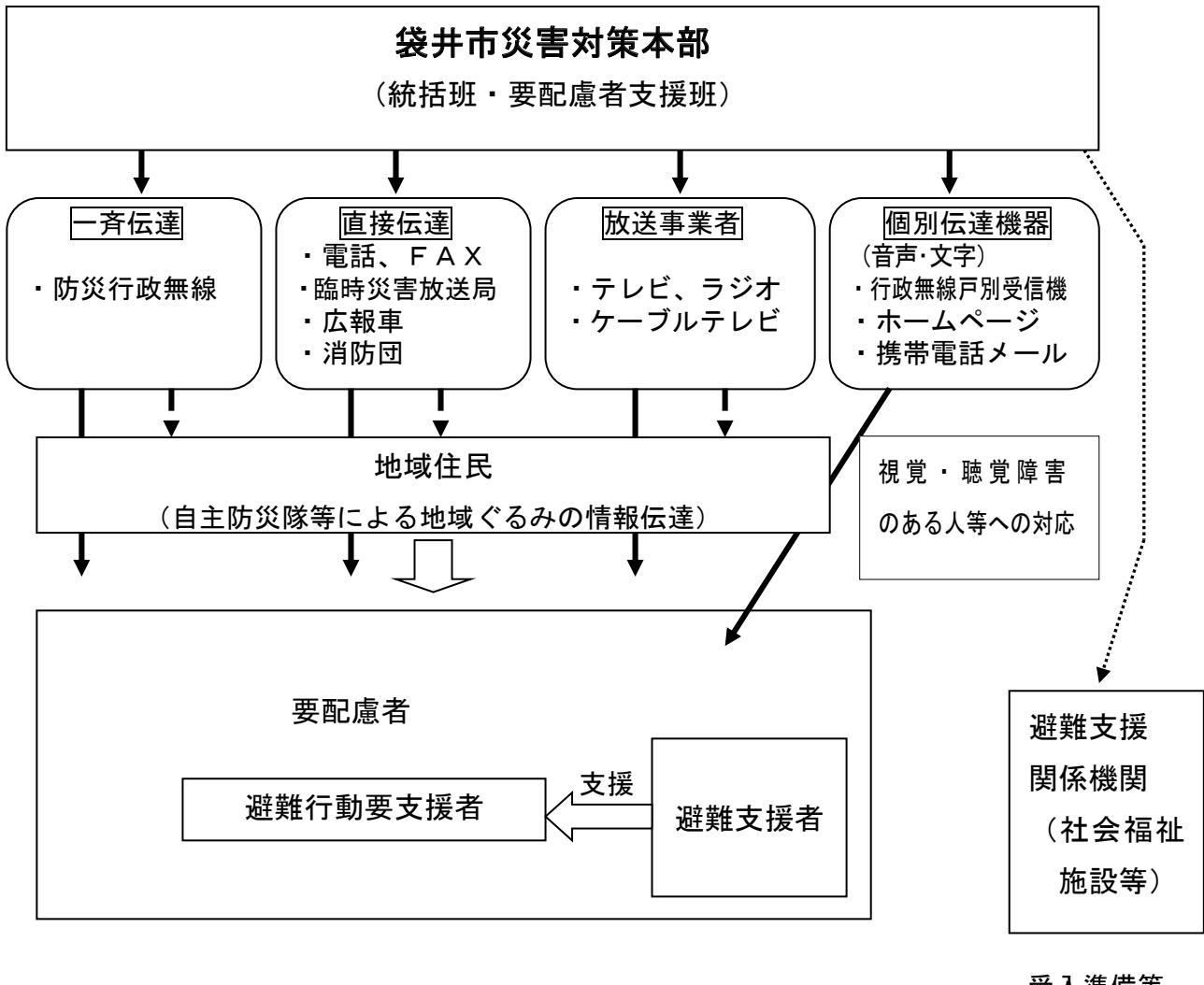
### (2) 避難支援者への情報伝達

袋井市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難情報等の防災情報を伝達する。

### (3) 避難支援関係者への情報伝達

袋井市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が、要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、支援体制の確保に努める。

## 避難支援の情報伝達イメージ



### 3 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

要支援者情報の収集・共有や個別計画の必要性、管理方法、要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、市広報紙等を通じて普及を図る。

### 4 避難支援訓練の実施

要支援者の避難支援に関する機関と協力・連携し、地域防災訓練等において避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。

### 5 安否確認情報の収集体制

#### (1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、市指定避難所及び各自主防災隊が定める避難場所（以下「避難所等」という。）において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない要支援者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市災害対策本部要配慮者支援班の支援チームに安否情報

収集窓口を設置し、民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長及び避難支援関係機関の協力を得て避難行動要支援者の安否情報を収集する。

#### (2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、要支援者を避難先へ移送した場合や要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、自主防災隊を通じて避難所等又は市災害対策本部要配慮者支援班の支援チームに設置する安否情報収集窓口に報告するものとする。

## 第5章 避難所等における支援体制

### 1 避難所等における避難行動要支援者支援体制

#### (1) 開設の周知

市及び自主防災隊は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

#### (2) 避難所との連携

市災害対策本部要配慮者支援班が中心となり、避難支援者等の協力により各避難所等と連携し、避難所等において必要となる要支援者支援に関する相談やニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

#### (3) 平常時における支援体制の確認

支援チーム及び避難所等の施設管理者は、平常時から、要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所等における要支援者に関する地域住民の理解を深めるため、避難所等の設置について関係者による訓練を実施し、避難所等における要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

### 2 避難行動要支援者のための避難施設

#### (1) 避難施設の確保

市は、状況に応じて、通常の避難所では避難生活が困難な要支援者を避難させるため、社会福祉施設等と災害時支援協定を結び、避難施設の確保に努める。現在、市と協定を締結した社会福祉施設の一覧は別紙様式3のとおりである。

#### (2) 避難者数の把握

支援チームは、要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、避難施設へ避難する必要がある者の概数の把握に努める。

#### (3) 運営体制の確保

要支援者のための避難施設の円滑な運営のため、支援チームは、社会福祉施設等の施設管理者と常に連携を図り、施設の利用方法や要支援者の受入体制などにつき確認する。

## 資料2-6-1 袋井市津波避難計画（抜粋）

**第一章 総則****1 津波避難計画の目的**

津波避難については、住民一人ひとりの率先避難、地域ぐるみによる避難が基本であり、事前の備えと実践的な訓練を積み重ねることが重要である。

そこで、本計画では、東海・東南海・南海地震等、巨大地震による津波が発生した場合に備え、市民や観光客等が生命、身体の安全を確保するために、円滑かつ適切な避難を行うことを目的として本計画を定めるものとする。

**2 計画の位置づけ**

本計画では、現時点を考えうる最大クラスの地震・津波を想定し、静岡県第4次地震被害想定（以下「第4次想定」という）及び本市独自の津波シミュレーション（以下「シミュレーション」という）の結果に基づき、地域住民の避難行動を示す。

さらに、津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間などが大きく異なるものであることを十分に認識し、人的被害を軽減するためには、「すぐに高いところへ避難する」という行動原則の周知徹底を図り、いざ津波が襲来した場合、行政と住民が、共に迅速かつ的確に行動ができるよう本計画において定めるものとする。

**3 計画の修正**

本計画は、今後、国や静岡県が発表する被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行うものとする。

**袋井市津波シミュレーションの考え方**

- ・本市では、国・県が実施した津波シミュレーションに、さらに詳細なデータ収集、分析結果を加えてシミュレーションを実施した。
- ・国や県の想定では、本市沿岸部の海岸防災林を自然地形として捉え、地震動では崩壊しないと想定しているが、自然地形ではないことと構造安全性も明確に示されていない状況である。
- ・そこで、本市では、構造物（海岸防災林や堤防）が機能した場合と機能しない場合の2パターンを実施。
- ・海岸防災林の構造安全性の評価が示されるまで、厳しい条件を加えて実施した「構造物が機能しない場合」の津波の浸水想定結果を計画に反映する。

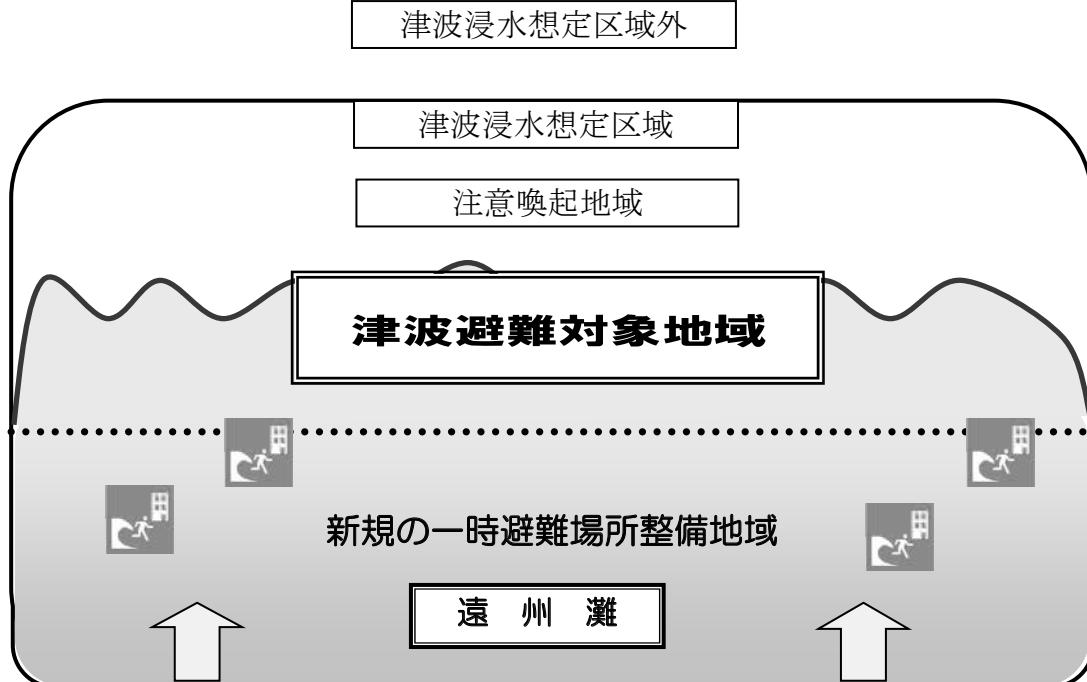
**【市独自の前提条件設定】**

- 構造物が機能しない場合
  - … 河川堤防及び海岸防災林が地震発生と同時に破壊された状態
- 構造物が機能した場合
  - … 河川堤防及び海岸防災林は破壊されない状態

## 第二章 避難計画

本計画では、住民が、適切かつ迅速な避難方法を検討するにあたり参考となるようシミュレーションの分析結果に基づき、津波の浸水想定区域や到達予想時間、避難方法の目安を示すものとする。

### 【地域設定の考え方】



#### 1 津波避難対象地域

津波避難対象地域は、津波が発生した場合に津波による被害が予想されるため、避難指示等を発令する際に特に避難の対象となる地域であり、本地域の住民は、高台や津波浸水想定区域外など、安全な避難場所へ避難するものとする。

##### (1) 津波避難対象地域の指定

シミュレーションの結果に基づき、津波の到達予想時間が、概ね 60 分、浸水深 1 m、流速 0.5m／秒のラインの南側の地域は、津波被害発生の危険性が高いことから、別紙 1 に示す青の太線以南の区域を「津波避難対象地域」に指定する。

また、避難指示等が発令された場合に、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わるとともに、地域一体となった避難活動が実施されるよう、表 1 のとおり自治会単位で指定する。

**表1 津波避難対象地域一覧表**

世帯数・人口：令和6年4月1日現在

連合自治会名	自治会名	世帯数	人口	連合自治会名	自治会名	世帯数	人口
浅羽南	中新田	165	379	浅羽東	梅山	329	886
	大野	188	500		松原	378	963
	東同笠	234	523		【小計】	707	1,849
	西同笠	154	390	浅羽西	富里中	166	409
	太郎助	155	370		富里下	80	209
	湊東	264	630		【小計】	246	618
	湊中	177	369	合 計		2,413	5,895
	湊西	123	267				
	【小計】	1,460	3,428				

**(2) 津波避難場所** (表2 避難場所一覧表参照)**ア 一時避難場所**

津波避難対象地域のうち、国道150号より南側地域については、シミュレーションの結果を踏まえると、津波の到達予想時間までに津波浸水想定区域外の安全な場所まで避難することが困難な場合が想定される。

そこで、緊急的に津波の危険から避難し避難者の生命の安全を確保するため、津波避難対象地域内に一時避難場所を指定する。

また、国道150号より南側の地域については、現時点では十分な一時避難場所が確保されていないため、別紙1のとおり「新規の一時避難場所整備地域」として指定し、さらに、別紙2のとおり一時避難施設の整備を進める。

**イ 市指定避難所**

津波の危険から避難するための施設で、津波浸水想定区域の外に市が定める避難場所で、非常食料、保存水、毛布、簡易トイレ等が整備されており、ある程度の期間にわたって避難が可能な場所とする。

**表2 避難場所一覧表**

避難対象地域	一時避難場所		市指定避難所		
	施設名	収容人数	施設名	収容人数	
浅羽南	湊西地区命山「江川の丘」	300人	浅羽南小学校 浅羽北小学校 浅羽東小学校 浅羽中学校 笠原小学校	953人 927人 913人 1,292人 564人	
	MellowStyle	20人			
	鈴木工務店	163人			
	湊東地区命山「湊命山」	1,300人			
	きらりんタワー	162人			
	浅羽南小学校	1,460人			
	東海精機	80人			
	KAMIYA B棟	102人			
	東同笠・大野地区命山「寄木の丘」	300人			
浅羽東	松葉の家	160人			
	アスティ	400人			
	中新田地区命山「きぼうの丘」	400人			
	コニカミノルタケミカル ワコーフィルタ	23人 156人			
浅羽西	梅山	浸水想定区域外への避難		浅羽東コミュニティセンター 117人	
	松原				
浅羽西	富里下	浸水想定区域外への避難		浅羽西コミュニティセンター 137人	
	富里中			浅羽西幼稚園 122人	

※浅羽南小学校は、施設敷地内において、一部浸水が想定されているため、まずは屋上の一時避難場所への避難を優先し、安全が確認された時点で、可能な施設を市指定避難所として利用する。

※一時避難場所及び市指定避難所については、施設が位置する地域に対応するよう記載したものであるが、災害時に有効な避難活動が行えるよう、地域間の連携を図るものとする。

## 2 注意喚起地域（バッファゾーン（余裕域））

津波が発生した場合に津波に対する注意を呼び掛ける地域をいう。

津波浸水想定区域のうち、津波の到達予想時間概ね60分後、浸水深1m未満、流速0.5m／秒未満の条件を満たすライン（別紙1・2の太い青線）の北側の区域は、津波の浸水深や流速が低下するため危険性が低いと考えられる。

しかし、河川周辺部や浸水する可能性のある区域への市民の侵入を防ぎ、津波の到達時間や規模等に注視する必要がある地域を、別紙1のとおり、注意喚起地域（バッファゾーン）に位置づける。

## 3 津波浸水深及び津波到達予想時間

各地域の津波の浸水深及び津波到達予想時間は、別紙3「袋井市津波シミュレーション分析結果図」を参考とし、より迅速な避難を心掛ける。

なお、第1波が最大とは限らず、場所によって、第2波、第3波の津波高が高い場合があり、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。

## 4 避難路

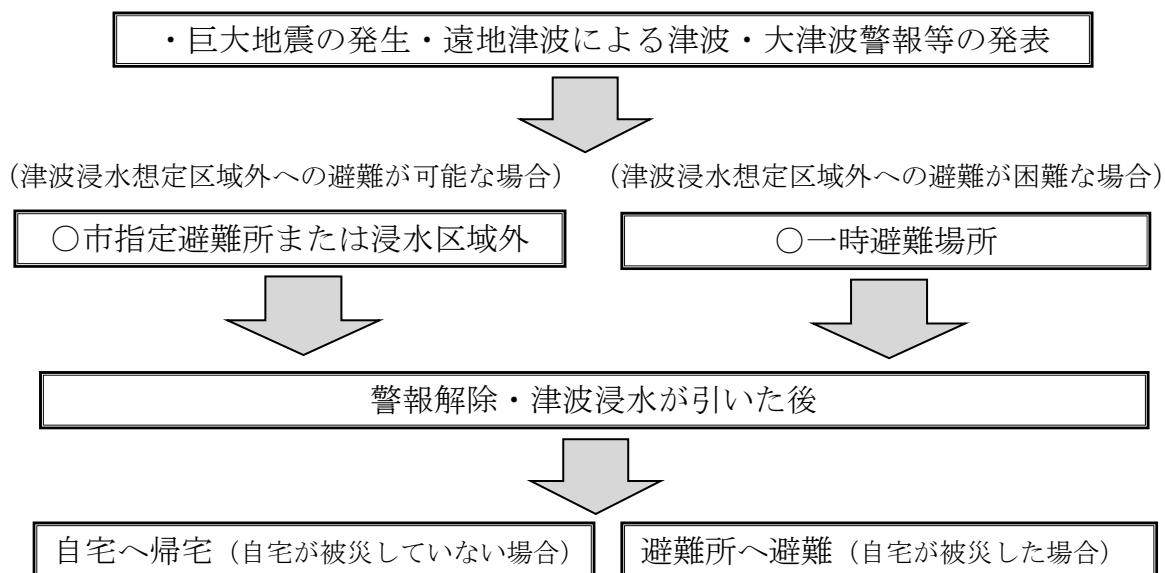
津波避難対象地域から津波避難場所までの幹線避難路を、別紙2（赤の細線で示した道路）に指定し、各地域においては、安全で最短の避難路・避難経路を設定する。

## 5 避難方法

地震・津波発生時には、地震の揺れや液状化などによる家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、交通渋滞の発生などが想定され、自動車では円滑な避難ができない可能性が高いことから、徒歩及び自転車での避難を原則とする。

なお、津波到達時間内に安全が確保できない場合や要配慮者を支援する場合に限って、自動車で避難することもやむを得ない。

### 【津波避難のイメージ】



### 第三章 初動体制

#### 1 災害配備基準

津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の配備態勢及び動員方法等を次表のとおりとする。

配備区分	配備時期	配置場所	配備要員	活動内容
事前配備態勢	①市内で震度3の地震が観測されたとき。 ②危機管理部長の指示があったとき。 ③「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報」が発表されたとき。	◎本部 市防災センター	◎事前配備体制要員 (各班約8名)	・気象情報の収集等 ・県及び防災関係機関との連絡調整
準備態勢	①津波注意報が発表されたとき。 ②危機管理部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター ◎現地災害対策本部 浅羽支所 ◎支部 浅羽南・浅羽東・浅羽西支部	◎危機管理課職員  ◎地域支援部正副部長、地域支援班 ◎浅羽南全支部員 浅羽東、浅羽西支部の正副支部長及び支部長が必要に応じて招集する職員	・「災害対策本部」及び「現地災害対策本部」の設置 ・自治会及び自主防災組織との連絡調整 ・消防団との連絡調整
第一次配備態勢	①津波警報が発表されたとき。 ②「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報」が発表されたとき。 ③本部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター  ◎現地災害対策本部 浅羽支所 ◎支部 全支部	◎正副本部長補佐、全部長、全副部長、統括班、総務班の班長及び動員係長、情報班の班長及び係長、支援対応班の班長、秘書班の班長、広報班、経理財政班の班長、農政班の班長、建築住宅班の班長、建設班 ◎地域支援部長副部長、地域支援班の班長 ◎浅羽南・浅羽東・浅羽西全支部員。その他の支部は正副支部長及び支部長が必要に応じて招集する職員	・「災害対策本部」及び「現地災害対策本部」の設置
第二次配備態勢	①第一次配備態勢では対応できない災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター ◎現地災害対策本部 浅羽支所  ◎全支部	◎本部 全副本部長、正副本部長補佐、全部長、全副部長、全班長、全副班長、全係長、第一次配備の係員、各班長が必要に応じて招集する職員 ◎全支部員	・「災害対策本部」設置
第三次配備態勢	①大津波警報が発表されたとき。 ②本府又は支所のいずれかが震度4以上の地震を観測したとき。 ③「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報」が発表されたとき。 ④本部長の指示があったとき。	◎本部 市防災センター ◎現地警戒本部 浅羽支所 ◎支部 全支部	◎全職員	・「災害対策本部」設置

## 2 職員の連絡

職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集する「自主参集」とする。

## 3 津波避難情報の種類と住民に求める行動

避難情報の種類と住民に求める行動は次表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	①具体的な規模は不明であるが、津波の到来が予測される場合 ②遠地津波の情報により、津波到達時間に余裕のある場合で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者(避難行動要支援者)が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①海岸利用者は直ちに、海岸から離れる。海岸、河口部に近づかない。 ②要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者(避難行動要支援者)は、指定された避難所への避難を開始(避難支援者は支援行動を開始) ③上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、ただちに避難行動を開始 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまが無い場合は生命を守る最低限の行動をとる。

## 4 津波避難情報の発令基準

避難情報の発令については、以下の基準を参考に総合的な判断により行う。

### (1) 突発型地震による場合

種類	判断基準	避難対象区域等
高齢者等避難	①津波注意報が発表されたとき ②市役所、浅羽支所いずれかで震度4以上の強い地震を観測したとき ③長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき	<input type="radio"/> 対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区
避難指示	①津波警報又は大津波警報が発表されたとき ②市役所、浅羽支所いずれかで震度4以上の強い地震を観測したとき ③長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき ④著しく危険が迫り、緊急に避難を要すると認められるとき	<input type="radio"/> 対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区(湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田) 浅羽東地区(松原・梅山) 浅羽西地区(富里下・富里中)
解除	①大津波警報、津波警報、津波注意報の全てが解除されたとき ②巡視等で安全を確認できたとき	

## (2) 予知型地震による場合

種類	判断基準	避難対象区域等
高齢者等避難	東海地震注意情報が発表されたとき	○対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区（湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田） ○対象者 要配慮者、対象地区内全住民
避難指示	東海地震予知情報が発表されたとき	○対象地区 海岸・河川周辺部 浅羽南地区（湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田） 浅羽東地区（松原・梅山） 浅羽西地区（富里下・富里中） ○対象者：対象地区内全住民

## 5 津波情報等の収集

強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、即時にテレビ、ラジオ放送を聴取するとともに、津波監視カメラのライブ映像等により情報を入手する。また、気象庁及び静岡県総合防災情報システム等の情報により次に掲げる情報を収集する。

### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

第1表 大津波警報、津波警報、津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

- 大津波警報、津波警報、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の留意事項
  - ・津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。
  - ・大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
  - ・「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。

- ・津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、より精度の高い地震規模をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第2表 津波情報

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 [発表される内容は、「第1表 津波警報、注意報」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

## ※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

## ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

### ○ 津波情報の留意事項等

(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報)

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(津波観測に関する情報)

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(沖合の津波観測に関する情報)

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3表 津波予報（※3）

## 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※3 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に、上表の内容を津波予報で発表する。

第4表 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度1以上を観測した地点と観測した振動を発表。それに加えて震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、戸別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）
その他情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表

## 6 津波避難情報の伝達方法

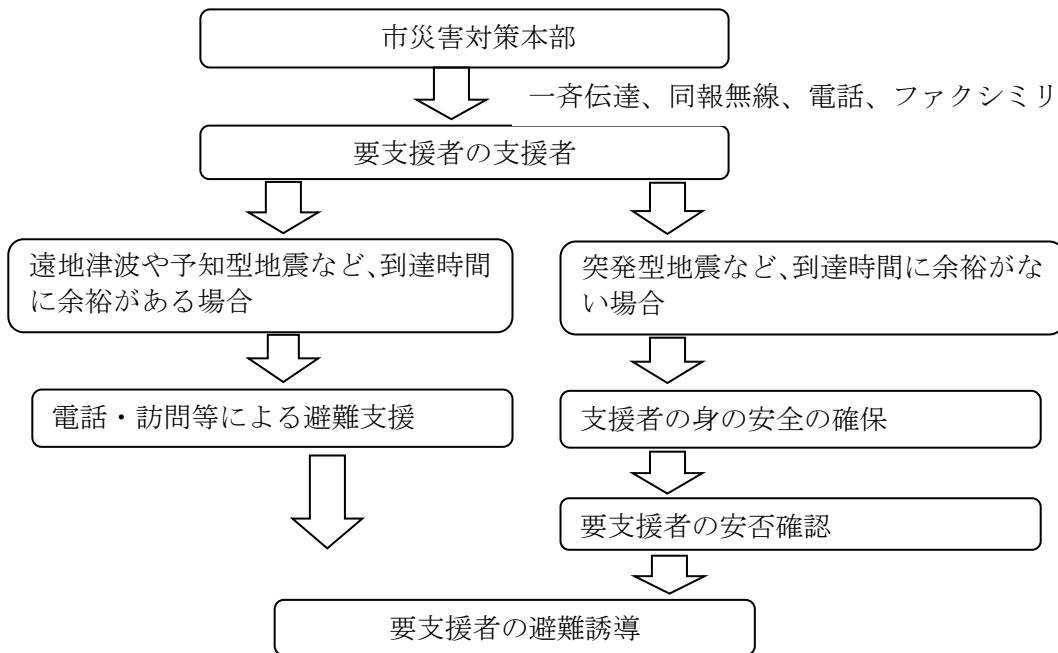
### （1）津波避難情報の伝達先・伝達方法

津波避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

	伝達先	伝達方法	伝達担当者 (市災害対策本部編成班)
住民等	住民	同報無線 市ホームページ テレビ・ラジオ 臨時災害FM放送局 メローねっと 緊急速報メール ※遠地津波の場合で、到達予測時間に余裕がある場合は、市広報車、消防車で広報	広報班 広報班 広報班 広報班 統括班 統括班 消防団
	自治会連合会長 自治会長	電話・ファクシミリ メローねっと	統括班
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 西部地域局 袋井土木事務所	地域防災無線 電話・ファクシミリ FUJISANシステム	情報班 情報班 統括班
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ	電話・ファクシミリ	広報班
医療・福祉関係機関	災害時における応援協定を結ぶ民間社会施設 ○○○等 ○施設	電話・ファクシミリ	要配慮者支援班
市関係機関	区域内の避難所等公共施設	地域防災無線・電話	情報班・地域支援班

## (2) 避難行動要支援者への伝達方法

津波被害が想定される場合において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、一人では避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対しては、「避難行動要支援者計画（個別計画）」に基づき、情報の伝達方法は、次のとおりとする。



## 7 津波避難情報の伝達文

避難情報を出す場合は、次の例文を基本とする。

種別	伝達文（例）
高齢者等避難 (津波注意報)  海岸利用者 浅羽南地区 (湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田)	<p>(サイレン) 海岸利用者にむけてのサイレン吹鳴は、必要に応じて行うものとし、サイレン信号は、「10秒吹鳴・2秒休止・10秒吹鳴」とする。</p> <p>(伝達文) 緊急放送 緊急放送 こちらは、袋井市災害対策本部です。 ・静岡県沿岸に津波注意報が発表されました。 ・震度4の地震を観測しました。 ○時○分に、海岸利用者・浅羽南地区に対して、「高齢者等避難」情報を出しました。お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、直ちに浅羽南小学校などに避難をしてください。</p>
避難指示 (津波警報)  海岸利用者 浅羽南地区 (湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田) 浅羽東地区 (松原・梅山) 浅羽西地区 (富里下・富里中)	<p>(サイレン) 海岸利用者にむけてのサイレン吹鳴は、必要に応じて行うものとし、サイレン信号は、「5秒吹鳴・6秒休止・5秒吹鳴」とする。</p> <p>(伝達文) 緊急放送 緊急放送 こちらは、袋井市災害対策本部です。 ・静岡県全域に津波警報が発表されました。 ○時○分に、○○地区に対して「避難指示」を出しました。 直ちに避難を開始してください。 河川や海岸から直ちに離れ、一時避難場所○○等の避難場所など出来るだけ高い場所に避難してください。</p>
避難指示 (大津波警報)  海岸利用者 浅羽南地区 (湊東・湊中・湊西・太郎助・西同笠・東同笠・大野・中新田) 浅羽東地区 (松原・梅山) 浅羽西地区 (富里下・富里中)	<p>(サイレン) 海岸利用者にむけてのサイレン吹鳴は、必要に応じて行うものとし、サイレン信号は、「3秒吹鳴・2秒休止・3秒吹鳴」とする。</p> <p>こちらは、袋井市災害対策本部です。 ・静岡県全域に大津波警報が発表されました。 ○時○分に、○○地区に対して「避難指示」を出しました。 直ちに避難を開始してください。 河川や海岸から直ちに離れ、一時避難場所○○等の避難場所など出来るだけ高い場所に避難してください。</p>